

機密性 1

# 關 稅 定 率 法

## (令和 7 年度)

財務省税関研修所

## 目 次

第1章 課税標準及び税率	1
第1節 課税標準	1
第2節 税率	1
第2章 関税評価制度	11
第1節 関税評価とは	11
第2節 関税評価に関する条約・協定	12
第3節 課税価格の決定方法	14
第4節 評価に関する申告	24
第3章 特殊関税制度	29
第1節 報復関税等(第6条)	29
第2節 相殺関税(第7条)	32
第3節 不当廉売関税(第8条)	41
第4節 緊急関税(第9条)	57
第5節 対抗関税(第9条第4項)	61
第4章 関税の軽減、免除又は払戻し	69
第1節 関税の減免戻し税制度	69
第2節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等(第10条)	72
第3節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税(第11条)	75
第4節 生活関連物資の減税又は免税(第12条)	77
第5節 製造用原料品の減税又は免税(第13条)	78
第6節 無条件免税(第14条)	81
第7節 再輸入減税(第14条の2)	89
第8節 外国で採捕された水産物等の減税又は免税(第14条の3)	91
第9節 特定用途免税(第15条)	92
第10節 外交官用貨物等の免税(第16条)	96
第11節 再輸出免税(第17条)	97
第12節 再輸出減税(第18条)	102
第13節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等(第19条)	103
第14節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等(第19条の2)	105
第15節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等(第19条の3)	107
第16節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等(第20条)	108
第17節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等(第20条の2)	110
第18節 関税の軽減、免除等を受けた物品の転用(第20条の3)	111

本書は、税関研修所において、実施する研修の講義で使用することを目的に研修教材として作成したものであり、令和7年4月1日現在の法令等に基づき編纂しています  
内容については、各法令の簡潔な説明にとどめており、税関業務のすべてを網羅するものではありません  
当該法令においては、様々な特例が適用される場合がありますので、申告や諸手続にあたりお知りになりたい点は、最寄りの税關にお問い合わせください

## 凡　例

本書における法令名の略称は、次のとおりである。

法令名	略　称
関税定率法	定率法
関税定率法施行令	定率令
関税定率法施行規則	定率則
関税暫定措置法	暫定法
関税法施行令	関税令
関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令	便益政令
税関関係手数料令	手数料令
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定	世界貿易機関協定
1994年の関税及び貿易に関する一般協定	ガット
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定	TRIPS協定



# 第1章 課税標準及び税率

## 第1節 課税標準

輸入貨物には、関税法及び定率法その他関税に関する法律により関税が課せられる（関税法第3条）。租税を課するには、いかなる基準に対していかなる割合で課するかを決めなければならないが、この場合の基準となるものを課税標準といい、その課する割合を税率という。

関税については、定率法第3条の規定により、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課することになっており、この場合の価格を課税価格といい、数量を課税数量という。

課税標準は、必ずしも単一に価格又は数量だけでなく、その物品に対する関税政策上の目的等により、価格と数量のいずれか、又は価格及び数量の両方という場合もあり、更に、その物品の輸入時期又は輸入価格等の相違により、複数となる場合もあるが、これらのことについては税率と密接な関係にあり、また、理解するうえでの便宜をも考慮して、まとめて次節において述べることとする。

## 第2節 税率

### 1. 税率の種類と特徴

税率とは、税額を決定するため課税標準に対して適用される比率をいい、その決められた内容によって、実質上その物品がいかなる課税標準によるべきものであるかを判断するためのものである。

我が国における関税の税率は、定率法第3条の規定（「その税率は、別表による。」）により、定率法別表の関税率表に定めたものによるのが原則とされている。しかし、近年における内外の複雑な経済情勢を反映して、関税の果たす役割も重要性を増し、税率についても、その種類とか組合せといったようなものが複雑化するとともに綿密の度を加えてきている。

なお、定率法には、我が国に入国する者が携帯して、又は別送して輸入する有税品に対し、定率法第3条の2の規定により、定率法別表付表第1に定められている簡易税率によること、また、課税価格の合計金額が20万円以下の輸入貨物（少額貨物）に対し、定率法第3条の3の規定により、定率法別表付表第2に定められている簡易税率によることを定めている。

では、関税率の形態には、どのようなものがあり、いかなる内容を持ったものがあるか眺めてみよう。

#### （1）課税標準による種類

##### ① 従価税率

価格を課税標準とするものを従価税といい、その税率を従価税率という。

従価税には、次のような特徴がある。

###### イ. 従価税の長所

A. 関税の負担が、貨物の価格に応じてなされるもので、各貨物について、個別的にその精度、品質等に比例して課税することができる。

B. 課税標準が価格変動に応じて上下するので、市場価格の騰落にかかわらず、課税負担の均衡を保持することができる。

ロ. 従価税の短所

A. 課税標準となる適正な価格を把握することが困難である。

B. 価格の決定が困難な場合には、煩雑な手続と経費を必要とする。課税価格の決定は、申告価格によることを原則とし、場合により賦課課税方式により決定するが、前者による場合は、不適当な価格による申告のおそれがあり、また、いずれの方式によっても価格についての情報収集の手数と費用がかかる。

C. 輸入価格が低くなればなるほど関税も低くなり、国内産業保護の見地からすると逆にはたらく。

以上の特徴のうち、我が国その他多数の国ではイの長所を重視し、この従価税を最も多く採用している。

従価税に関しては、課税標準となる価格の計算方法について、定率法第4条から第4条の9まで(課税価格の決定方法)に明確に規定されており、また、税率については、関税率表において品目ごとに百分率(例えば10%)で規定されている。

② 従量税率

数量を課税標準として課税するものを従量税といい、その税率を従量税率という。

従量税には、次のような特徴がある。

イ. 従量税の長所

A. 物の数量すなわち個数、重量等により課税し得るから課税標準の決定、つまり、税額の算定が比較的容易である。

税関職員は課税のための商品の価格の真実性を調査する必要がなく、商品を識別して関税率表の品目に合致させれば足りる。要するに従量税は、簡単に明瞭という租税の原則に適合する。

B. 輸入価格が低くなても関税額は変わらないので、このような場合は国内産業保護に有効にはたらく。

C. 実際の価格より低い価格で申告して関税を免れる余地がない。

ロ. 従量税の短所

A. 商品が異なると、取引単位も一様とは言えず、また、関税負担の公平を図るために、輸入品の品質、品種、加工度等に応じて税率を細分して定めなければならないので、関税率表が煩雑となる。

B. 課税標準が物価の変動に応じて上下しないので、物価が騰貴した場合には関税はほとんど無意味となり、反対に物価が低落した場合には関税負担は過重となる。これを防止するためには頻繁に税率の改正を要する。

我が国ではイの長所を重視し、品目選定の的確性に配慮しつつ、一部の貨物についてこの従量税を採用している。

従量税を表示する従量税率は、課税標準を算定するための数量単位が必ずしも各品目について共通ではないが、単位量に対する課税の額、例えば、「1キログラムにつき○○円」のような税率で

規定されている。

### ③ 選択税率

価格及び数量の二つの課税標準のうち、一定の条件によっていずれか一方を選択するものを選択税といい、その税率を選択税率という。

選択税は、通常良質の物品や市価が騰貴したときには従価税率が、廉売品や市価が低落したときには従量税率が適用されるように、従価税又は従量税の長所のみが働き安定した関税を確保して課税の目的を達成しようとするものである。ただし選択といってても、任意の選択ができるのではなく、どちらを使うか規定されている。

選択税を表示する税率は、一つの物品に対して従価税率と従量税率との二つが掲げられ、そのうちいずれか高い方（又は低い方）を適用するように規定されている。

我が国の関税率表には主なものとして、魚油（第 1504.20 号）、鉛合金の塊（第 7801.99 号）等に適用されており、「○○% 又は ○○円／kg のうちいずれか高い税率」というように定められている。

### ④ 併用税率（複合税率）

価格及び数量の両方を同時に課税標準とするものを併用税といい、その税率を併用税率という。

併用税には従価税を主体とし、これに従量税を加味したものと、逆に従量税を主体とし、これに従価税を加味したものがあるが、いずれも従価税、従量税の短所をそれぞれの長所で補うことで、安定した関税の課税を確保しようとするものである。

併用税率については、一つの物品に対して従価税率と従量税率の二つの税率があり、税額は、これら二つの税率により算定した額の合計となる。

併用税率の例としては、ヨーグルト（第 0403.20 号）が「35% + 1,076 円／kg」というように定められており、また、綿織物（第 5208.11 号）については、従価税による場合と併用税による場合のうち、いずれか高い税率を課する方式としての選択税として、「5.6% 又は 4.4% + 1.52 円／m<sup>2</sup> のうちいずれか高い税率」というように定められている。

### ⑤ 差額税率

差額税率は、国産品の価格を勘案した一定価格と輸入品の課税価格との差額を税率とするものである。現在、差額税率のみが定められた物品はないが、豚及び豚肉について従価税率及び従量税率と組み合わせて設定されており、これらは、「畜産物の価格安定等に関する法律」（昭和 36 年法律第 183 号）による国内価格安定制度と結合した仕組みの税率となっている。

(例) 豚肉（冷蔵枝肉） 第 0203.11 号－2（令和 7 年度）

〔課税価格〕 [税率] 暫定税率

1 従量税適用限度価格以下のもの……… 361 円／kg（従量税）

2 従量税適用限度価格を超える価格（基準輸入価格を 1,043

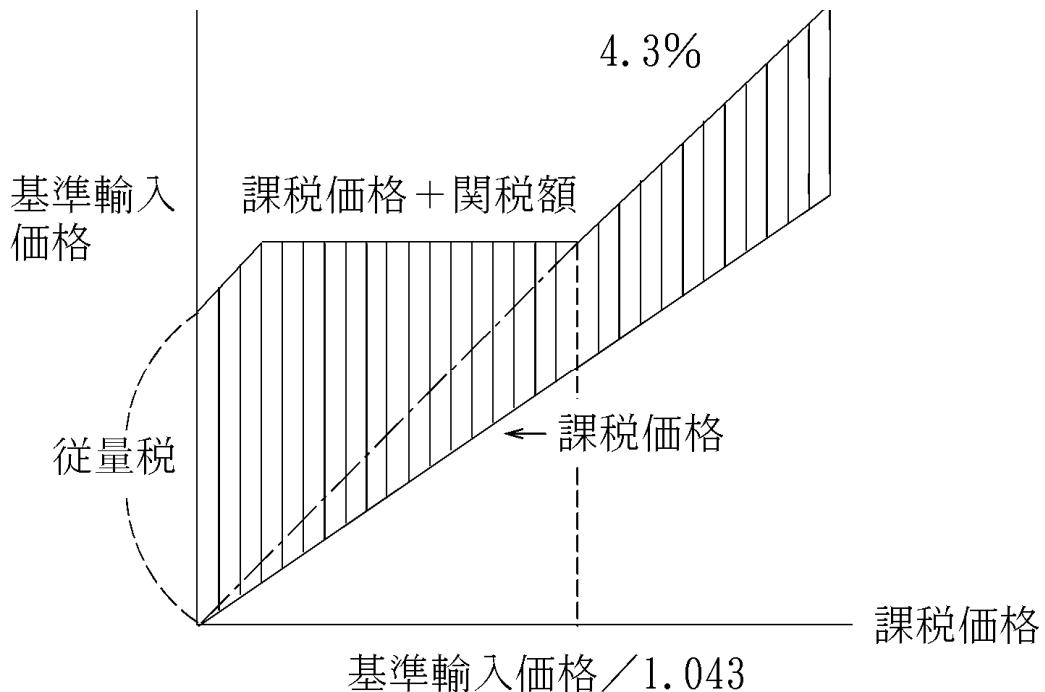
で除した価格 = 393.00 円／kg）以下のもの

…………… (基準輸入価格 - 課税価格) / kg

3 分岐点価格を超えるもの……… 4.3%

(注) 従量税適用限度価格 = 基準輸入価格 - 従量税 = 48.90 円／kg

基準輸入価格 = 409.90 円／kg



#### ⑥ スライド税率

スライド税率は、輸入価格の変化に応じて税率自体が自動的に変化するものをいい、単純な従価税、従量税とは異なる。すなわち、一般に価格が高くなるに従い関税額が減少していく差額税率の部分を有するものをスライド税率と呼んでいる。

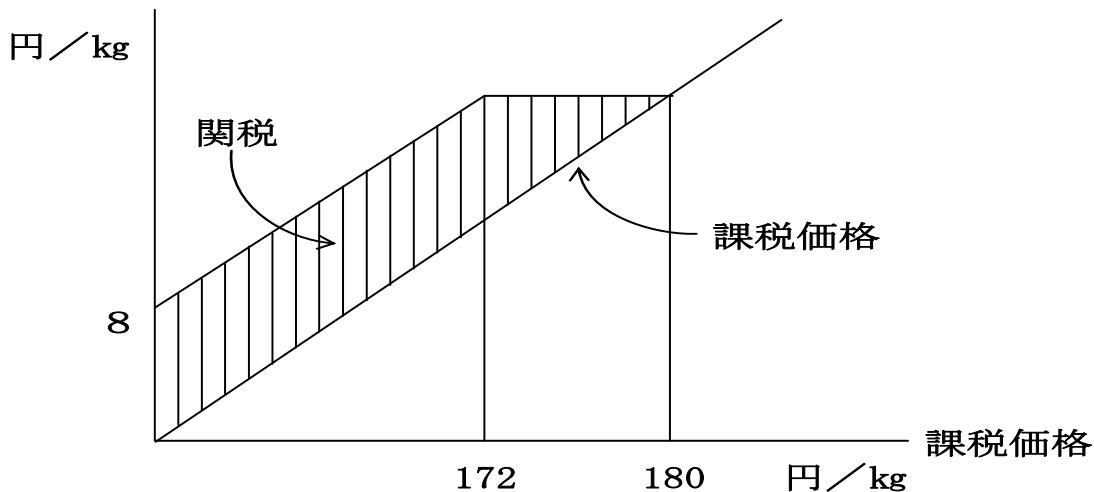
スライド税率は、主として価格が大幅に変動する貨物に対して適用され、輸入価格が低落する場合には課税して国内生産者を保護し、一方、価格が一定価格を超えて上昇する場合には需要者の立場も考慮し関税額が軽減され無税となるものが多い。

前記⑤の豚肉の税率もスライド税率の一種ということができる。

(例)	精製鉛	第 7801.10 号
	[課税価格]	[税率]
[1]	172 円/kg 以下のもの	8 円/kg
[2]	172 円/kg を超え	
	180 円/kg 以下のもの	(180 円 - 課税価格) / kg
[3]	180 円/kg を超えるもの	無税

注) 協定税率は、課税価格が 180 円/kg を超えるものは無税、課税価格が 180 円/kg 以下のものは 2.7 円/kg であり、協定税率適用国から輸入される場合は、スライド関税（国定）と協定税率のいずれか低いほうが適用されるので、課税価格が 177.3 円/kg 以下が税率 2.7 円/kg となり、177.3 円/kg 超 180 円/kg 以下が税率 (180 円 - 課税価格) / kg となる。

## 課税価格 + 課税額



### ⑦ 季節関税

季節的な生産物で、国産品の出廻り時期が限られていて、その期間だけは国産品を保護するため高い税率を設け、他の期間は低い税率として国産品の不足を輸入品で補うように、同一の品目について季節的に期間を区切って異なる税率が設定されているものである。我が国においては、例えば、オレンジ(第0805.10号)について6月1日から11月30日まで申告するものは20% (協定16%)、12月1日から翌年の5月31日まで申告するものは40% (協定32%) という二つの異なった税率が定められている。

### ⑧ 関税割当 (タリフ・クオータ=TQ)

関税割当制度は、特定貨物の輸入について、一定数量までのものについては低税率、それを超える数量については高税率による関税を課する二重税率制度である(定率法第9条の2、暫定法第8条の5第2項)。

この制度によると、一定量までは低価格による輸入を確保することによって需要者の要請に応ずるとともに、一定量以上の輸入を抑制して国産品の国内市場を確保することが期待され、生産者、需要者の利害の調整に役立たせるものである。このため、特定品目の輸入数量制限をやめて自由貿易に移行する場合、又はある商品についてどうしても関税譲許が必要とされる場合等に採用されることが多く、ウルグアイ・ラウンドにおける農産物の輸入制限の関税化の際にも対象品目の多くが関税割当制度の対象となった。

この制度は、結果的に輸入量を制限する意味をもつものではあるが、高い関税を払えば自由に輸入することができるので、輸入の直接制限である輸入割当制度よりは一步前進したものである。ガットにおいても、輸入制限は原則的に禁止されているが、タリフ・クオータは必ずしもそうではなく、無差別適用を要件として認められている。

米国、EU等の諸国も国内産業保護の観点からこの制度を採用している。

関税割当制度においては、一次(低)税率の適用を受けて輸入できる数量を関税割当数量といい、

原則としてその貨物の国内需要量から国内生産量を差し引いた数量（必要輸入量）が基準となる。

関税割当数量の割当方法には、その数量に達するまで輸入者の申請に対して先着順に割り当てる方式と、過去の実績等に基づいて事前に輸入者に割り当てる方式とがあるが、先着順方式では輸入競争の弊害が伴うので、我が国では事前割当方式によっている。

関税割当制度の適用については、具体的な数量や割当の方法等が、「関税割当制度に関する政令」（昭和 36 年政令第 153 号）で定められている。

## （2）制定方式による種類

### ① 国定税率

国内法によって定めている税率を国定税率といい、我が国においては、その法律によって次のようなものがある。

#### イ. 基本税率

定率法の別表に規定されている税率で、関税行政上の基本となる税率である。

#### ロ. 簡易税率

##### A. 入国者の輸入貨物に対する簡易税率

定率法第 3 条の 2 の規定に基づく簡易税率表に規定されている税率であって、関税と内国消費税を総合した税率で、入国者が携帯又は別送して輸入する物品に対して、その通関の迅速化・円滑化を目的として適用されるものである。

##### B. 少額輸入貨物に対する簡易税率

定率法第 3 条の 3 の規定に基づく簡易税率表に規定されている関税率であって、課税価格の合計額が 20 万円以下の輸入貨物に対して、その通関の迅速化、課税事務の省力化等を目的として適用されるものである。

#### ハ. 暫定税率

暫定法第 2 条の規定により、同法の別表第 1 及び別表第 1 の 3 に規定されている税率で、基本税率に対して低率のもの（大部分のもの）と高率のものとがあるが、主として自由化対策や経済政策における特殊な事情等から生ずる要請に応えるため設定されたもので、基本税率ではその目的を達成できないような場合に、暫定的、かつ、弾力的に適用する税率である。

#### 二. 特恵税率

##### A. 一般特恵（G S P）税率

暫定法第 8 条の 2 第 1 項の規定により、特恵受益国等（開発途上国・地域であって、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で指定した国・地域）から輸入される一定の品目に適用されるものである。特恵受益国等以外から輸入する貨物に適用する税率より低い税率にすることにより、これらの国又は地域の開発を促進するいわゆる南北問題の解決に資するために実施されたもので、我が国が一方的に関税上の便益を供与するという点にその特色がある。

特恵税率が適用される物品及び税率は、次のとおりである。

###### a. 農水産物等（関税率表第 1 類から第 24 類までに該当する物品）

（a）暫定法別表第 2（農水産物等特恵関税率表）に掲げる物品

同表に規定する税率

(b) 上記(a)以外の物品

特恵税率の適用なし

b. 鉱工業產品等（関税率表第25類から第97類までに該当する物品）

(a) 暫定法別表第3に掲げる物品

最惠国待遇の便益を与える国から輸入する貨物に適用される税率に、同表に定める係数（0.2、0.4、0.6、0.8の4段階）を乗じて得た税率

(b) 暫定法別表第4（特恵関税例外品目表）及び別表第5（特別特恵関税例外品目表）に掲げる物品

特恵税率の適用なし

(c) 上記(a)及び(b)以外の物品

無税

B. 特別特恵税率

暫定法第8条の2第3項の規定により、前記Aの特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で、特恵関税について特別の便益を供与することが適當であるものとして政令で定める国（特別特恵受益国）の產品に適用する税率である。

特別特恵税率が適用される物品及び税率は次のとおりである。

暫定法別表第5（特別特恵関税例外品目表）に掲げる物品以外のもの

無税

② 協定税率

外国との条約に基づいて、特定品目について一定の率以下の関税しか課さないことを約束している関税率を「協定税率」という（譲許税率という場合もある。）。

イ. WTO協定税率（ガット譲許税率）

世界貿易機関設立協定附属書一Aの「1994年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表」の第38表日本国の譲許表に規定された税率である。ガット第2条1(b)は「いずれかの締約国の譲許表の———產品に該当する他の締約国の領域の產品は、———輸入に際し、———その譲許表に定める関税を越える通常の関税を免除される。———」と規定し、譲許表に規定する税率が世界貿易機関の締約国からの物品に課すことのできる最高の税率としている。後記ロのEPA／FTAに基づく税率（以下「EPA特恵税率」という。）が適用されるまでは、協定税率としては、この税率だけであった。

ロ. EPA特恵税率

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）及び自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）とは2以上の国（又は地域）で物品の貿易等を自由化するために締結された協定であり、当該協定で定めた原産品に関する要件を充足する貨物はEPA特恵税率が適用される。我が国においては、令和7年4月現在、①日・シンガポール経済連携協定（正式名称：新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定）、②日・メキシコ経済連携協定（正式名称：経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆

国との間の協定)、③日・マレーシア経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定)、④日・チリ経済連携協定(正式名称：戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定)、⑤日・タイ経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定)、⑥日・インドネシア経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定)、⑦日・ブルネイ経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定)、⑧日・ASEAN包括的経済連携協定(正式名称：包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定)、⑨日・フィリピン経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定)、⑩日・スイス経済連携協定(正式名称：日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定)、⑪日・ベトナム経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定)、⑫日インド包括的経済連携協定(正式名称：日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定)、⑬日ペルー経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定)、⑭日オーストラリア経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)、⑮日モンゴル経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定)、⑯TPP11協定(CPTPP)(正式名称：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)、⑰日EU経済連携協定(正式名称：経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)、⑱日米貿易協定(正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定)、⑲日英経済連携協定(正式名称：日英包括的経済連携協定)及び⑳RCPE協定(正式名称：地域的な包括的経済連携協定)の計20本のEPAを締結、発効している。

EPA特惠税率は、一般に他の税率より低く設定されており、原則としてそれらに優先して適用される。

#### ハ. 最惠国税率

ガット又は二国間条約における最恵国条項によって相手国からの輸入品に対し、第三国からの同種の物品に与えた最も有利な税率と同一の税率を適用することを約束した場合、その税率を最恵国税率という。WTOの非加盟国であっても、通商航海条約等の二国間条約を締結している国については、条約中の関税に関する最恵国条項に基づいてガット譲許税率と同一の税率が適用されている。

#### ③ 便益関税(定率法5条)

便益関税制度は、関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。)の生産物で輸入されるものに、既存の条約により他の国に供与している便益の限度を超えない範囲で、関税について便益を与えようとするものであり、その目的とするところは、これらの国との特殊関係の維持又は貿易の促進を図ろうとすることがある。便益関税は、一般税率よりも低い税率が適用されるものであるが、次のような特色がある。

イ. その便益が条約によらず、我が国の法律によって一方的に供与されること。

ロ. その便益の程度がすでに我が国が他の国と締結した条約で供与している便益の範囲内である

こと。

この場合、便益には、税率による便益に限らず、税関手続その他の便益も含まれるが、現在供与されることになっている便益は税率上のもののみである。

戦前において、関東州、支那、トルコ、レバノン等の生産物に係る物品について便益関税を適用した事例、また、アメリカ合衆国が昭和15年に通商条約を破棄した後も米国側において、行政上の措置により本邦の生産物に対し従来どおり関税の最惠国待遇を供与していたので、本邦においてもそれに呼応してこの規定により便益関税を適用した事例があった。終戦直後は、我が国の関税率制度が国定税率1本であったため、便益関税を適用する余地がなかったが、昭和30年にガット譲許税率が発効した結果、再びフィリピン、ポルトガル等特定国の生産物に対し、便益関税を適用することになった。

便益関税の適用については、便益政令により、その適用国、適用貨物、適用税率等が規定されている。

便益関税の適用を受ける国は、令和7年4月1日現在14カ国・地域（便益政令別表）であり、これらの国に与えている便益の限度は、ガット譲許税率（WTO協定税率）である。

便益関税の適用を受けることができる貨物は、前記便益関税適用国で生産される貨物のうち、WTOの日本国譲許表（1994年のガットのマラケシュ議定書）に掲げられている貨物であり、税率は、WTO協定税率である。

以上述べた税率はすべて別個に存在するものではなく、例えば「基本税率であり、かつ、従価税率でもある。」とか、あるいは「暫定税率であり、かつ、差額税率でもある。」といったように、課税標準による種類と制定方式による種類とが重なり合って両面の性格を兼ね備えた税率として存在しているものである。

## 2. 税率の適用順位

一つの物品に対し、国定税率である基本税率と暫定税率とがある場合には、暫定法第1条が優先適用を規定しているため、暫定税率が優先的に適用される。また、暫定法第8条の2の規定により適用条件に合致していれば特恵税率が最優先で適用される。

また、一つの物品に対して、WTO協定税率と国定税率とがある場合には、関税法第3条ただし書きが、「条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による」と規定していることからWTO協定税率が優先して適用される。

ただし、WTO協定税率は、輸入国の関税率がWTO協定税率を超えないことを約束するもの（ガット譲許税率については、ガット第2条1(b)「その譲許表に定める関税を超える通常の関税を免除される。」の規定による。）であるから、協定税率が国定税率と等しい場合又は高い場合には、協定税率ではなく国定税率を適用することとなる。

一般特恵(GSP)税率とWTO協定税率の関係では、一般特恵(GSP)税率はWTO協定税率よりも低いため、特恵税率適用条件を満たす貨物については、特恵税率が適用される。

また、経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)の原産品に関する要件（原産地規則）を満たすもので、同協定で設定されている税率（EPA特恵税率）が他の税率よりも低い場合は、EPA特恵

税率が適用できる。

(例) 基本税率 10%  
暫定税率 20% } の場合は、  
WTO 協定税率 5 %

WTO協定税率適用貨物には、5%、非適用貨物には20%の税率が適用される。

## 第2章 関税評価制度

### 第1節 関税評価とは

関税評価とは、関税の課税標準のひとつである輸入貨物の価格（課税価格）を法律の規定（定率法第4条～第4条の9）に従って決定することである。我が国の関税の税率は従価税率が多く、また、関税無税品であっても消費税の課税標準が関税評価に係る規定を基に計算されること（消費税法第28条第4項）、及び輸出申告すべき価格も関税評価に係る規定に基づく（関税法施行令第59条の2）ことから、すべての輸出入貨物についてその価格を決定する関税評価は、課税上極めて重要なものであると共に、減免税の適用、貿易統計の作成等税關行政全般に關係してくる。

#### （参考）商品の価格

商品の価格は、同種のものであっても、場所（例えば、生産地と消費地）、時（例えば、1年前と現在）等種々の要素の相違によって異なるものである。

商品の価格を決定する要素の主なものとしては、次のようなものがあげられる。

- (1) 場所 一般に商品は、生産された場所（生産地）から消費される場所（消費地）に運ばれ、消費者の手に渡る。したがって、両地における商品の価値には、当然のことながら両地間の運搬費、保険料、流通取扱者の利潤等に相当する差異が生ずる。
- (2) 時 時が異なれば（例えば、3年前と現在）、同じ商品でもその価値は、通常異なる。
- (3) 数量 俗に「1ダースになれば安くなる。」という。これを称して、通常「数量値引き」といわれている。これは、商品の生産数量が多くなれば、商品1単位当たりの生産原価が割安になるからである。
- (4) 取引段階 商品によっては、生産者と消費者が直接取引することもあるが、化粧品、衣類等一般消費物資は、通常「生産者→大卸→中卸→小卸→小売商→消費者」といったいくつかの流通段階を経ており、商品の価値は、これらの各段階において異なる。これは、各流通段階においてそれぞれの取扱者の運送費用、保管費用、手数料（マージン）等が加算されるためである。  
(したがって、商品の価値は各流通段階を経るごとに漸次高くなる。)
- (5) 決済条件 商品を購入する場合、商品代金を現金で支払う場合の価格に比べ、分割（例えば、月賦）で支払う場合の価格の方が割高となっている。これは分割払いの場合には、代金が支払われるまでの金利に相当する額が、商品の価格に含まれているからである。  
商業取引では、3ヵ月後払い、4ヵ月後払い、6ヵ月後払い等の延払決済条件の場合が一般的であり、その決済条件（延払期間の金利分を含めて）で商品価格が決められている。したがって買手が現金決済を希望する場合には、延払決済を前提として決められた商品の価格から、金利相当分の値引きをするのが通常である。これが「現金値引き」といわれるものである。

## (6) その他の取引事情

売手と買手の間に特殊関係（例えば買手が売手に対し資本を投資している場合等）があり、買手に対する商品の価値は、この特殊な関係に影響されて、他の買手に対するよりも安い価格で販売される場合がある。

# 第2節 関税評価に関する条約・協定

## 1. ガット第7条の規定

関税評価に関する国際的な取決めとしては、1948年（昭和23年）発効した「ガット」（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade）第7条に「関税上の評価」という見出いで、次のような原則的規定を定めている。

### （1） 関税上の価額は、実際の価額に基づくことを要する。

輸入貨物の関税上の価額は、実際の価額に基づくものでなければならず、国内原産の產品の価額又は任意の若しくは架空の価額に基づいてはならず、貨物の原産国又は輸出国において課される国内税で、免除又は払い戻されるものの金額を含んではならない。

また、「実際の価額」とは、輸入国の法令で定める時及び場所で、その貨物又は同種の貨物が、通常の商取引において完全な競争的条件の下に販売され又は販売のため提供される価格をいう。

### （2） 通貨換算の基準

外国通貨で表示された価格の輸入国通貨への換算は原則として国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）平価によること。

### （3） 評価規則の公表

価額を決定するための基準及び方法は安定したものであり、そして、貿易業者が相当の確実性をもって関税上の価額を推定できるよう公表したものでなければならない。

このように、ガットの評価に関する規定は、価額の定義ではなく、締約国が輸入貨物の課税価額を決定する場合に守らなければならない義務を定めたものといえる。

このため、東京ラウンド交渉において、より具体的な統一の国際ルールを作成することとなり「関税及び貿易に関する一般協定（ガット）第7条の実施に関する協定」（関税評価協定）が作成され、我が国もこれに加盟したことから、定率法の改正を行い、1981年（昭和56年）1月1日から同協定に基づく関税評価が実施されている。

なお、その後、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果「世界貿易機関協定」に基づきガットに代わる国際機関として世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が設立されたことに伴い、関税評価協定も世界貿易機関協定の附属書1Aの中の1つに掲げられ「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（WTO関税評価協定）」となった。なお、WTO関税評価協定の内容自体は東京ラウンド時点のものから実質的な改正はなかったため、我が国の定率法の評価関係の規定はWTO加盟時には改正されていない。

## 2. 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（WTO関税評価協定）

ガット第7条の実施規定として作成された、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定（ガット）第7条の実施に関する協定」（WTO関税評価協定）の骨子は、次のとおりである。

### （1）同協定の序説及び序文における趣旨等の規定

- ① 課税価額の決定のための主たる基礎は「取引価額」
- ② 公正、画一的かつ公平な制度
- ③ 慎意的又は架空の課税価額の排除
- ④ 商慣行に適合する簡明かつ衡平な規準を基礎
- ⑤ 輸出国（供給源）の違いによる差別の排除
- ⑥ ダンピングに対抗する措置として用いない

（2）課税価額は、原則として、貨物が輸入国に輸出のために販売された場合に「現実に支払われた又は支払われるべき価格」に所要の加算を行った額（取引価額）によることとする。

（3）「現実に支払われた又は支払われるべき価格」に加えられる加算要素は次のとおり限定される。

- ① 手数料及び仲介料（買付手数料を除く）
- ② 容器の費用
- ③ 包装に係る費用
- ④ 無償又は値引きして提供された原材料等の費用
- ⑤ ロイヤルティ又はライセンス料
- ⑥ 再販売、処分又は使用の収益
- ⑦ （CIFを課税価額とする国にあっては）輸入港までの輸送、積卸し等に要する費用及び保険料

（4）CIF、FOB等のいずれによるかは、加盟各国の国内法に任される。

（5）取引価額をベースにして課税価額を決定できない場合は、次の順序で課税価額の決定を行う。

- ① 同種貨物の取引価額による方法
- ② 類似貨物の取引価額による方法
- ③ 国内販売価格からの逆算による方法
- ④ 製造原価を基礎とする積算による方法

（注）輸入者が要請した場合、③と④の適用順位は逆になる。

（5）前記のいずれの方法でも課税価額の決定ができない場合は、この協定及びガット第7条の原則並びにこれら的一般規定に適合する方法により、課税価額を決定する。

なお、この場合においても、課税価額の決定は、次の価格等に基づいて行ってはならない。（WTO関税評価協定第7条2）

- ・輸入貨物の輸入国において生産された貨物の当該輸入国における販売価格
- ・特定の二の価額のうちいかれか大きい方の価額の採用について定める制度
- ・輸出国の国内市場における貨物の価格
- ・同種貨物又は類似貨物について既に決定された積算価額以外の積算による価額
- ・輸入貨物の輸入国以外の国への輸出のために販売される貨物の価格
- ・最低課税価額
- ・恣意的な又は架空の価額

(6) 外国通貨表示の価格の自国通貨への換算は、輸入国の当局が適時に公表する換算率による。

### 第3節 課税価格の決定方法

「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（WTO関税評価協定）」の規定に従い、課税価格の決定方法として、定率法第4条に課税価格の決定の原則を定め、これによれない場合は定率法第4条の2から第4条の4までにその適用順序に従って決定方法を定めている。

#### 1. 課税価格の決定の原則

##### (1) 取引価格

定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）において課税価格は、輸入貨物に係る輸入取引（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものと有しない者であるものを除く。以下同じ。）がされた場合において

- ① 買手により売手に対し又は売手のために当該輸入貨物について現実に支払われた又は支払われるべき価格（現実支払価格）に、
  - ② その含まれていない限度において当該輸入貨物の輸入港までの運賃等（加算要素）の額をえた価格（取引価格）
- と規定されている。

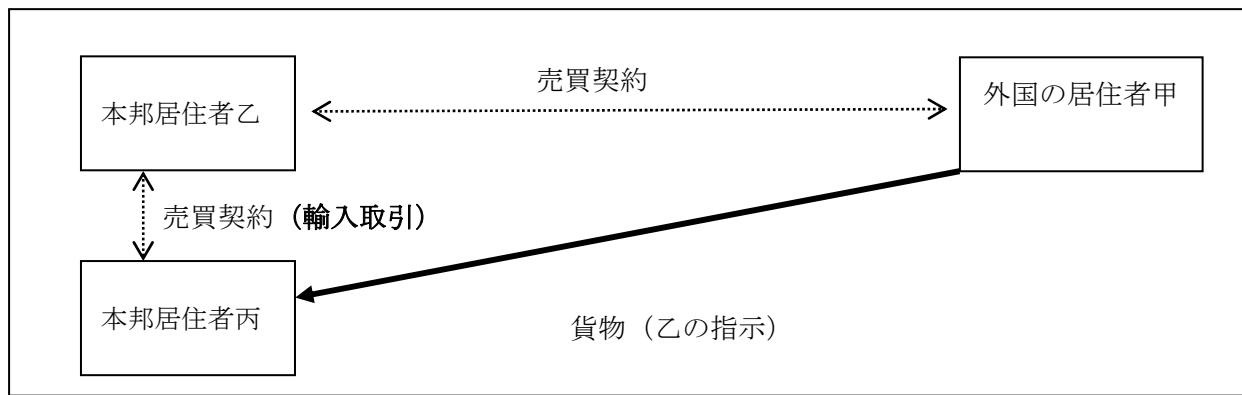
ただし、輸入取引によって輸入される貨物であっても、後記2の輸入取引に係る特別な事情がある貨物については、定率法第4条第1項に規定する評価の方式は適用されない。また、輸入取引によらないで輸入される貨物（例えば、無償貨物、委託販売貨物、賃貸借貨物等）については、取引価格が存在しないため、定率法第4条第1項に規定する評価の方式は適用されない。

##### (2) 輸入取引

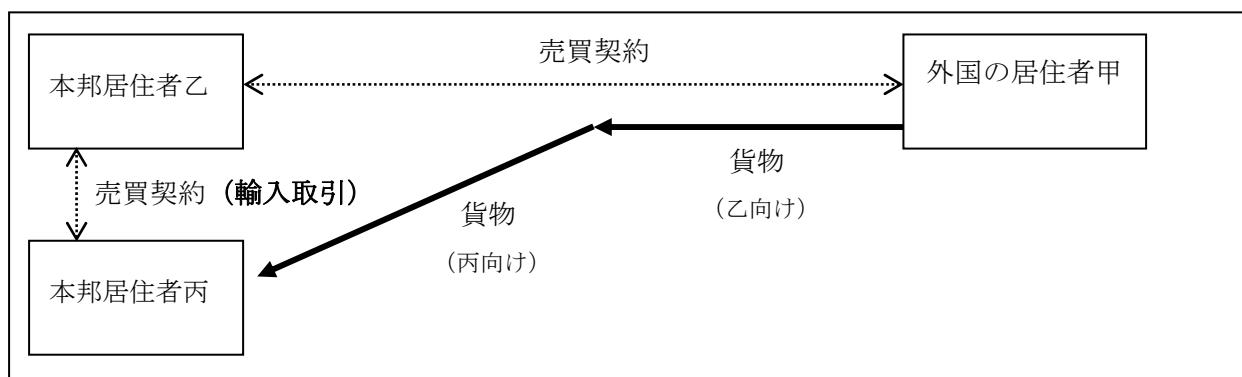
定率法第4条第1項にいう「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいう。（定率法基本通達4-1（1））

また、貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の売買が行われているような場合の取扱いについては、定率法基本通達4-1（2）において、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となる旨を規定するとともに、輸入取引の取扱を以下のとおり例示している。

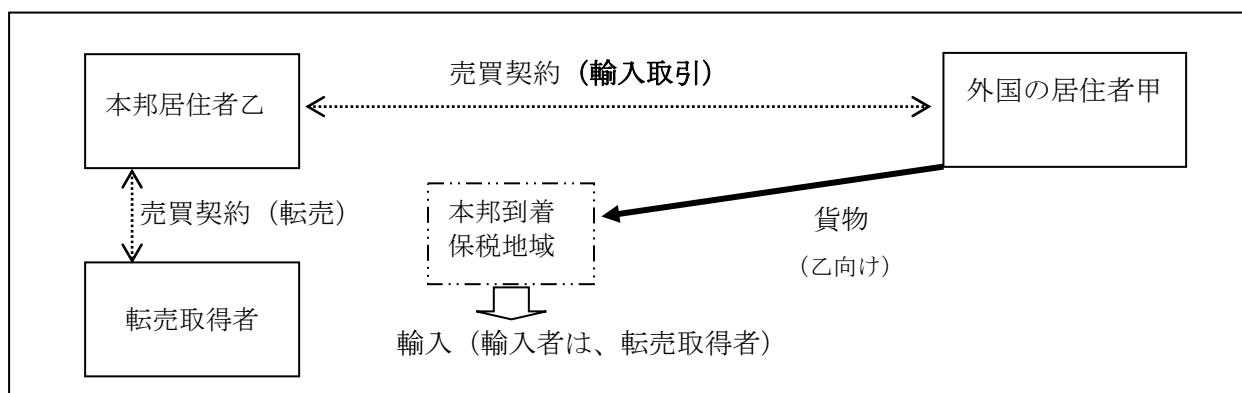
- ① 外国の1の居住者（以下③までにおいて「甲」という。）と本邦の1の居住者（以下③までにおいて「乙」という。）との間で貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結された後、乙と本邦の乙以外の1の居住者（以下②までにおいて「丙」という。）との間で当該貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結され、乙の指示により、当該貨物が甲から丙へ向けて輸出され、丙により輸入された場合は、乙と丙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、乙と丙との間の売買が輸入取引となる。



② 甲と乙との間で貨物を本邦に到着させることを目的として締結された売買契約に基づいて外国から本邦へ向けて貨物が輸出された後、本邦への運送途上において、乙と丙との間で当該貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結され、丙により輸入された場合は、乙と丙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、乙と丙との間の売買が輸入取引となる。



③ 甲と乙との間で貨物を本邦に到着させることを目的として締結された売買契約に基づいて当該貨物が本邦に到着した場合であって、当該貨物が本邦到着後又は保税地域に蔵置中に転売されて輸入されるときは、甲と乙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、甲と乙との間の売買が輸入取引となる。



### (3) 買手と売手

現行関税評価制度においては、可能な限り実際の商取引が尊重されることとされており、輸入貨物の課税価格は、原則として、当該輸入貨物の輸入取引における買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額としている。

ここで留意すべきことは、通常、輸入貨物の課税価格は輸出者と輸入者の間で取りかわす仕入書に記載された仕入書価格に基づき計算されるが、これらの輸出者、輸入者が必ずしもすべての場合において当該輸入貨物の売手、買手ではないことである。したがって、関税評価に当たっては、当該輸入貨物の輸入取引における買手、売手はいずれの者であるかを認定することが重要となる。

輸入取引における「買手」とは、本邦に拠点を有する者であって、当該拠点において実質的に自己の計算と危険負担の下に売手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいい、輸入取引における「売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に買手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいう。

具体的には、買手及び売手は、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とする。(定率法基本通達4—1(3))

### (4) 現実支払価格

「現実支払価格」とは、輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格であり(定率法第4条第1項本文)、またその価格は輸入貨物について買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額(買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の弁済、その他の間接的な支払の額を含む。)をいう(定率法施行令第1条の4)。現実支払価格については、輸入貨物の輸入取引に係る仕入書(仕入書に代わる書類を含む。)であって、当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合には、当該仕入書に表示された仕入書価格に基づき認定する(定率法基本通達4—2(3))こととしている。

ただし、次のような別払金等がある場合には現実支払価格と仕入書価格とが一致しないこととなる。  
(定率法基本通達4—2(3)イ～ニ)

①仕入書価格の支払いに加えて、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて割増金、契約料等の別払い金がある場合。

この場合の現実支払価格は、仕入書価格に割増金、契約料等を加えた価格である。

②輸入貨物の売手が買手以外の第三者に対して何らかの債務を負っており、当該債務を買手に弁済させることとし、仕入書価格から当該弁済額を控除した場合。

この場合の現実支払価格は、仕入書価格に弁済される額を加えた価格である。

③輸入貨物の売手が買手に対して何らかの債務を負っており、当該債務の全部又は一部を輸入貨物の価格の一部と相殺するため当該価格を仕入書価格から控除した場合。

この場合の現実支払価格は、仕入書価格に相殺される額を加えた価格である。

④輸入取引に付されている価格調整条項の適用により、当該輸入貨物に係る仕入書価格について調整が行われる場合。

この場合の現実支払価格は、調整を行った後の輸入貨物に係る価格である。

この他に、現実支払価格を構成するものとして

- ①輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出國（積替え国を含む。）で生じる保管料で、買手が負担するもの（定率法基本通達4－2（5））
- ②売手（売手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が売手自身のために行った検査費用で買手負担のもの（定率法基本通達4－2の3（1））
- ③製造作業に従事する者にかかる費用で買手負担のもの（定率法基本通達4－2の3（3））
- ④売手が買手に対して保証を履行することとなっている場合に支払われた保証費用（定率法基本通達4－2の4）

などがある。

また、現実支払価格に次の費用等が含まれている場合であって、その額が明らかなときには現実支払価格から控除される。（定率法施行令第1条の4）

- ① 輸入申告の日以後に行われる据付け、組立て等に要する費用
- ② 輸入港到着後の運賃、保険料等
- ③ 本邦において課される関税その他の公課
- ④ 延払金利

さらに現実支払価格を構成しないものとして

- ① 買手が自己のために行う活動（例えば、買手のための広告宣伝費、販売促進費、アフターサービス等）で後記（5）の加算要素の対象とならないもの（定率法基本通達4－2（4））
- ② 輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために行った保管料で買手負担のもの。ただし、当該保管料が定率法第4条第1項第1号に規定する「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用」に該当する場合は、現実支払価格に加算することとなる。（定率法基本通達4－2（5）なお書）
- ③ 買手が自己のために行った検査費用で買手負担のもの（定率法基本通達4－2の3（2））
- ④ 買手が自己のために保証の取決めを行い、支払った保証費用（定率法基本通達4－2の4（4））

## （5） 加算要素

現実支払価格に加えられる輸入港までの運賃等の加算要素は、次のとおりで、定率法第4条第1項第1号から第5号までに限定例挙されている。これらはいずれも現実支払価格に含まれていない場合にその含まれていない限度で加算され、また、加算すべき額は、客観的なかつ数値化された資料に基づいて行うこととしている。（定率法基本通達4－7（1）及び（2））

- ① 輸入港までの運賃等（第4条第1項第1号）  
我が国ではC I F価格を課税価格としているので、輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他運送に関連する費用を加算する。
- ② 仲介料その他の手数料等（第4条第1項第2号）

買手が負担する次の手数料等。

イ. 仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）

仲介料その他の手数料とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料（買付手数料）」以外のものは、課税価格に算入する。（定率法基本通達4－9（1））

ロ. 容器の費用

ハ. 包装に要する費用（人件費、材料費等を含む。）

③ 無償提供等の物品及び役務の費用（第4条第1項第3号）

当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手が無償で又は値引きをして提供した次の物品又は役務に要する費用。

イ. その貨物に組み込まれている材料、部分品等

ロ. その貨物の生産に使用された工具、鋳型等

ハ. その貨物の生産過程で消費された物品

ニ. その貨物の生産に必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの（定率法施行令第1条の5第3項）

④ 特許権等の使用の対価（第4条第1項第4号）

当該輸入貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権等の権利の使用に伴う対価（ロイヤルティ又はライセンス料）で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの。

ただし、輸入貨物を本邦において複製する権利の使用料は、対象とならない。

「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価とは、輸入貨物に関連のあるものをいい、例えば次のようなものをいう。（定率法基本通達4－13（3））

イ. 特許権・実用新案権

（輸入貨物が）

・特許発明である物品（特許発明である物品の生産に専ら使用される物品、材料等を含む。）

である場合

・特許製法による生産物である場合

・方法特許を実施するための物品である場合

ロ. 意匠権

（輸入貨物が）その意匠（模様、形状等）を有している場合

ハ. 商標権

（輸入貨物が） i ) 商標を付したものである場合

ii) 加工後に商標が付される場合

「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手

により支払われるもの」とは、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいい、例えば次のようなものをいう。(定率法基本通達4-13(4))

- イ. 輸入貨物に係る特許権者等が当該輸入貨物の売手である場合において、買手が当該売手に対して支払うもの
  - ロ. 輸入貨物に係る特許権者等が売手及び買手以外の第三者である場合において、当該売手と当該買手との取決めにより当該買手が当該特許権者等に対して支払うもの
  - ハ. 輸入貨物に係る特許権者等が売手の親会社である場合において、買手が当該特許権者等に対して支払うもの
  - ニ. 売手が輸入貨物に係る特許権者等の下請会社である場合において、買手が当該特許権者等に対して支払うもの
  - ホ. 売手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権の使用についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該売手が買手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該売手に対して支払うもの
  - ヘ. 買手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該買手が売手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該特許権者に対して支払うもの
- ⑤ 売手帰属収益(第4条第1項第5号)  
輸入貨物の処分又は使用により得られる収益で直接又は間接に売手に帰属するもの。

## 2. 輸入取引に係る特別の事情

輸入貨物の課税価格は、前記1に述べたようにその取引価格によることを原則とするが、取引価格を課税価格とするためにはその輸入取引に関して次の特別な事情のないことが必要である。(定率法第4条第2項)

- (1) 買手による輸入貨物の処分又は使用について制限があること。
- (2) 輸入貨物の輸入取引に、課税価格の決定を困難とする条件が付されていること。
- (3) 買手による輸入貨物の処分又は使用により得られる収益で、直接又は間接に売手に帰属するものとされているものの額が明らかでないこと(売手帰属収益が明らかであれば前記1-(5)-⑤の加算要素となる。)。
- (4) 売手と買手との間に特殊関係(一方の者と他方の者とがその行う事業に関して相互に事業の取締役その他の役員となっていること等)があり、特殊関係があることが、その輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められること。

ただし、特殊関係があることがその輸入貨物の取引価格に影響を与えていない場合、及び売手と買手との間に特殊関係がある場合であっても、当該輸入貨物の取引価格がその輸入貨物と同種又は類似の貨物の課税価格等(検証価格)と同一の額又は近似する額であることを輸入者が証明した場合は、取引価格により課税価格を決定する。

なお、実際の輸入取引においては、取引条件、その他取引を取り巻く事情等により、その取引価格に

について、見本値引、総代理店値引、数量値引、現金値引等種々の値引が与えられることがある。このような場合のうち、例えば一定期間展示用に使用する場合の値引のように、その値引が与えられることにより、買手が輸入貨物を自由に処分又は使用することについて、売手から制限されている輸入取引の場合には、その輸入取引価格は、関税評価の基礎としては採用し得ない。（定率法第4条第2項第1号）他方、数量値引、現金値引等輸入取引に値引が付されていても、買手による輸入貨物の処分又は使用について制限があるとは言えない場合には、このような取引価格は関税評価の基礎として採用することができる。ただし、注意すべきことは見本値引のような場合は、見本としての使用が条件（例えば需要者への無償提供）の場合と単に新製品の販売促進のための値引で使用について条件が付されていない場合があり、契約の実態を踏まえて判断することが必要である。

### 3. 逆委託加工貿易取引により本邦に到着する製品の取扱い

本邦にある者（「委託者」という。）から委託を受けた者（「受託者」という。）が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て（以下「加工等」という。）をし、当該委託者が当該加工等によってできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引（逆委託加工貿易取引）に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、「当該取引を輸入取引」と、「当該委託者を買手」と、「当該受託者を売手」と、「当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格」とそれぞれみなして、課税価格の決定の原則（法第4条）の規定により課税価格を決定する。（定率法第4条第3項）

本取引の場合、逆委託加工貿易取引により輸入される貨物は、形式的には売買により輸入される貨物ではないが、可能な限り取引価格を用いるというWTO関税評価協定の趣旨を踏まえ、この取引を輸入取引と、この取引の委託者を買手と、受託者を売手と、その加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を現実支払価格とそれぞれみなし、輸入取引により輸入される貨物と同様に課税価格を計算するものである。

### 4. 課税価格の決定の原則により課税価格を決定できない場合の課税価格の決定方法

輸入取引に前記2の(1)から(4)までに掲げる特別な事情がある場合又は輸入取引によらないで輸入される貨物（例えば、無償貨物、委託販売貨物、賃貸借貨物等）である場合、課税価格への疑義が解明されない貨物（輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項を証明するものとして提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加書類の提出によっても当該疑義が解明されないもの等）は、輸入貨物の取引価格を用いて課税価格を決定することができないので、その場合、次の順序で課税価格を決定することになる。

#### （1） 同種又は類似の貨物の取引価格による方法（定率法第4条の2）

- ① 当該輸入貨物と同一の国で生産され、かつ、その貨物が本邦へ輸出された日又はこれと近接する日に輸出された同種又は類似の貨物の取引価格（課税価格の決定の原則により課税価格とされたものに限る。）があれば、その価格を課税価格として用いる。

この場合、適用される同種又は類似の貨物の取引価格は、同一の取引段階及び実質的に同一の取

引数量によるものであることが必要であり、また、同種の貨物の取引価格と類似の貨物の取引価格の双方があるときは、同種の貨物の価格が優先して適用される。(定率法第4条の2第1項)

- ② 同一の取引段階及び同一の取引数量による取引価格がない場合で、評価される輸入貨物と同種又は類似の貨物との間の取引段階又は取引数量の差異及び輸入港までの運賃、保険料等の差異による価格の相違がある場合には、その相違について必要な調整を行った価格とする。(定率法第4条の2第2項)

#### (2) 国内販売価格からの逆算による方法(定率法第4条の3第1項第1号)

前記(1)の方法でも課税価格を決定することができない場合には、当該輸入貨物又はその貨物と同種又は類似のすでに輸入された貨物の国内販売価格(国内における売手と特殊関係にない買手に対する販売価格)から、次の手数料等を控除した価格を課税価格とする。

なお、これらの国内販売価格は、当該貨物の輸入申告と同時期又はこれと近接する期間内に行われた国内販売の価格で、国内の最初の取引段階におけるものに限られる。

- ① 当該輸入貨物と同類の貨物(同一の産業部門において生産された当該輸入貨物と同一の範ちゅうに属する貨物、下記(4)において同じ。)の国内における販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費
- ② 輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他の運送関連費用
- ③ 本邦において課された関税その他の公課

#### (3) 加工後の国内販売価格からの逆算による方法(定率法第4条の3第1項第2号)

当該輸入貨物が、輸入後新たな加工が加えられて国内における売手と特殊関係にない買手に対し販売された場合には、その販売価格から加工により付加された価額及び前記(2)の①から③までの手数料等の額を控除した価格を課税価格とする。

なお、この課税価格の計算方法は、前記(2)によれない場合で、かつ、輸入者が要請したときにのみ適用される。

#### (4) 製造原価を基礎とする積算による方法(定率法第4条の3第2項)

前記(1)から(3)までのいずれの方法でも課税価格を決定できない場合には、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された同類の貨物の本邦への輸出のための通常の利潤、一般経費及び輸入港までの運賃、保険料等を加えた価格を課税価格とする。

また、本方法の適用については、当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸入貨物の生産者との間の取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限られている。

なお、輸入者が希望する旨を申し出た場合には、前記(2)及び(3)の適用に先だってこの方法により課税価格を計算する。(定率法第4条の3第3項)

#### (5) その他の方法(定率法第4条の4)

前記(1)から(4)までのいずれの方法でも課税価格を決定できない場合には、

- ① 法第4条から第4条の3までに規定する方法による課税価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定により計算することができない場合に、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるときは、当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えてこれらの規定に規定する方法により計算される価格とする。(定率法令第1条の12第1号)
- ② 前記①の方法によても計算することができない場合には、ガット第7条及びWTO関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により計算される価格による。  
(定率法令第1条の12第2号)  
なお、この場合においても、禁止される課税価格の決定方法としてWTO関税評価協定第7条2に掲げる方法(第2節2.(5)⑤参照)で計算することはできない。(定率法基本通達4の4-2(4))

## 5. 課税価格の決定の特例

一般的な課税価格の決定方法は、前記1又は4のいずれかの方法によるが、これらの方法を用いる場合においても、特別な貨物については、次のような特例が認められる。

### (1) 変質又は損傷貨物(定率法第4条の5)

当該輸入貨物に、輸入申告等の時までに変質又は損傷があったときは、その変質又は損傷があったことによる減価に相当する額を控除した価格とする。

### (2) 航空運送貨物(定率法第4条の6第1項)

輸入港までの運賃等は、原則として、実際に要した費用によることになるが、航空運送貨物で次に掲げる貨物については、航空運送による運賃及び保険料ではなく、通常の海上運送による運賃及び保険料によって課税価格を計算する。(定率法施行令第1条の13)

- ① 無償の見本(20万円以下)
- ② 災害救助等のための緊急輸入品
- ③ 個人用寄贈物品(10万円以下)
- ④ ニュース写真、ニュースフィルム又はニューステープ及び新聞の紙型
- ⑤ 航空運送事業者用の航空機用品、航空機整備用品及び事務用品で自社運送のもの
- ⑥ 携帯輸入品(20万円以下)
- ⑦ 引越し荷物(20万円以下)
- ⑧ 海上運送により運送されることとされていた遅延貨物で運賃を輸入者以外の者が負担するもの
- ⑨ 無償の修繕品又は取替え品

### (3) 個人的な使用に供される貨物(定率法第4条の6第2項)

携帯品その他その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、当該輸入貨物の個人的な使用に供する貨物については、海外小売価格によることなく、通常の卸売価格(同種貨物の外国における卸売段階の価格)により課税価格を計算することとなり、具体的には「海外小売価格 × 0.6」により算出する。

ただし、金、白金その他の国際相場価格がある物品等であって、卸取引と小売取引の段階において、価格の差がないと認められる物品については適用されない。（定率法基本通達4の6－2）

## 6. 外国通貨の換算（第4条の7）

取引価格（通常は、仕入書に記載された価格）が、外国通貨により表示されている場合、仕入書価格を本邦通貨に換算して課税価格を計算する必要がある。この場合の換算率は、輸入申告の日（厳密には、関税法第5条に規定する法令適用の日、ただし、保税蔵置場に蔵置された貨物については、輸入申告の日）の属する週の前々週における実勢外国為替相場の週間平均値として税関長が公示する為替相場である。（定率法施行規則第1条）

なお、取引の当事者間において、当該取引に係る仕入書等に表示されている価格を、当事者間で合意された外国為替相場により、その表示において用いられている通貨とは異なる通貨に換算し、当該通貨により支払うことが決められている場合で、当該通貨により現実に支払が行われるときは、当該通貨による価格に基づいて課税価格を計算する。（定率法基本通達4の7－2）

## 7. 課税価格の計算に用いる資料等（第4条の8）

法第4条から法第4条の7までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合、適用条項に規定する「価格」、「手数料」、「利潤及び一般経費」、「費用等の額」、「その他取引に関する事情」等については、関連する国（又は地域）において一般に公正妥当と認められる会計の慣行（当該事項に係る産業において相当の期間にわたり広く慣例的に行われている会計の処理に関する具体的な基準及び処理方法）により作成された客観的な資料であって、真実性及び正確性を示しているものを用いることとしている。（定率法基本通達4の8－1）

## 8. 関税評価の取扱い

関税評価に関する法令の解釈及び適用にあたっては、定率法基本通達の規定や例示、個別通達『関税評価に関する取扱事例について』（平成19年6月26日財関第876号）などの具体的な事例を基に判断することとなる。

## 第4節 評価に関する申告

申告納税方式のもとでは、納税申告に際し課税価格を申告するほか、仕入書等を提出（特例申告の場合は輸入者が保管）することになっているが、さらに、課税価格の計算に関係ある事項を「輸入貨物の評価に関する申告」として申告することになっている。（関税令第4条第1項第3号及び第4号（特例申告の場合は関税令第4条の2第1項第10号及び第11号））

納税申告が正しく行われるためには、単に課税価格が申告されるだけではなく、課税価格の計算に必要な取引事情等（例えば、特殊取引の内容等）について申告することが必要であり、評価申告の制度はこのために設けられているものである。

なお、仕入書等により課税価格を計算できる場合は、評価申告を行う必要がない（関税令第4条第1項第3号）。

評価申告の申告書の様式として評価申告書Ⅰと評価申告書Ⅱとがあるが、取引の実情によって何れかの様式により申告することになっている。（関税法基本通達7-9（1））

### 1. 評価申告書Ⅰ

評価申告書Ⅰは、定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算する場合で、次に掲げる貨物について使用するものである。

- (1) 輸入取引に係る仕入書価格と現実支払価格が一致しない輸入貨物
- (2) 輸入取引に関連して加算要素（輸入申告の際税關に提出する運賃明細書又は保険料明細書からその額が明らかなものを除く。）がある貨物

### 2. 評価申告書Ⅱ

評価申告書Ⅱは、定率法第4条の2以下の規定により課税価格を計算する場合で、次に掲げる貨物について使用するものとする。

- (1) 輸入取引に関して定率法第4条第2項各号に掲げる事情があるため、同法第4条第1項の規定によつて課税価格を計算することができない貨物
- (2) 輸入取引によらない無償貨物、賃貸借貨物等
- (3) 定率法第4条の5（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）又は同法第4条の6（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）の規定により課税価格を計算する貨物

### 3. 評価申告書の提出を要しない場合

評価申告は、次の場合には評価申告書の提出は要しないことになっている。ただし提出不要の場合でも課税価格（関税が無税（免税を含む。）又は従量税の場合は、輸入申告価格）は、定率法第4条から第4条の7までの規定に基づき正しく計算することが必要であり、例えば加算要素が存在するのに、加算せずに申告してよいわけではない。

- (1) 納税申告に係る貨物の関税が無税（免税を含む。）又は従量税である場合。
- (2) 輸入（納税）申告に係る仕入書ごとの課税価格の総額が100万円以下である場合。ただし、その貨物が次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 同一人との間に継続して行われる輸入取引に係るもの
  - ② 一契約の契約価格が 100 万円を超える輸入取引に係る貨物を分割したもの
  - ③ その他課税価格決定のために税関長が必要と認めるもの
- (関税法基本通達 7-9 (3))

なお、通関処理システムを利用して輸入申告を行い、区分 1（簡易審査扱い）として処理された場合についても評価申告書の提出は不要の取扱いとしている。

#### 4. 評価申告書の提出方式

個別評価申告と包括評価申告の 2 方式があるが、取引の実情によってその何れかの方式により申告することになっている。

個別評価申告とは、輸入申告のたびに、その輸入分について評価申告する方式である。

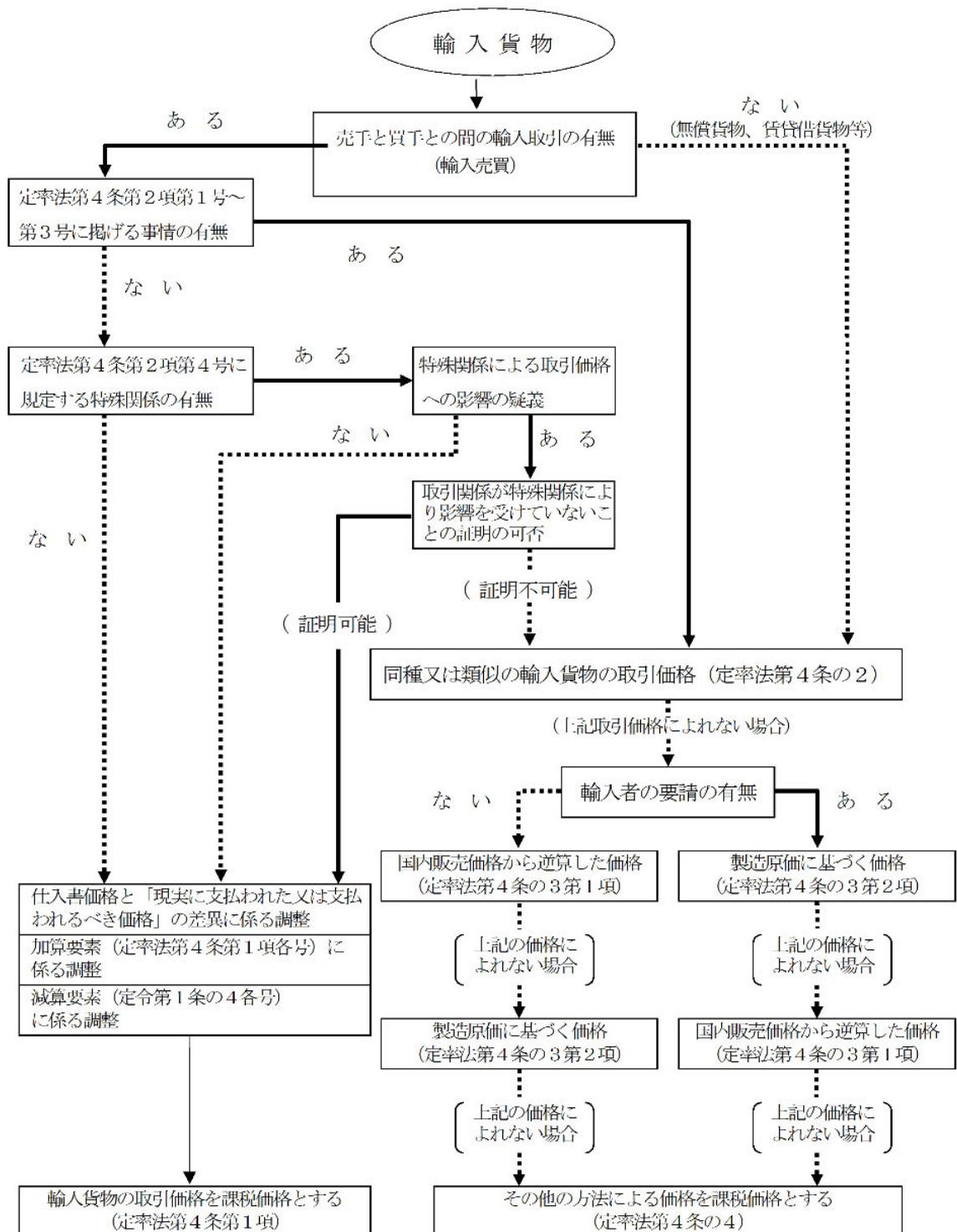
包括評価申告とは、同一の輸出者との間で、評価申告の内容が同一である貨物を継続して輸入する取引がある場合に、あらかじめ評価申告を行う方式である。これは貨物の主要な輸入申告予定官署に包括評価申告書を提出した場合、提出された日から起算して 2 年間で、かつ、その間の輸入に際しては、申告すべき内容に変更がない限り、輸入申告書に包括評価申告書を提出している旨を記載（評価申告の受理番号を記載する）して、個別の評価申告を省略できるとしているものであり、包括評価申告の申告税関のみならず、他の税関に輸入申告される貨物についてもその都度の評価申告を省略することができる。

また、包括評価申告は貨物の輸入申告に先立って事前申告を行うことができる。これは特殊関係の取引の評価等は困難な事例も多いので事前に税関の審査ができ、通関が迅速、かつ、円滑に行われるようするために認められている。

(参考 1)

## 課税価格の決定方法

課税価格の決定方法を図示すると、次のとおりです。



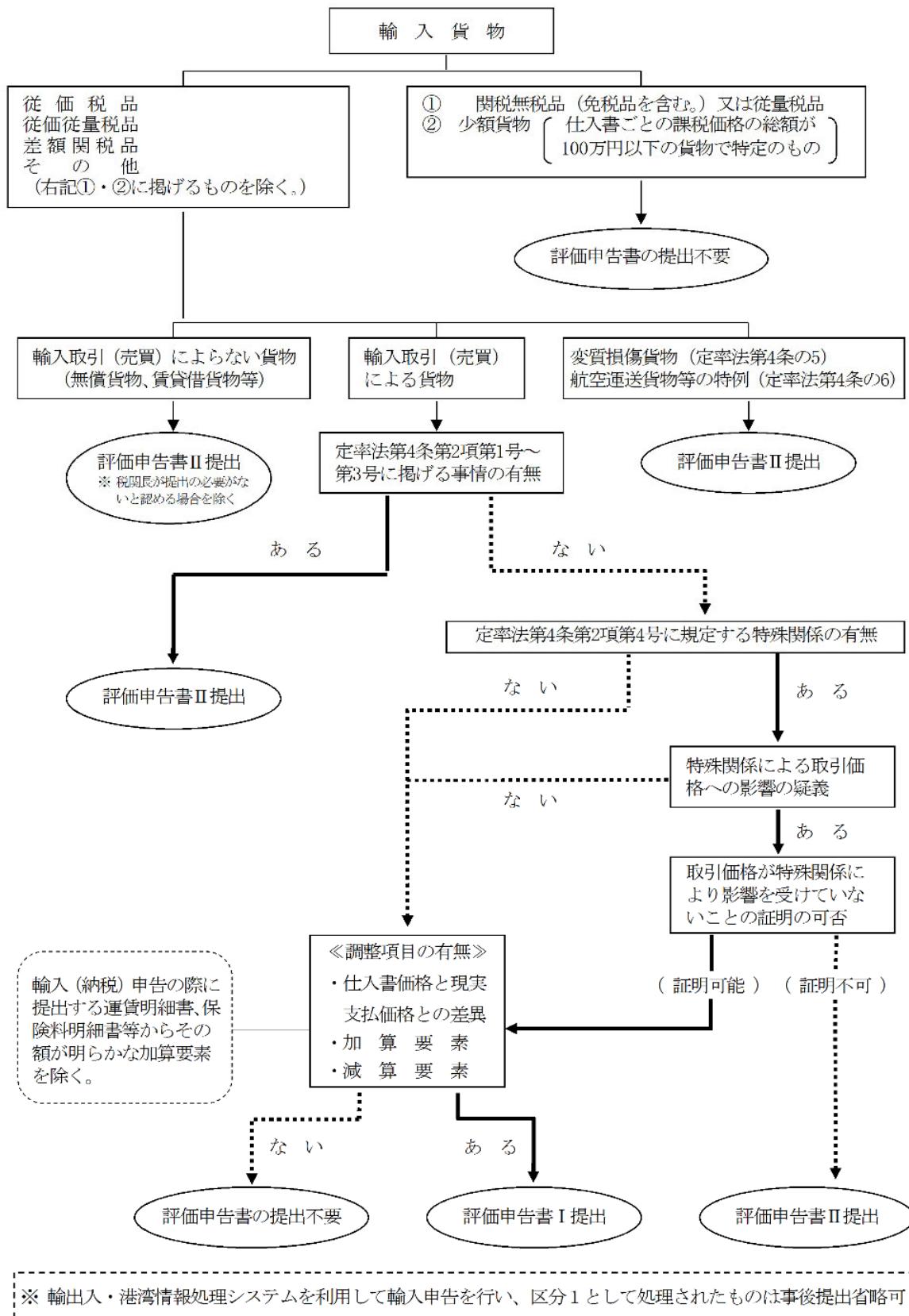
(注) 変質又は損傷に係る輸入貨物、航空運送等に係る特例が適用される輸入貨物については、定率法第4条の5又は第4条の6の規定により特別な方法で評価します。

(参考2)

### 原則的な課税価格の計算方法（定率法第4条第1項）

輸入貨物の課税価格 (A+B)	
A 現実に支払われた又は支払われるべき価格 （現実支払価格） 〈定率法施行令第1条の4〉 現実支払価格とは、輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。）をいう。	B 定率法第4条第1項各号に掲げる運賃等の額 （加算要素）
(1) 仕入書価格	(1) 輸入港までの運賃等 (+) 〈定率法第4条第1項第1号、定率法施行令第1条の5第1項〉 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用
(2) 仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素 (+) 次のような別払金、債務の弁済又は相殺があり、仕入書価格に含まれていないときは、これらの別払等は、現実支払価格の一部を構成するので、仕入書価格に加算する。 〈定率法基本通達（以下「定基」という。）4-2(3)〉 イ 仕入書価格のほか、輸入貨物の価格の一部の別払金がある場合 ロ 輸入貨物の売手が第三者に対して負っている債務を買手が弁済することを考慮して仕入書価格が設定されている場合 ハ 輸入貨物の売手が買手に対して負っている債務との相殺を考慮して仕入書価格が設定されている場合	(2) 輸入貨物の輸入取引に関し買手により負担される次の費用等 (+) 〈定率法第4条第1項第2号〉 イ 仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。） ロ 輸入貨物の容器の費用 ハ 輸入貨物の包装に要する費用
(3) 控除すべき費用等 (-) 仕入書価格にその額が明らかな次のような現実支払価格を構成しない要素が含まれている場合には、控除する。 〈定率法施行令第1条の4〉 イ 課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用 ロ 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他運送関連費用 ハ 本邦で課される関税その他の公課 ニ 輸入取引に係る延払金利	(3) 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち、次のものに要する費用 (+) 〈定率法第4条第1項第3号〉 イ 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの ロ 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの ハ 輸入貨物の生産の過程で消費された物品 ニ 輸入貨物の生産に必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの （ニ）及び〈定率法施行令第1条の5第3項〉
(4) 価格調整条項付契約により調整される仕入書価格 〈定基4-2(3)ニ〉 (+ -) 価格調整条項付契約による輸入取引において仕入書価格が調整される場合には、調整後の価格が現実支払価格となる。	(4) ロイヤルティ又はライセンス料 (+) 〈定率法第4条第1項第4号、定率法施行令第1条の5第5項〉 輸入貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払いの対象となるもの（当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）の使用に伴う対価で当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの
	(5) 売手帰属収益 (+) 〈定率法第4条第1項第5号〉 輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

## 評価申告書提出の要否と使用区分



## 第3章 特殊関税制度

### 第1節 報復関税等（第6条）

報復関税制度は、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又は、ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に、割増関税を課すものである。

#### 1. 報復関税等の種類

報復関税等は、大別して2つの制度から成っている。

##### （1） WTO協定による紛争解決機関の承認を受けた対抗措置に基づく報復関税等（第1項）

報復関税等の1つは、WTO協定に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を守り、又は同協定の目的を達成するため必要があると認められるときに、以下の①及び②の国から輸出され、又はその国を通過して輸入される特定貨物に対して、①及び②の承認の範囲内で、関税率表の税率による通常の関税のほかに、政令により、当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課するものである。

対象となる国及び紛争解決機関の承認の範囲は、次のとおりである。

- ① WTO協定の加盟国であって、同協定に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を無効にし、若しくは侵害し、又は同協定の目的の達成を妨げていると認められる国：

讓許その他の義務の停止についての世界貿易機関協定附属書二「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」(DSU)第2条に規定する紛争解決機関による承認の範囲(第1項第1号)

- ② WTO協定の加盟国であって、その国のWTO協定附属書一Aの「補助金及び相殺措置に関する協定」(補助金・相殺措置協定／SCM協定)第8条8.2(注)に規定する補助金(相殺措置の対象とならないグリーン補助金)の制度が、本邦の産業に重大な損害を生じさせている国：

対抗措置についてのSCM協定第24条に規定する「補助金及び相殺措置に関する委員会」による同協定第9条の規定に基づく承認の範囲(第1項第2号)

本項の制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、WTO協定加盟国間の貿易を巡る紛争を統一的に解決するための紛争解決手続及び補助金の交付に関する救済措置が整備されたことに伴い、これらの手続等による承認に基づいてとることができる対抗措置を、定率法第6条に規定し、上記②に対する措置が報復関税という言葉になじまないことから、見出しへ「報復関税等」とされ、平成7年1月に実施に移された。

(注) SCM協定第8条8.2の規定(グリーン補助金)は、現在、失効している(SCM協定第31条)。

##### （2） 本邦の船舶、輸出貨物等に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合の報復関税（第2項）

本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出され、若しくは本邦を通過する貨物について、他国の船舶若しくは航空機又は他国から輸出され、若しくは他国を通過する貨物よりも不利益な取扱いをする国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入される特定貨物に対して、関税率表の税率による通常の関税のほかに、政令により、当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課するものである。

本項の制度は、貿易、関税等を巡る紛争が生じた相手国がWTO協定の非加盟国である等、紛争が

同協定による紛争解決手続の対象とならず第1項を適用することができない場合に備えて、ウルグアイ・ラウンド前から設けられていた従来の報復関税制度を引き続き規定しているものである。

なお、WTO加盟国間の紛争は、原則としてWTO紛争解決手続に従って処理されるべきものであるので、WTO加盟国に対する報復関税は、通常、第1項の規定によることとされ、第2項の適用は原則としてWTO非加盟国に対するものに限られる（同項ただし書き）。

## 2. 報復関税等の発動

平成17年（2005年）9月1日から平成26年（2014年）8月31日まで、米国バード修正条項に関する対抗措置としてWTOから承認を受け、報復関税を発動した。

### 我が国における報復関税の賦課事例

事例	概要
米国バード修正条項（1930年関税法を修正する条項）に関する対抗措置	<p>12. 10月 米国のバード修正法成立</p> <p>15. 1.27 我が国、EC等11カ国・地域が、同修正条項についてWTOに提訴し同上級委員会が協定違反と判断</p> <p>16. 1.26 米国が是正措置を行わなかった為、我が国、EC等8カ国・地域がWTOに対抗措置の承認申請。これに対し米国が対抗措置の規模について異議申し立て、仲裁手続に付託</p> <p>16. 8.31 仲裁委員会から対抗措置の規模決定の判断が提示</p> <p>16.11.10 我が国、EC等6カ国・地域とともにWTOに将来発動の可能性がある品目リストを添付し改めて対抗措置の承認申請</p> <p>16.11.26 上記申請に対しWTOより承認</p> <p>17. 9. 1 対抗措置（報復関税）発動（課税対象品目15品目） 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」施行</p> <p>18. 9. 1 適用期限を1年延長</p> <p>19. 9. 1 適用期限を1年延長</p> <p>20. 9. 1 課税対象品目を2品目に絞り、税率も変更した上で、適用期限を1年延長</p> <p>21. 9. 1 さらに税率を変更した上で、適用期限を1年延長</p> <p>22. 9. 1 さらに税率を変更した上で、適用期限を1年延長</p> <p>23. 9. 1 さらに税率を変更した上で、適用期限を1年延長</p> <p>24. 9. 1 対象品目を1品目に絞るとともに税率も変更した上で1年間延長</p> <p>25. 9. 1 対象品目を13品目とし、税率も変更した上で1年間延長</p> <p>26. 8.31 <u>適用期間終了（＊）</u></p>

（＊）今後は直近年の米国による分配額を踏まえ、再発動する必要があれば、適切に対応。

### 【米国バード修正条項に対する報復関税】

#### 1. 経緯

##### （1） バード修正条項

バード修正条項（1930年関税法を修正する条項）は、アンチダンピング関税（AD税）及び相殺関税により米国政府が得た税収を、ダンピング又は補助金による被害を申し立て又はその提訴を支持した国内生産者等に対して分配する米国国内法。2000年10月28日に成立し、提案者R. バード上院

議員の名を冠して通称「バード修正条項」と呼ばれる。

具体的には、毎年（会計年度の初日から原則として 60 日以内：米国は 10 月）、前年度の AD 税等の徴収額が、生産活動を継続している生産者等に対して、当該生産者等による設備投資、研究開発、技術獲得等、同条項に規定された支出総額に応じて分配される。

## （2）バード修正条項とWTO提訴

WTO 協定上、ダンピング輸出に対する措置は、AD 税の賦課（暫定措置を含む）及び価格約束のみ、また、違法な又は国内産業に損害を与える補助金に対する措置は、相殺関税の賦課（暫定措置を含む）、約束及び救済措置のみが認められており、徴収した AD 税及び相殺関税を分配することは認められていないことから、同条項は WTO 協定違反と判断された。

これまでに採られた WTO 協定上の手続きは以下のとおり。

- ・ 2000 年 12 月、我が国を含む 9 カ国（日本、EU、韓国、豪州、ブラジル、チリ、インド、タイ、インドネシア）が共同で、WTO に提訴。（2001 年 5 月には、カナダ、メキシコも提訴）
- ・ 2003 年 1 月、同条項の WTO 協定違反が確定し、WTO は米国に対し撤廃を勧告し、履行期限を同年 12 月とした。
- ・ 米国が履行期限内に勧告を履行しなかったため、2004 年 1 月 26 日、我が国を含む 8 カ国（日本、EU、韓国、ブラジル、チリ、インド、カナダ、メキシコ）が、WTO に対抗措置を申請。同年 8 月 31 日の措置の規模に関する仲裁決定を経て、同年 11 月 26 日、対抗措置が承認。
- ・ EU 及びカナダが、2005 年 5 月 1 日に対抗措置を発動。
- ・ 日本は、同年 9 月 1 日に対抗措置（報復関税）を発動。

## 2. 発動内容

### （1）適用法令

関税率法第 6 条第 1 項及び第 3 項

同条項に基づく「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」を制定。

### （2）課税対象品目

2004 年 11 月 26 日に WTO から対抗措置の承認を受けた品目のうち、発動当初の課税対象品目はバード修正条項により分配がなされたベアリング等 15 品目（米国からの年間輸入額が 1 億円未満のもの及び米国以外からの輸入代替可能性がないもの等を除いたもの）としていたが、2008 年 9 月 1 日からは、同 15 品目のうち玉軸受及び円すいころ軸受の 2 品目に絞込みを行い、2012 年 9 月 1 日からは円すいころ軸受の 1 品目とした（(4) 参照）。さらに 2013 年 9 月 1 日からは玉軸受等の 13 品目としていた。

### （3）報復関税率

発動当初の税率は一般税率のほか 15% としていたが、2008 年 9 月 1 日からは 10.6% に変更し、その後も税率変更を行っている（(4) 参照）。

#### (4) 対抗措置の規模

WTO仲裁の結果、バード修正条項による分配金によって我が国産品に生じた米国に対する年間の貿易効果額と同等のものであり、それは同条項による我が国産品に係る直近年の分配額に0.72を乗じた額を限度とする承認を受けそれを追加関税としている。

したがって、対抗措置の規模は、米国政府により公表されたバード修正条項による直近年の分配額に基づき算出することから、課税対象品目及び税率等については、発動後1年ごとに見直しを行う。

なお、2008年9月1日の見直しの際、直近の同分配額が約3分の1に減少し、対抗措置の規模も約19.6億円へと約3分の1に減少したことから、WTOが承認した対抗措置の規模の範囲内するために報復関税の内容を見直す必要性が生じた。そのため、それまで報復関税を賦課していた15品目（ペアリング、鉄鋼製品、フォークリフト等）のうち、報復関税発動後、総輸入額が縮小することなく米国からの輸入シェアが減少した品目で、米国からの輸入額及びバード修正条項による分配額の多い玉軸受及び円すいころ軸受の2品目とした上で、税率を10.6%に変更した。2009年9月1日以降は、分配額の減少に伴い、税率等を変更した上で適用期限を毎年1年間ずつ延長した（2009年9月1日から税率9.6%、2010年9月1日から税率4.1%、2011年9月1日から税率1.7%、2012年9月1日からは品目を円すいころ軸受の1品目とした上で税率4.0%）。2013年9月1日からは米国の2012財政年度におけるバード修正条項による日本産品に係る分配額（過去の留保分から分配された額を含む）を踏まえ、品目を玉軸受等の13品目とした上で税率を17.4%とし適用期限を1年間延長した。

#### (5) 発動期間

2005年9月1日から発動。毎年1年間ずつ延長し、2014年8月31日で適用期間終了となったが、アメリカがバード修正条項により日本から得た税収分をすべて分配していないことから、直近年の米国による分配額を踏まえ、報復関税を再発動する必要があれば、適切に対応していく予定である。

### 第2節 相殺関税（第7条）

相殺関税制度は、原産国又は輸出国において製造、生産又は輸出について直接又は間接に補助金を受けた貨物が輸入され、それが本邦の産業に損害等を与える場合に、その補助金の効果を無効化することを目的として、関税率表の税率による通常の関税のほかに、政令により、補助金の額と同額以下の割増関税を課すものである。

補助金は、一国の各種政策目的（輸出促進、地域開発、産業再編成、特定産業の保護育成等）を実現する手段として重要な役割を果たしている。しかし、一方で国際貿易に歪みをもたらすおそれもある。例えば、ある国で生産補助金や輸出補助金の交付が行われれば、その交付を受けた产品はそれだけ安い価格で有利に輸出されることになり、その結果、当該产品の輸入国の国内産業に大きな影響を与える可能性がある。そのような事態を防止するため、一定の条件の下に相殺関税を課すことができることになっている。

相殺関税については、1994年のガット第6条に規定されており、また、ウルグアイ・ラウンドの合意を受けて「補助金及び相殺措置に関する協定」（補助金・相殺措置協定／SCM協定）が作成され、従来の協定を改定した詳細な規定が設けられている。

我が国の国内法令はこれらの規定を受けて改正、整備され、平成7年1月から新制度として実施に移さ

れた。

相殺関税に関する法体系としては、関税定率法第7条、相殺関税に関する政令（以下「政令」と省略）のほか、制度の運用細則を規定したガイドラインが制定されている。

## 1. 発動要件（第1項）

相殺関税を発動するためには、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実（以下「補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実」という。）があること。
- (2) 当該貨物の輸入が、これと同種の貨物を生産している本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実があること（実質的な損害が補助金の交付を受けた貨物の輸入によって引き起こされたという因果関係も含む。）。
- (3) 当該産業を保護するため（発動する）必要があると認められること。

### ① 補助金（第2項）

補助金は貨物の生産又は輸出に対して交付されるもので、広範多岐にわたり種々のものがあるが、相殺関税の対象となる補助金は、SCM協定第1条に規定する補助金のうち、WTO協定附属書一Aの農業に関する協定第13条の規定並びにSCM協定第8条8.1及び8.2の規定により相殺関税の対象とされないもの以外のものとされている（注）。

この点について詳述すれば次のとおりである。

SCM協定では、第1条において補助金の定義を定めるほか、交付の規制及び相殺措置の対象の可否に関して、補助金を次の三種類に区分している。

### 補助金の種類

名称	禁止される補助金 (レッド補助金)	相殺措置の対象となる補助金 (イエロー補助金)	相殺措置の対象とならない補助金 (グリーン補助金)（注）
協定上の根拠	第2部	第3部	第4部 第8条8.1及び8.2
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 輸出補助金</li><li>・ 国産品優先補助金</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ レッド及びグリーン以外の補助金</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定性のない補助金</li><li>・ 特定性のある補助金であっても一定の要件を満たすもの</li></ul> <p>①研究開発補助金 ②地域開発補助金 ③環境保全補助金</p>
規律	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 交付が禁止される (当然、相殺措置の対象となる。)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自由に交付できるが、相殺措置の対象となる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自由に交付でき、相殺措置の対象とならない</li></ul>

さらに、農産品に係る補助金のうち、農業に関する協定第13条に規定する農産品に係る補助金（同協定に適合して交付されている場合で一定の条件を満たすもの）は、相殺措置の対象とならないこととされている（注）。

(注) 農業に関する協定第13条の規定並びに補助金相殺措置協定第8条8.1及び8.2(グリーン補助金)は、現在、失効していることから、SCM協定第1条の規定による補助金は全て相殺関税の対象となっている。

② 本邦の産業(政令第2条)

本邦の産業とは、当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高の相当の割合(概ね50%)以上を占めている生産者とされている。

## 2. 課税限度(第1項)

上記の発動要件を満たした場合、通常の関税のほかに、当該補助金の額と同額以下の範囲で政令により指定される相殺関税の額が、輸入者に課せられる。

## 3. 利害関係者による賦課申請(第5項)

補助金の交付を受けた貨物の輸入により損害を被る本邦の産業の利害関係者(政令第3条)は、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び本邦の産業の損害等の事実について、十分な証拠を政府(財務大臣)に提出し、当該輸入貨物に対して相殺関税の賦課を求める(賦課申請)ができる(政令第4条)。

(1) 申請者(政令第3条第1項)

申請を行うことができる者は次の者である。

- ① 国内総生産高の1/4以上を占める生産者又はその団体
- ② 国内生産に従事する者の1/4以上を占める生産従事者を構成員とする労働組合

(2) 十分な証拠

補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実、本邦の産業の損害等の事実及び両者の因果関係に関して、合理的に入手可能な範囲内において客観的かつ合理的に推定できる程度のものをいう。

## 4. 調査

(1) 調査の実施(第6項)

政府は、①賦課申請があった場合、又は②十分な証拠がある場合(職権)において、必要があると認めるとき(政府裁量)は、各事実の有無について調査を行う。なお、調査を開始するか否かの決定は、賦課申請から2月を目途に行う。

(2) 調査期間(第7項)

調査は、開始から1年以内に終了する(特別の理由があれば、6月以内に限り延長も可)。

この期間は、厳正かつ公正な調査の必要性と、関係者の負担軽減・商取引の安定を考慮したものである。

(3) 調査主体

政府(財務大臣)⇒調査担当者団(財務省、産業所管省、経済産業省から成る)を設置

#### (4) 調査方法

- ① 利害関係者への質問状の送付・回収（政令第5条）
- ② 利害関係者からの証拠の提出及び証言（政令第7条）
- ③ 利害関係者による証拠等の閲覧（政令第8条）
- ④ 利害関係者等の意見の表明（政令第9条）
- ⑤ 産業上の使用者等の情報提供（政令第10条）
- ⑥ 実地調査

#### (5) 調査対象

- ① 外国の利害関係者：輸出者・生産者、輸出国・生産国の企業・業界団体等
- ② 輸出国・生産国の政府
- ③ 国内の利害関係者：輸入者、関係する企業・業界団体等

ただし、①及び②については、関係者が同意し外国政府が反対しない場合に限られる。

### 5. 調査終了の場合の処理

#### (1) 相殺関税を課さない場合

暫定措置がとられている場合は、提供されていた担保を速やかに解除する（第12項）。

#### (2) 相殺関税を課する場合

- ① 財務大臣は関税・外国為替等審議会に諮問する（政令第16条）
- ② 政令により、貨物、輸出者又は生産者（供給者）、輸出国又は原産国（供給国）、期間（5年以内に限る。）及び相殺関税の額を指定（第1項）

### 6. 事情の変更による課税の見直し

第1項の規定により相殺関税が課される貨物について、次に掲げる事情の変更がある場合は、政令により、相殺関税を変更（期間の短縮又は延長（調査完了日から5年以内に限る。）を含む。）し、又は廃止することができる（第17項、第27項第1号）。

- ① 補助金についての事情の変更
- ② 本邦の産業の損害等の事実についての事情の変更

#### (1) 利害関係者による見直しの申請（第18項）

指定貨物の供給者、輸入者、本邦の産業の利害関係者等は、指定期間の初日から1年経過後において、事情の変更についての十分な証拠を政府（財務大臣）に提出し、相殺関税の変更又は廃止を求めることができる。

#### (2) 調査

政府は、①変更等の申請があった場合、又は②十分な証拠がある場合（職権）において、必要があると認めるとき（政府裁量）は、変更の有無について調査を行う（第19項）。

調査は、開始から1年以内に終了する（特別の理由があれば延長も可）（第20項）。

調査主体、調査方法及び調査対象は、前記4の第6項の規定による調査の場合と同様である。

## **7. 調査対象外供給者に対する課税の見直し**

第1項の規定により供給国を指定して相殺関税が課される場合において、第6項又は第19項の調査の対象とならなかった供給者（調査対象外供給者）について、当該供給者に係る貨物に課される相殺関税の額が現実の補助金の額と異なる場合は、政令により当該供給者に係る貨物に課される相殺関税を変更し、又は廃止することができる（第16項）。

### **(1) 調査対象外供給者による見直しの申請（第13項）**

調査対象外供給者は、相殺関税の額が現実の補助金の額と異なる事実についての十分な証拠を政府（財務大臣）に提出し、相殺関税の変更又は廃止を求めることができる。

### **(2) 調査**

政府は、①変更等の申請があった場合、又は②十分な証拠がある場合（職権）において、必要があると認めるとき（政府裁量）は、事実の有無について調査を行う（第14項）。

調査は、開始から1年以内において速やかに終了する（特別の理由があれば6月以内に限り延長も可）（第15項）。

調査主体、調査方法及び調査対象は、前記4の第6項の規定による調査の場合と同様である。

## **8. 課税期間の延長**

第1項の規定により相殺関税が課されている場合において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び本邦の産業の損害等の事実が、政令で指定された期間の終了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令により指定期間を延長（調査完了日から5年以内に限る。）することができる（第22項、第27項第2号）。

### **(1) 利害関係者による賦課申請（第23項）**

本邦の産業の利害関係者は、指定期間の末日の1年前の日までに、各事実の継続又は再発のおそれについての十分な証拠を政府（財務大臣）に提出し、指定期間の延長を求めることができる。

### **(2) 調査**

政府は、①延長の申請があった場合、又は②十分な証拠がある場合（職権）において、必要があると認めるとき（政府裁量）は、再発のおそれの有無について調査を行う（第24項）。

調査は、開始から1年内に調査を終了する（特別の理由があれば延長も可）（第25項）。

調査主体、調査方法及び調査対象は、前記4の第6項の規定による調査の場合と同様である。なお、調査期間中に輸入される指定貨物については、指定期間に輸入されたものとみなして課税される（第26項）。

## **9. 約束**

第6項、第14項、第19項（第28項において準用する場合を含む。）又は第24項の規定による調査が開始された後において、調査の対象とされている貨物の供給国の当局又は輸出者は、政府に対し次に掲げる約束を申し出ることができ、また、政府はそれを受託することによって調査を取りやめることができることになっている。

## (1) 約束の内容（第8項）

### イ. 供給国の当局の場合（第8項第1号）

当該貨物に係る補助金を撤廃し若しくは削減し、又は当該補助金の本邦の産業に及ぼす影響を除去するため適當と認められる措置をとる旨の約束

この場合の「適當と認められる措置」としては、例えば、当該貨物の輸出の全面的な停止を含む輸出制限措置、輸出価格を引き上げるための措置等が考えられる。

### ロ. 輸出者の場合（第8項第2号）

当該貨物に係る補助金の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に輸出価格を修正（引上げ）する旨の約束（この場合には輸出国の当局の同意が必要とされている。）

## (2) 約束の受託及び調査の取りやめ（第9項）

上記の約束の申出があり、適當なものであると認められる場合は、政府はその約束（有効期間が5年以内のものに限る。）を受託することができることとされ、この場合には、供給国の当局が損害調査を完了させることを希望する場合を除き原則として調査は取りやめられる。

なお、供給国の当局の希望に基づく損害調査の結果、本邦の産業の損害等の事実がある旨の認定が行われたときは、約束はそのまま継続され、また当該損害等の事実がない旨の認定が行われたときは、約束は自動的に消滅することになる（ただし、当該損害等の事実がない旨の認定が、主として当該約束があることを考慮したものである場合には、当該約束は継続される。）（政令第11条第3項）。

## (3) 約束の変更（第28項）

受託された約束を変更する場合は、事情の変更による課税の見直しに係る規定（第17項から第21項まで）及び期間の延長に係る規定（第27項第1号）が準用される。

## 10. 暫定措置

相殺関税の調査期間中の輸入により国内産業の損害が一層大きくなるような事態を回避するため、調査の完了前であっても、十分な証拠（受託された約束の違反があったときは、最大限の入手可能な情報）により、

（1）補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入による本邦産業の損害等の事実を推定でき、

（2）当該産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で貨物、供給者又は供給国及び期間を指定して、当該貨物を輸入しようとする者に対し、補助金の額に相当すると推定される額の担保の提供を命ずることができる（第10項）。

これは調査が完了しない前にとり得る措置であることから暫定措置と呼ばれており、その適用期間は4月以内とされ、また濫用を防止するため調査開始から60日経過以後にとることが可能とされている。なお、暫定措置がとられた貨物について約束が受託された場合、当該措置は解除される（第11項）。

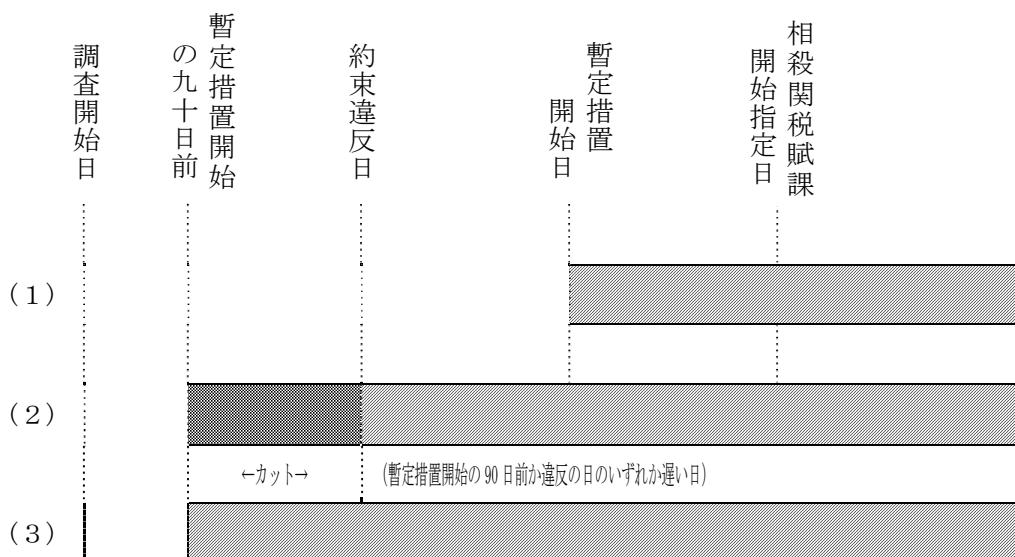
## 11. 邪及適用（第3項）

相殺関税は、調査の結果上記の発動要件を満たしていることが立証され、相殺関税を課するための政令が公布・施行された日以後に輸入される貨物に対して適用されるのが原則であるが、暫定措置がとられ、かつ、次の場合に該当する貨物については、それぞれの期間内に輸入されたものに限り、相殺関税を遡及して課すことができるようになっている。

- (1) その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物（暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次の(2)においても同様。）について、暫定措置がとられていた期間（第3項第1号）
- (2) 受託された約束に違反したことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものについて、暫定措置がとられた日の90日前の日と約束違反のあった日とのいずれか遅い日以後相殺関税が課される日の前日までの期間（第3項第2号）
- (3) その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に回復困難な損害を与えたと認められる貨物で、そのような損害の再発を防止するため相殺関税を課する必要があると認められるものについて、暫定措置がとられた日の90日前の日以後相殺関税が課される日の前日までの期間（条約に違反して輸出補助金の交付を受けた貨物に限る。）（第3項第3号）

### 相殺関税の遡及適用期間

- (1) 実質的損害があった場合（法第7条第3項第1号）（暫定措置の追認）
- (2) 約束違反の場合（法第7条第3項第2号）（約束違反前には遡及できない）
- (3) 短期間に大量輸入の場合（法第7条第3項第3号）（損害の再発防止）



## 12. 還付

納付された相殺関税の額が、課税された指定貨物の現実の補助金の額を超える場合は、超える額の相殺関税が還付される。

- (1) 還付の請求（第29項）

相殺関税を納付した輸入者は、相殺関税の額が現実の補助金の額を超える事実についての十分な証拠を政府（税關）に提出し、超える部分の額に相当する相殺関税の還付を請求することができる。

## (2) 調査及び還付

政府は、還付の請求があった場合は、要還付額の有無その他必要な事項を調査し、請求に係る金額を限度として還付し、又は請求の理由がない旨を通知する（第30項）。

調査は、還付の請求日から1年以内に終了する（特別の理由があれば6月以内に限り延長も可）（第31項）。調査主体、調査方法及び調査対象は、前記4の第6項の規定による調査の場合と同様である。なお、通常の関税に係る還付及び充当の規定（関税法第13条第2項から第7項まで）は、相殺関税を還付する場合に準用される（第32項）。

## 13. 我が国における賦課申請事例

相殺関税の賦課は外国では多数みられるものの、我が国では本制度制定（明治39年3月）以来、昭和40年代までは皆無であったが、①昭和57年12月27日にパキスタン産綿糸（昭和58年4月20日調査開始、昭和59年2月28日賦課しないことを決定）、②昭和59年3月6日にブラジル産フェロシリコン（同年6月14日申請取下げ）に対する申請が行われた。その後しばらく申請は見られなかつたが、③平成16年6月16日韓国産半導体DRAMにかかる賦課申請が行われ、調査の結果、平成18年1月27日から相殺関税が賦課されることとなった（同相殺関税は平成21年4月23日に廃止）。

### 我が国における相殺関税に係る事例

事 例	概 要
パキスタン産綿糸	S57.12.27 日本紡績協会 賦課申請 S58.4.20 調査開始 S59.1.3 パキスタン政府 補助金の一部を廃止 S59.2.28 相殺関税を賦課しないことを決定（補助金率が僅少）
ブラジル産 フェロシリコン（注）	S59.3.6 日本フェロアロイ協会 賦課申請 S59.6.14 日本フェロアロイ協会 輸出者の自主規制措置及び市場回復を理由に申請取り下げ
大韓民国ハイニックス社製DRAM（注） 等	16.6.16 エルピーダメモリ、マイクロンジャパン 賦課申請 16.8.4 調査開始を告示 17.8.2 調査期間6ヶ月延長を告示 18.1.27 政令施行 相殺関税を賦課（課税期間：平成22年12月31日まで） 19.12.17 WTOより一部WTO協定に整合的でないとのDSB採択 20.1.30 WTO勧告実施のための調査開始 20.9.1 相殺関税率の引下げ 20.10.15 補助金に関する見直し調査の開始 21.4.23 稽查政令の廃止

（注）

#### フェロシリコン：

鉄鋼生産行程における脱酸剤として使用される製鋼副原料であり、電力多消費型の製品のため、価格面で有利な輸入品に多く依存している。

**D R A M=Dynamic Random Access Memory**（記憶保持動作が必要な隨時書き込み・読み出しメモリー）：

パソコン、携帯電話、D V D レコーダー等のデジタル家電などのメモリーとして用いられる。今回、対象になったのは、韓国のハイニックス社で前工程が行われたD R A Mウエハー、D R A Mダイ、D R A M単体、D R A Mモジュール（製造工程は、3段階：前工程、後工程、モジュール組み立て）。

## 【大韓民国ハイニックス社製D R A M等に対する相殺関税】

### 1. 経緯

- (1) 平成 16 年 6 月 16 日に、エルピーダメモリー（株）及びマイクロンジャパン（株）の 2 社から財務大臣に対し、韓国のハイニックスセミコンダクター社製半導体 DRAM の輸入に対する相殺関税の課税申請がなされた。
- (2) 政府は、本申請について、政府調査を開始するに足る証拠が示されていると認め、同年 8 月 3 日に調査開始を決定し、翌日、調査を開始した。
- (3) 同年 9 月に輸出者及び輸出国生産者（以下「供給者」）、韓国政府、国内生産者及び輸入者等の利害関係者あてに質問状を発出し、12 月までに回答を得た。
- (4) 上記回答を踏まえ、平成 17 年 2 月から 4 月にかけて、供給者、韓国政府等及び国内生産者等に対する現地調査を実施。
- (5) 韓国政府等に対し現地調査の際の未提出資料の提出を求めたところ、平成 17 年 6 月に一部の者から追加的な証拠の提出があった。
- (6) 利害関係者から追加的に提出された証拠の十分な検討を行うため、調査期間を 6 ヶ月延長することとし、当初の調査期限平成 17 年 8 月 3 日を平成 18 年 2 月 3 日とした。（17 年 8 月 2 日告示）
- (7) 調査終了後、平成 18 年 1 月 27 日に当該相殺関税に関する政令を施行した。
- (8) 同年 3 月、韓国政府は日本の措置はW T O 協定違反であると主張し、D S U に基づき二国間協議を開催するも解決に至らず、同年 6 月、パネルが設置された。
- (9) 平成 19 年 7 月 13 日、パネル報告が公表されたが、日本の主張は一部認められなかった。
- (10) 同年 8 月 30 日、認められなかった点について日本が上級委員会へ申し立て（上訴）、同年 11 月 28 日、上級委員会報告が公表された。補助金の利益算定や補助金分配期間終了後の相殺関税賦課等について日本の主張認められず、同年 12 月、W T O は日本に対して是正勧告を行った。
- (11) 平成 20 年 1 月 30 日、W T O 勧告実施のための調査を開始した。
- (12) 同年 9 月 1 日、同調査を踏まえ相殺関税率を 27.2% から 9.1% に引き下げた。
- (13) 同月 23 日、大韓民国からの要請により、W T O の履行パネルが設置された。
- (14) 同年 10 月 15 日、補助金に関する見直し調査を開始した。
- (15) 平成 21 年 4 月 23 日、同調査の結果、補助金による利益がなくなつており、初期の目的が達成されたことから発動政令を廃止した。

### 2. 発動政令の概要

#### (1) 課税対象

- ① 貨物の供給者  
ハイニックス・セミコンダクター・インコーポレーテッド

(ハイニックスセミコンダクター社)

② 課税対象貨物

- ・DRAM (別表第8542.21号に掲げる集積回路のうちモス型のもの)
- ・DRAMモジュール (別表第8473.30号に掲げる部分品部分付属品)

(2) 相殺関税率

発動当初の税率は一般関税のほかに27.2%としていたが、平成20年9月1日に9.1%へ引き下げた。

(3) 課税期間

平成22年12月31日までの間であったが、平成21年4月23日に同政令を廃止した。

### 第3節 不当廉売関税（第8条）

不当廉売関税制度は、正常価格（輸出国の国内販売価格等）より低い不当廉売価格による貨物が輸入（ダンピング輸入）され、それが本邦の産業に損害等を与える場合に、その不当廉売の効果を無効化することを目的として、関税率表の税率による通常の関税のほかに、政令により、正常価格と不当廉売価格の差額（不当廉売差額（ダンピング・マージン））の範囲で割増関税を課すものである。

いわゆる廉売による輸出は、世界市場における競争を阻害するだけでなく、他の国の産業や経済に悪影響を与える可能性があり、決して望ましいものとはいえないが、輸入国の消費者としては安い価格で外国製品を輸入することができ、利益を受けるという面もある。そこで、国際的には、廉売行為そのものを非難せず、それが輸入国の国内産業に対して損害を与える等の特定の要件を満たす場合に、その廉売を不当なものとして非難すべきものであるとしている。

不当廉売関税については、1994年のガット第6条に規定されており、また、ウルグアイ・ラウンドの合意を受けて「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」（ダンピング防止協定／AD協定）が作成され、従来の協定を改定した詳細な規定が設けられている。我が国の国内法令はこれらの規定を受けて改正、整備され、平成7年1月から新制度として実施に移された。

不当廉売関税の法体系としては、関税定率法第8条、不当廉売関税に関する政令（以下「政令」と省略）のほか、制度の運用細則を規定したガイドラインが制定されている。

なお、不当廉売関税と相殺関税は共通する部分が多い制度であるので、定率法の規定ぶりにおいても類似点のあるものとなっている。

#### 1. 発動要件（1項）

不当廉売関税を発動するためには、次の要件を満たす必要がある。

- ① 不当廉売された貨物の輸入の事実があること。
- ② 当該貨物の輸入が、これと同種の貨物を生産している本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実があること（実質的な損害がダンピングされた貨物の輸入によって引き起こされたという因果関係も含む。）

③ 当該産業を保護するため（発動する）必要があると認められること。

#### （1） 不当廉売

不当廉売とは、正常価格より低い価格で輸出のために販売することをいう。

輸出販売価格の比較対象となる正常価格とは、以下のとおりである。

##### 正常価格

輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格。

（原則）

輸出国又は原産国（供給国）の国内市場での通常の商取引における同種の貨物の販売価格（国内販売価格）〔第1項、政令第2条第1項第1号〕

（例外）〔政令第2条第2項〕

イ. 上記の基礎となる価格がない場合、又は、あっても用いることが不適当な場合。

・同種の貨物の第三国向け輸出価格〔政令第2条第1項第2号〕

又は

・当該貨物の生産費に同種貨物の利潤、経費等を積算した価格（＝構成価格）。〔政令第2条第1項第3号〕

ロ. 供給国が国家経済統制国である場合。

・供給国と最も近い経済発展段階にある国における上記いずれかの価格。〔政令第2条第1項第4号〕

\* 中国及びベトナムのWTO加盟により、同国を原産地とする特定の種類の輸入貨物についての例外的取扱いを追加。〔政令第2条第3項〕

#### （2） 本邦の産業（政令第4条）

本邦の産業とは、当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高の相当の割合（概ね50%）以上を占めている生産者とされている。なお、次の生産者は含まないものとされている。

① 当該輸入貨物の輸出者若しくは生産者又は輸入者と支配等の関係を有する生産者

② 当該輸入貨物又はこれと同種の貨物を賦課申請日の6月前の日以後に輸入した生産者

なお、他の生産者と異なる行動をとらないと認められる場合には、「本邦の生産者」ひいては「本邦の産業」に含めることができる。

### 2. 課税限度（第1項）

上記の発動要件を満たした場合、通常の関税のほかに、当該貨物の不当廉売価格と正常価格との差額（不当廉売差額＝ダンピング・マージン）と同額以下の範囲で、政令により指定される不当廉売関税の額が、輸入者に課せられる。

### 3. 利害関係者による賦課申請（提訴）（第4項）

不当廉売された貨物の輸入により損害を被る本邦の産業の利害関係者は、不当廉売された貨物の輸入

の事実及び本邦の産業の損害等の事実について、十分な証拠を政府（財務大臣）に提出し、当該輸入貨物に対して、不当廉売関税の賦課を求める（賦課申請＝提訴）ことができる（政令第7条）。

**(1) 申請者（本邦の産業の利害関係者）（政令第5条）**

申請を行うことができる者は次の者である。

- ① 国内総生産高の1／4以上を占める生産者又は業界団体
- ② 国内生産に従事する者の1／4以上を占める生産従事者を構成員とする労働組合

**(2) 十分な証拠**

不当廉売された貨物の輸入の事実、当該貨物の輸入による本邦の産業の損害等の事実及び両者の因果関係に関して、合理的に入手可能な範囲内において客観的かつ合理的に推定できる程度のものをいう。

## 4. 調査

**(1) 調査の実施（第5項）**

政府は、①賦課申請があった場合、又は②十分な証拠がある場合（職権）において、必要があると認めるとき（政府裁量）は、各事実の有無について調査を行う。なお、調査を開始するか否かの決定は、賦課申請から2月を目途に行う。

**(2) 調査期間（第6項）**

調査は、開始から1年以内に終了する（特別の理由があれば、6月以内に限り延長も可）。

この期間は、厳正かつ公正な調査の必要性と関係者の負担軽減・商取引の安定を考慮したものである。

**(3) 調査主体**

政府（財務大臣）⇒調査担当者団（財務省、産業所管省、経済産業省から成る）を設置

**(4) 調査方法**

- ① 利害関係者への質問状の送付・回収（政令第10条）
- ② 利害関係者からの証拠の提出及び証言（政令第10条）
- ③ 利害関係者による証拠等の閲覧（政令第11条）
- ④ 利害関係者間の対質（政令第12条）
- ⑤ 産業上の使用者等の情報提供（政令第13条）
- ⑥ 実地調査

**(5) 調査対象**

- ① 外国の利害関係者：輸出者・生産者、輸出国・生産国の企業・業界団体等
- ② 国内の利害関係者：輸入者、関係する企業・業界団体等

ただし、①については、関係者が同意し、かつ外国政府が反対しない場合に限られる。

## 5. 調査終了の場合の処理

### (1) 不当廉売関税を課さない場合

暫定措置がとられている場合は、速やかに納付された暫定的な不当廉売関税を還付し、又は提供されていた担保を解除する（第 11 項）。

### (2) 不当廉売関税を課する場合

- ① 財務大臣は関税・外国為替等審議会に諮問する（政令第 20 条）
- ② 政令により、貨物、輸出者又は生産者（供給者）、輸出国又は原産国（供給国）、期間（5 年以内に限る。）及び不当廉売関税の額を指定（第 1 項）

## 6. 事情の変更による課税の見直し

第 1 項の規定により不当廉売関税が課される貨物について、次に掲げる事情の変更がある場合は、政令により不当廉売関税を変更（期間の短縮又は延長（調査完了日から 5 年以内に限る。）を含む。）し、又は廃止することができる（第 20 項、第 30 項第 1 号）。

- ① 不当廉売についての事情の変更
- ② 本邦の産業の損害等の事実についての事情の変更

### (1) 利害関係者による見直しの申請（第 21 項）

指定貨物の供給者、輸入者、本邦の産業の利害関係者等は、指定期間の初日から 1 年経過後において、事情の変更についての十分な証拠を政府（財務大臣）に提出し、不当廉売関税の変更又は廃止を求めることができる。

### (2) 調査

政府は、変更等の申請があった場合、又は十分な証拠がある場合（職権）において、必要があると認めるとき（政府裁量）は、変更の有無について調査を行う（第 22 項）。

調査は、開始から 1 年以内に終了する（特別の理由があれば延長も可）（第 23 項）。

調査主体、調査方法及び調査対象は、前記 4 の第 5 項の規定による調査の場合と同様である。

## 7. 新規供給者に対する課税の見直し

第 1 項の規定により供給国を指定して不当廉売関税が課される場合において、第 5 項又は第 22 項の調査の対象となる期間内の供給者等以外の供給者（新規供給者）について、当該供給者に係る貨物に課される不当廉売関税の額が現実の不当廉売差額と異なる場合は、政令により、当該供給者に係る貨物に課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することができる。

### (1) 新規供給者による見直しの申請（第 12 項）

新規供給者は、不当廉売関税の額が現実の不当廉売差額と異なる事実についての十分な証拠を政府（財務大臣）に提出し、不当廉売関税の変更又は廃止を求めることができる。

### (2) 調査

政府は、①変更等の申請があった場合、又は②十分な証拠がある場合（職権）において必要があると認めるとき（政府裁量）は、事実の有無について調査を行う（第 13 項）。

調査は、開始から 1 年以内において速やかに終了する（特別の理由があれば 6 月以内に限り延長も可）（第 14 項）。

調査主体、調査方法及び調査対象は、前記 4 の第 5 項の規定による調査の場合と同様である。

### （3） 調査期間内の課税停止（第 15 項）

調査が開始されたときは、当該新規供給者に係る貨物で調査期間内に輸入されるものについては、不当廉売関税の課税が停止される。

### （4） 調査終了の場合の処理（第 15 項、第 16 項、第 17 項）

新規供給者に係る貨物について不当廉売差額が認められる場合は、政令で期間（調査開始日から第 1 項の規定による指定期間内に限る。）を指定し、不当廉売関税を変更又は継続することができる（第 16 項）。この場合、調査期間内に輸入された貨物に課される額は第 1 項の不当廉売関税の額を限度とすることとされている（第 17 項）。また、不当廉売差額が認められない場合は、調査開始日から廃止することとされている（第 15 項）。

### （5） 担保の提供（第 18 項、第 19 項）

政府は、不当廉売関税を変更又は継続する場合において調査期間内に輸入された貨物に課される変更又は継続された不当廉売関税を保全するため、当該貨物の輸入者に対し、課税が停止された額と同額以下の担保の提供を命ずることができる。

なお、調査の結果、不当廉売関税が廃止される場合は、当該担保は解除される。

## 8. 課税期間の延長

第 1 項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、不当廉売された貨物の輸入及び本邦の産業の損害等の事実が、政令で指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令により指定期間を延長（調査完了日から 5 年以内に限る。）することができる（第 25 項、第 30 項第 2 号）。

### （1） 利害関係者による賦課申請（第 26 項）

本邦の産業の利害関係者は、指定期間の末日の 1 年前の日までに、各事実の継続又は再発のおそれについての十分な証拠を政府（財務大臣）に提出し、指定期間の延長を求めることができる。

### （2） 調査

政府は、①延長の申請があった場合、又は②十分な証拠がある場合（職権）において、必要があると認めるとき（政府裁量）は、再発のおそれの有無について調査を行う（第 27 項）。

調査は、開始から 1 年以内に調査を終了する（特別の理由があれば延長も可）（第 28 項）。

調査主体、調査方法及び調査対象は、前記 4 の第 5 項の規定による調査の場合と同様である。なお、調査期間中に輸入される指定貨物については、指定期間に輸入されたものとみなして課税される。（第 29 項）

## 9. 約束

第5項、第13項、第22項（第31項において準用する場合を含む。）又は27項の規定による調査が開始された後において、調査の対象とされている貨物の輸出者は、政府に対し次に掲げる約束を申し出ることができ、また、政府はそれを受諾することによって調査をとりやめることになることになっている（第7項）。

### （1）約束の内容

- ① 当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該輸出価格を修正（引上げ）する旨の約束
- ② 当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束

### （2）約束の受諾及び調査のとりやめ（第8項）

上記の申出があり適當なものであると認められる場合は、政府はその約束（有効期間が5年以内のものに限る。）を受諾することができることとされ、この場合には、輸出者が損害調査を完了させることを希望する場合を除き、原則として調査は取りやめられる。

なお、輸出者の希望に基づく損害調査の結果、本邦の産業の損害等の事実がある旨の認定が行われたときは約束はそのまま継続され、また、当該損害等の事実がない旨の認定が行われたときは、約束は自動的に消滅することになる（ただし、当該損害等の事実がない旨の認定が、主として当該約束があることを考慮したものである場合には、当該約束は継続される。）（政令第14条第3項）。

### （3）約束の変更（第31項）

受託された約束を変更する場合は、事情の変更による課税の見直しに係る規定（第20項から第24項まで）及び期間の延長に係る規定（第30項1号）が準用される。

## 10. 暫定措置

不当廉売関税の調査期間中の輸入により国内産業の損害が一層大きくなるような事態を回避するため、調査の完了前であっても、十分な証拠（受諾された約束の違反があったときは、最大限の入手可能な情報）により、

- （1）不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入による本邦の産業の損害等の事実を推定でき、
- （2）当該産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で貨物、供給者又は供給国及び期間を指定して、当該貨物を輸入しようとする者に対し、

- ① 正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額と同額以下の暫定的な関税を課すこと
  - ② 暫定的な関税の額に相当する額の担保の提供を命ずること
- のいずれかの措置をとることができることになっている（第9項）。

これは調査が完了しない前にとり得る措置であることから、暫定措置と呼ばれており、その適用期間は政令において4月以内（特殊な事情がある場合は6月又は9月）とされ、また、濫用を防止するため調査開始から60日経過以後にとることが可能とされている。

なお、暫定措置がとられた貨物について約束が受諾された場合は、当該措置は解除される（第10項）。

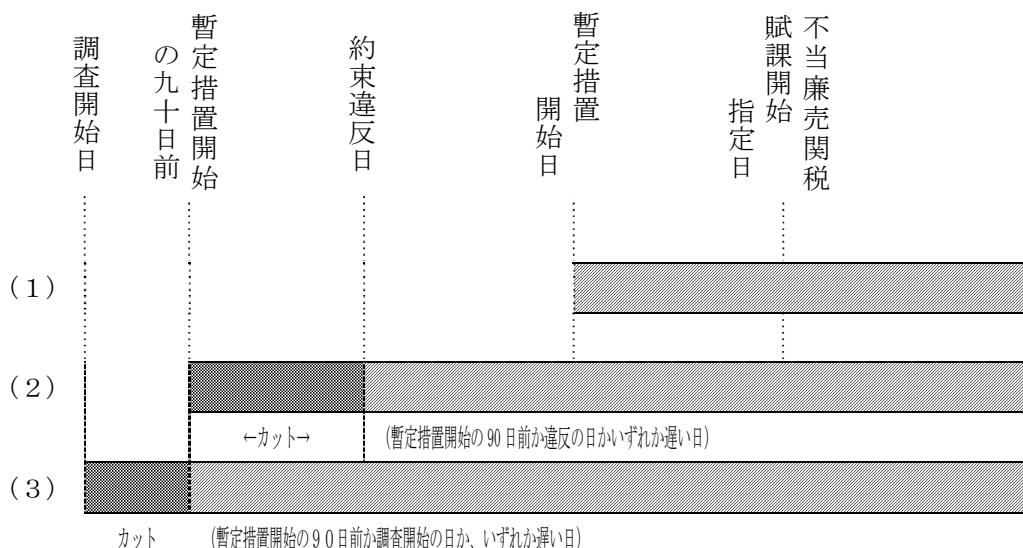
## 11. 遷及適用（第2項）

不当廉売関税は、調査の結果上記の発動要件を満たしていることが立証され、不当廉売関税を課すための政令が公布・施行された日以後に輸入される貨物に対して適用されるのが原則であるが、暫定措置がとられ、かつ、次の場合に該当する貨物については、それぞれの期間内に輸入されたものに限り、不当廉売関税を遡及して課することになっている。

- (1) その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物（暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次の(2)においても同様。）について、暫定措置がとられていた期間（第2項1号）
- (2) 受諾された約束に違反したことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものについて、暫定措置がとられた日の90日前の日と約束違反のあった日とのいずれか遅い日以後不当廉売関税が課される日の前日までの期間（第2項第2号）
- (3) その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に実質的な損害等を与えたと認められる貨物のうち、①過去に本邦の産業の損害等を与えた事実がある貨物、又は②輸入者が不当廉売されたこと及び本邦の産業の損害等が生ずることを知っていたか又は知りうべき状態にあったと認められる貨物で、そのような損害等の再発を防止するため不当廉売関税を課する必要があると認められるものについて、暫定措置がとられた日の90日前の日と調査開始の日とのいずれか遅い日以後不当廉売関税が課される日の前日までの期間（第2項第3号）

### 不当廉売関税の遡及適用期間

- (1) 実質的損害があった場合（法第8条第2項第1号）（暫定措置の追認）
- (2) 約束違反の場合（法第8条第2項第2号）（約束違反前には遡及できない）
- (3) 短期間に大量輸入等の場合（法第8条第2項第3号）（損害の再発防止）



## 12. 還付

納付された不当廉売関税の額が、課税された指定貨物の現実の不当廉売差額を超える場合は、超える額の不当廉売関税が還付される。

### (1) 還付の請求（第32項）

不当廉売関税を納付した輸入者は、不当廉売関税の額が現実の不当廉売差額を超えることについての十分な証拠を政府（税関）に提出し、超える部分の額に相当する不当廉売関税の還付を請求することができる。

### (2) 調査及び還付

政府は、還付の請求があった場合は、要還付額の有無その他必要な事項を調査し、請求に係る金額を限度として還付し、又は請求の理由がない旨を通知する（第33項）。

調査は、還付の請求日から1年以内に終了する（特別の理由があれば6月以内に限り延長も可）（第34項）。調査主体、調査方法及び調査対象は、前記4の第5項の規定による調査の場合と同様である。

なお、通常の関税に係る還付及び充当の規定（関税法第13条第2項から第7項まで）は、不当廉売関税を還付する場合に準用される（第35項）。

## 13. 輸出者と連合した輸入者による不当廉売

輸入時において、インボイス価格を輸入価格とした場合、輸出国の国内価格等と比較してもダンピング価格ではないが、輸入者が輸入後にダンピング価格で販売することがある。このような事態に対応するため、輸出者と連合した輸入者による隠れたダンピングについても対象とし不当廉売関税を課すものである（第36項）。

「連合」とは、取引当事者が本支店、親子会社など同一資本関係にあること又は眞の取引価格と異なったインボイス価格によって貨物を輸出し、その差額は別途送金によって補償する仕組み等を意味する。

## 14. 我が国における賦課申請及び発動事例

不当廉売関税の賦課申請及び発動の事例は外国では多数みられるものの、我が国では本制度制定（大正9年7月）以来昭和57年まで賦課申請自体皆無であった。しかし、平成5年の中華人民共和国フェロシリコマンガンに対する不当廉売関税が課されて以降、近年恒常に複数の課税案件がある。

令和7年7月1日時点で発動されている不当廉売関税の事例は以下の通りである。

- ・中華人民共和国産、電解二酸化マンガン
- ・大韓民国及び中華人民共和国産、水酸化カリウム
- ・中華人民共和国産、高重合度ポリエチレンテレフタレート
- ・中華人民共和国産、トリス（クロロプロピル）ホスフェート
- ・大韓民国産、炭酸二カリウム
- ・大韓民国及び中華人民共和国産、溶融亜鉛めっき鉄線
- ・中華人民共和国産、黒鉛電極

我が国における不当廉売関税に係る事例

事 例	概 要
①大韓民国産綿糸	S57. 12. 27 日本紡績協会 賦課申請 S58. 7. 11 日本紡績協会 輸出者の自主規制措置を理由に申請取下げ
②ノルウェー及びフランス産フェロシリコン（注）	S59. 3. 6 日本フェロアロイ協会 賦課申請 S59. 6. 14 日本フェロアロイ協会 輸出者の自主規制措置及び市場回復を理由に申請を取り下げ
③大韓民国産ニット製セーター類)	S63. 10. 21 日本ニット工業組合連合会 賦課申請 H 1. 3. 29 日本ニット工業組合連合会 輸出者の自主規制措置を理由に申請を取り下げ
④中華人民共和国、ノルウェー及び南アフリカ産フェロシリコンマンガン（注）	H 3. 10. 8 日本フェロアロイ協会 賦課申請 3. 11. 29 調査開始を告示 4. 6. 18 暫定措置をとらないことを決定 4. 11. 27 調査期間を2ヵ月延長を告示 5. 2. 3 政令施行 <u>中国産品</u> に対し不当廉売関税を賦課 10. 1. 31 課税期間満了
⑤パキスタン産綿糸	H 5. 12. 20 日本紡績協会 賦課申請 6. 2. 18 調査開始を告示 7. 2. 14 調査期間を2ヵ月延長を告示 7. 4. 17 調査期間を4ヵ月延長を告示 7. 8. 4 政令施行 不当廉売関税を賦課 12. 7. 31 課税期間満了
⑥大韓民国及び台湾産ボリエステル短纖維（注）	H13. 2. 28 帝人、東レ、クラレ、東洋紡績、ユニチカファイバーの5社から賦課申請 13. 4. 23 調査開始を告示 14. 4. 19 調査期間を3ヵ月延長を告示（当初期限4. 22から7. 22） 14. 7. 26 政令施行 不当廉売関税を賦課（課税期間：平成19年6月30日まで） 19. 7. 1 課税期間を平成24年6月28日まで延長 24. 6. 28 課税期間満了
⑦オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガン（注）	H19. 1. 31 東ソ一日向（株）及び東ソー（株）の2社から賦課申請 19. 4. 27 調査開始を告示 20. 6. 14 政令施行 暫定的な不当廉売関税の賦課 20. 9. 1 政令施行 不当廉売関税の賦課（本措置、課税期間：平成25年8月31日まで） 24. 10. 30 延長に関する調査開始 25. 8. 31 オーストラリア 課税期間満了 26. 3. 5 スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国課税期間延長（平成31年3月4日まで） 31. 4. 18 延長（2回目）に関する調査開始 31. 3. 4 スペイン及び南アフリカ共和国 課税期間満了 31. 3. 5 中華人民共和国 課税期間延長（令和6年2月29日まで）

	R 5. 3. 8 延長（3回目）に関する調査開始 6. 3. 1 中華人民共和国 課税期間延長（令和11年2月25日まで）
⑧インドネシア共和国産カットシート紙	H24. 5. 10 日本製紙会社8社から賦課申請 24. 6. 29 調査開始を告示 25. 6. 26 不当廉売関税を課税しないこと旨告示
⑨中華人民共和国産トルエンジイソシアナート（注）	H25. 12. 17 三井化学(株)から賦課申請 26. 2. 14 調査開始を告示 26. 12. 4 仮の決定 26. 12. 25 政令施行 暫定的な不当廉売関税の賦課 27. 2. 23 調査期間の延長 27. 4. 25 政令施行 不当廉売関税の賦課 R 2. 4. 24 課税期間満了
⑩大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウム	H27. 4. 3 カリ電解工業会から賦課申請 27. 5. 26 調査開始を告示 28. 3. 25 仮の決定 28. 4. 9 政令施行 暫定的な不当廉売関税の賦課課税開始 28. 5. 24 調査期間の延長 28. 8. 9 政令施行 不当廉売関税の賦課（本措置、課税期間：令和3年8月8日まで） R 2. 7. 7 カリ電解工業会から賦課期間延長申請（同8.31 調査開始を告示） 3. 8. 14 課税期間を令和8年8月12日まで延長
⑪中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレート	H28. 9. 6 三井化学(株)、三菱化学(株)、日本ユニペット(株)及び 越前ポリマー(株)の4社から賦課申請 28. 9. 30 調査開始を告示 29. 8. 4 仮の決定 29. 9. 2 政令施行 暫定的な不当廉売関税の賦課 29. 9. 27 調査期間の延長 29. 12. 28 政令施行 不当廉売関税の賦課（本措置、課税期間：令和4年12月27日まで） R3. 12. 3 三井化学(株)から賦課期間延長申請（R4. 2. 10 調査開始を告示） R5. 2. 4 課税期間を令和10年2月2日まで延長
⑫大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手	H29. 3. 6 ベンカン機工(株)、日本ベンド(株)及び古林工業(株)の3社から賦課申請 29. 3. 31 調査開始を告示 29. 12. 8 仮の決定 29. 12. 28 政令施行 暫定的な不当廉売関税の賦課 30. 3. 31 政令施行 不当廉売関税の賦課 R 5. 3. 31 課税期間満了
⑬中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート	R 1. 8. 5 大八化学工業(株)から賦課申請 1. 9. 26 調査開始を告示 2. 5. 25 仮の決定

	2. 6.27 政令施行 暫定的な不当廉売関税の賦課 2. 9.17 政令施行 不当廉売関税の賦課（本措置、課税期間：令和7年9月18日まで）
⑭大韓民国産炭酸二カリウム	R 2. 4.30 カリ電解工業会から賦課申請 2. 6.29 調査開始を告示 3. 2.25 仮の決定 3. 3.25 政令施行 暫定的な不当廉売関税の賦課 3. 6.24 政令施行 不当廉売関税の賦課（本措置、課税期間：令和8年6月23日まで）
⑮中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線	R 3. 3.31 日亜鋼業(株)、NS 北海製線(株)、(株)ガルバート・ジャパン及び(株)ワイヤーテクノから課税申請 R 3. 6.14 調査開始を告示 R 4. 4.28 調査対象貨物の変更、調査期間延長 R 4. 12. 8 政令施行 不当廉売関税の賦課（課税期間：令和9年12月7日まで）
⑯中華人民共和国産黒鉛電極	R 6. 2.26 SEC カーボン(株)、東海カーボン(株)及び日本カーボン(株) の3社から課税申請 R 6. 4.24 調査開始を告示 R 7. 2.28 仮の決定 R 7. 3.28 調査期間の延長 R 7. 3.29 政令施行 暫定的な不当廉売関税の賦課 R 7. 7. 3 政令施行 不当廉売関税の賦課（課税期間：令和12年7月2日まで）
⑰中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域	R 7. 5.12 日本製鉄(株)、日本冶金工業(株)、ナス鋼帶(株)及び日本金属(株)から課税申請 R 7. 7.22 冷延鋼帯及び冷延鋼板

(注)

**フェロシリコン及びフェロシリコマンガン**：脱酸剤又は脱硫剤として使用される製鋼副原料であり、電力 多消費型の製品のため、価格面で有利な輸入品に多く依存している。

**20番手カード綿糸及び21番手カード綿糸**：主にタオル、シーツ等の製造に用いられている。

**ポリエステル短纖維の一部**：纖維が3.5～20デニール、長さが25～80ミリメートルのポリエステル短纖維で、主に、ふとん等の詰め綿、カーペットの基材等の不織布に用いられる。

**電解二酸化マンガン**：主に一次電池（マンガン電池、アルカリマンガン電池等）の正極材料として使用。その他、マッチ原料、ガラス工業用途（着色）、触媒原料にも利用される。

**トルエンジイソシアート**：主として自動車座席や寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの材料として用いられる。

## 【オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税】

### 1. 経緯

- (1) 平成 19 年 1 月 31 日、東ソ一日向(株)及び東ソ一(株)から財務大臣に対して、オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税申請がなされた。
- (2) 本申請について、政府は、政府調査を開始するに足る証拠が示されていると認め、同年 4 月 27 日に調査を開始した。
- (3) 同年 6 月に利害関係者等へ質問状を送付し、同年 11 月から 12 月にかけては現地調査を実施した。
- (4) 平成 20 年 4 月 25 日、調査期限を 6 ヶ月延長した。
- (5) 同年 6 月 14 日、暫定的な不当廉売関税に関する政令を施行した。
- (6) 調査の結果を踏まえ、同年 9 月 1 日、不当廉売関税（本措置）に関する政令を施行した。
- (7) 平成 24 年 8 月 30 日、東ソ一日向(株)及び東ソ一(株)から課税期間の延長申請がなされた（生産者が廃業したオーストラリアを除く。）。
- (8) 同年 10 月 30 日、調査を開始した。
- (9) 平成 25 年 8 月 31 日、オーストラリア産電解二酸化マンガンの課税期間が満了した。
- (10) 平成 26 年 3 月 5 日、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンについて課税期間延長の政令を施行した（課税期間は平成 31 年 3 月 4 日まで）。
- (11) 平成 30 年 3 月 2 日、東ソ一日向(株)及び東ソ一(株)から中華人民共和国産電解二酸化マンガンについて課税期間の延長申請がなされた。
- (12) 同年 4 月 18 日、調査を開始した。
- (13) 平成 31 年 3 月 4 日、スペイン産及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンの課税期間が満了した。
- (14) 同年 3 月 5 日、中華人民共和国産電解二酸化マンガンについて課税期間延長の政令を施行した（課税期間は令和 6 年 2 月 29 日まで）。
- (15) 令和 5 年 1 月 23 日、東ソ一日向(株)及び東ソ一(株)から中華人民共和国産電解二酸化マンガンについて課税期間の延長申請がなされた。
- (16) 同年 3 月 8 日、調査を開始した。
- (17) 令和 6 年 3 月 1 日、中華人民共和国産電解二酸化マンガンについて課税期間延長の政令を施行した（課税期間は令和 11 年 2 月 25 日まで）。

## 2. 発動政令の概要

### (1) 暫定的な不当廉売関税

不当廉売された電解二酸化マンガン（注）の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、平成 20 年 6 月 14 日から、調査によって明らかになった不当廉売差額に相当する以下の「暫定的な不当廉売関税」を我が国として初めて賦課した（同年 8 月 31 日まで）。

国名	暫定的な不当廉売関税率
オーストラリア	29.3%
スペイン	14.0%

中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)	46.5%
紅星大龍	34.3%
南アフリカ共和国	14.5%

(注) 課税物件である電解二酸化マンガンは、政令においては「二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）」と規定している。

## (2) 不当廉売関税（措置）

調査の結果、最終的に不当廉売の事実及びこれによる国内産業の損害が明らかになり、国内産業を保護する必要があると認められたことから、平成 20 年 9 月 1 日から課税期間を平成 25 年 8 月 31 日までの 5 年間として、不当廉売関税を課する政令を施行した。

また、平成 26 年 3 月 6 日にスペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンについて、課税期間延長の政令を施行した（課税期間は平成 31 年 3 月 4 日まで）。

さらに、中華人民共和国産電解二酸化マンガンについて、平成 31 年 3 月 5 日に課税期間延長（2回目）の政令（課税期間は令和 6 年 2 月 29 日まで）、令和 6 年 3 月 1 日に課税期間延長（3回目）の政令（課税期間は令和 11 年 2 月 25 日まで）を施行した。

## 【大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税】

### 1. 経緯

- (1) 平成 27 年 4 月 3 日に、カリ電解工業会から財務大臣に対して、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税申請がなされた。
- (2) 本申請について、政府は調査を開始するに足る証拠が示されていると認め、同年 5 月 26 日に調査を開始した。
- (3) 同日に利害関係者等へ質問状を送付した。
- (4) 平成 28 年 3 月 25 日に利害関係者へ仮の決定を通知した。
- (5) 同年 4 月 9 日、暫定的な不当廉売関税に関する政令を施行した。
- (6) 同年 5 月 24 日、調査期限を 3 ヶ月延長した。
- (7) 調査の結果を踏まえ、同年 8 月 9 日、不当廉売関税(確定措置)に関する政令を施行した。
- (8) 令和 2 年 7 月 7 日、カリ電解工業会から大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムについて課税期間の延長申請がなされた。
- (9) 同年 8 月 31 日、調査を開始した。
- (10) 調査の結果を踏まえ、令和 3 年 8 月 14 日、課税期間延長の政令を施行した（課税期間は令和 8 年 8 月 12 日まで）。

### 2. 発動政令の概要

#### (1) 課税物件

(イ) 貨物

## 水酸化カリウム

- (ロ) 原産地・税率：  
大韓民国・49.5%  
中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)・73.7%

### (2) 課税期間

平成 28 年 8 月 9 日～令和 8 年 8 月 12 日

## 【中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税】

### 1. 経緯

- (1) 平成 28 年 9 月 6 日に、三井化学株式会社等 4 社から財務大臣に対して、中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税申請がなされた。
- (2) 本申請について、政府は調査を開始するに足る証拠が示されていると認め、同年 9 月 30 日に調査を開始した。
- (3) 同日に利害関係者等へ質問状を送付した。
- (4) 平成 29 年 8 月 4 日に利害関係者へ仮の決定を通知した。
- (5) 同年 9 月 2 日、暫定的な不当廉売関税に関する政令を施行した。
- (6) 同年 9 月 27 日、調査期限を 3 ヶ月延長した。
- (7) 調査の結果を踏まえ、同年 12 月 28 日、不当廉売関税(確定措置)に関する政令を施行した。
- (8) 令和 3 年 12 月 3 日、三井化学(株)から課税期間の延長申請がなされた。
- (9) 令和 4 年 2 月 10 日、調査を開始した。
- (10) 調査の結果を踏まえ、令和 5 年 2 月 4 日、課税期間延長の政令を施行した(課税期間は令和 10 年 2 月 2 日まで)。

### 2. 発動政令の概要

#### (1) 課税物件

- (イ) 貨物  
高重合度ポリエチレンテレフタレート
- (ロ) 原産地・税率：  
中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)・39.8%～53.0%

#### (2) 課税期間

平成 29 年 12 月 28 日～令和 10 年 2 月 2 日

## 【中華人民共和国産トリス(クロロプロピル)ホスフェートに対する不当廉売関税】

### 1. 経緯

- (1) 令和元年 8 月 5 日に、大八化学工業株式会社から財務大臣に対して、中華人民共和国産トリス(クロロプロピル)ホスフェートに対する不当廉売関税の課税申請がなされた。
- (2) 本申請について、政府は調査を開始するに足る証拠が示されていると認め、同年 9 月 26 日に調

査を開始した。

- (3) 同日に利害関係者等へ質問状を送付した。
- (4) 令和2年5月25日に利害関係者へ仮の決定を通知した。
- (5) 同年6月27日、暫定的な不当廉売関税に関する政令を施行した。
- (6) 調査の結果を踏まえ、同年9月17日、不当廉売関税(確定措置)に関する政令を施行した。

## 2. 発動政令の概要

### (1) 課税物件

(イ) 貨物

トリス(クロロプロピル)ホスフェート

(ロ) 原産地・税率:

中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)・37.2%

### (2) 課税期間

令和2年9月17日～令和7年9月16日

## 【大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税】

### 1. 経緯

- (1) 令和2年4月30日に、カリ電解工業会から財務大臣に対して、大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税申請がなされた。
- (2) 本申請について、政府は調査を開始するに足る証拠が示されていると認め、同年6月29日に調査を開始した。
- (3) 同日、利害関係者等へ質問状を送付した。
- (4) 令和3年2月25日に利害関係者へ仮の決定を通知した。
- (5) 同年3月25日、暫定的な不当廉売関税に関する政令を施行した。
- (6) 調査の結果を踏まえ、同年6月24日、不当廉売関税(確定措置)に関する政令を施行した。

## 2. 発動政令の概要

### (1) 課税物件

(イ) 貨物

炭酸二カリウム

(ロ) 原産地・税率:

大韓民国・30.8%

### (2) 課税期間

令和3年6月24日～令和8年6月23日

## 【中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税】

### 1. 経緯

- (1) 令和3年3月31日に、日亜鋼業株式会社、NS 北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン及び株式会社ワイヤーテクノから財務大臣に対して、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税申請がなされた。
- (2) 本申請について、政府は調査を開始するに足る証拠が示されていると認め、同年6月14日に調査を開始した。
- (3) 調査において、調査対象貨物を拡大した上で調査を継続することが適当と認められたため、令和4年4月28日、調査対象貨物を変更するとともに、調査期間を6か月延長することを決定。
- (4) 調査の結果を踏まえ、令和4年12月8日、不当廉売関税（確定措置）に関する政令を施行した。

## 2. 発動政令の概要

### (1) 課税物件

①貨物

溶融亜鉛めっき鉄線

②原産地・税率

大韓民国・24.5%

（韓国線材（HANKUK STEEL WIRE CO., LTD.）により生産されたものにあっては、9.8%）

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）・41.7%

（ベカルト（青島）鋼線產品有限公司（BEKAERT (QINGDAO) WIRE PRODUCTS CO., LTD.）により生産されたものにあっては、26.5%）

### (2) 課税期間

令和4年12月8日～令和9年12月7日

## 【中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税】

### 1. 経緯

- (1) 令和6年2月26日に、SEC カーボン（株）、東海カーボン（株）及び日本カーボン（株）の3社から財務大臣に対して、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税申請がなされた。
- (2) 本申請について、政府は調査を開始するに足る証拠が示されていると認め、同年4月24日に調査を開始した。
- (3) 令和7年2月28日に利害関係者へ仮の決定を通知した。
- (4) 同年3月29日、暫定的な不当廉売関税に関する政令を施行した。
- (5) 調査の結果を踏まえ、同年7月3日、不当廉売関税（確定措置）に関する政令を施行した。

## 2. 発動政令の概要

### (1) 課税物件

①貨物

黒鉛電極

③ 原産地・税率

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）・95.2%

(2) 課税期間

令和7年7月3日～令和12年7月2日

## 第4節 緊急関税（第9条）

緊急関税は、外国における価格の低落その他予想されなかつた事情の変化により貨物の輸入が増加し、国内産業に重大な損害が与えられた場合等で、国民経済上緊急に必要があると認められるときに、特定貨物に対し、割増関税の課税や関税の譲許を撤回・修正するものである。

外国からの輸入品の価格が予想されなかつた理由により低下した場合、その理由が外国の補助金の交付又は不当廉売といった人為的措置によるものであるときは、相殺関税又は不当廉売関税により対処できるが、それが不当な行為によるものでなく例えば単に市価の急落等による場合等にはこれらの対抗措置をとることができない。緊急関税は、外国における状況にかかわらず、国内において特定貨物の輸入が増加し、それにより国内産業に重大な損害を与える場合に、関税引上げの措置をとり国内産業を保護しようとするものである。

緊急関税については、その制度の大部分が1994年のガット第19条に規定されており、また、ウルグアイ・ラウンドの合意を受けて「セーフガードに関する協定」（セーフガード協定／SG協定）が新たに作成され、制度の運用についての詳細な規定が設けられている。

我が国の国内法令はこれらの規定を受けて一部が改正、整備され、平成7年1月から新制度として実施に移された。

緊急関税に関する法体系としては、定率法第9条、緊急関税等に関する政令（以下「政令」と省略）のほか、運用細則を規定したガイドラインが制定されている。

### 1. 発動要件（第1項）

緊急関税を発動するためには、次の要件を満たす必要がある。

- ① 外国における価格の低落その他予想されなかつた事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加の事実（以下「特定貨物の輸入増加の事実」という。）があること。
- ② 当該貨物の輸入が、同種貨物その他用途が競合する貨物の生産に係わる本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること（損害等が特定貨物の輸入増加によって引き起こされたという因果関係を含む）。
- ③ 国民経済上緊急に（発動する）必要があると認められること。

#### (1) 本邦の産業（政令第1条）

本邦の産業とは、当該輸入貨物と同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の本邦における総生産高の相当の割合（概ね50%）以上を占めている生産者とされている。

#### (2) 用途が直接競合する貨物の生産者

本邦の産業の損害等については、特定貨物の輸入の増加が当該貨物と同種の貨物を生産する産業に影響を及ぼす場合のほか、それ以外に用途面で競合する他の貨物の産業に影響を与える場合も含むこととされている。例えば、エネルギー用途で競合する石油と石炭のような場合である。

### (3) 国民経済上の必要性

国民経済上の必要性については、当該産業の保護の必要性のほか、国内需要者の立場等も十分に考慮したうえで検討する必要がある。

## 2. 緊急関税の措置

### (1) 措置の内容

緊急関税の措置（以下「緊急措置」という。）の内容としては、次の2つがある。

- ① 特定貨物の全部、又は一定の数量若しくは額を超えるものについて、国定税率による通常の関税のほかに、その貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格との差額から、その貨物に課せられる通常の関税額を差し引いた額以下の関税を課すること（第1項第1号）。
  - ② 特定貨物が条約により関税の譲許をしているものである場合に、その貨物の全部、又は一定の数量若しくは額を超えるものについて、1994年のガット第19条1及びSG協定により、その譲許を撤回して国定税率に復帰するか、又は関税率表の税率（上記措置が取られている場合には上記税率を含む率）の範囲内で譲許を修正して譲許税率を引き上げること（第1項第2号）。
- したがって、上記2つの措置により認められる割増関税は無制限ではなく、内外価格差を埋めるまでの額以内に限られることになる。

### (2) 措置についての規制

- ① 措置の期間が1年を超えるものである場合は、当該期間内において一定の期間ごとに緩和されたものでなければならない（第2項）。
- ② 措置がとられた貨物について、措置終了後、措置期間に相当する期間又は2年間のいずれか長い期間の経過後でなければ措置（暫定措置を含む）をとることができない（ただし、とろうとする措置が短期間である場合で特定の場合を除く。）（第13項）。

## 3. 調査

### (1) 調査の実施（第6項）

政府は、特定貨物の輸入増加の事実及び本邦の産業の損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるとき（政府裁量）は、各事実の有無について調査を行う。（通常、産業所管大臣からの要請がなされる。）

### (2) 調査期間（第7項）

調査は、開始から1年以内に終了する（特別の理由があれば延長も可）。

この期間は、厳正かつ公正な調査の必要性と関係者の負担軽減・商取引の安定を考慮したものである。

### (3) 調査主体

政府（財務大臣）⇒調査担当者団（財務省、産業所管省、経済産業省から成る）を設置

### (4) 調査方法

- ① 利害関係者への質問状の送付・回収（政令第4条）
- ② 利害関係者からの証拠の提出及び証言（政令第4条）
- ③ 利害関係者による証拠等の閲覧（政令第7条）
- ④ 利害関係者等の意見の表明（政令第5条）
- ⑤ 産業上の使用者等の情報提供（政令第6条）
- ⑥ 実地調査

## 4. 調査終了の場合の処理

### (1) 緊急措置をとらない場合

暫定措置がとられている場合は、暫定的な緊急關税を速やかに還付する（第9項）。なお、關税の還付にともなう暫定的緊急關稅分についての消費稅は従来は還付する規定はなかったが、平成14年度關稅改正の中で關稅とともに還付されることとなった。

### (2) 緊急措置をとる場合

- ① 財務大臣は關稅・外国為替等審議会に諮問する（政令第12条）。
- ② 政令により、貨物、期間（暫定措置期間と通算して4年以内に限る。）及び措置内容を指定する。  
ただし、開発途上国を原産地とし、その輸入量が総輸入量に占める比率が小さい貨物（輸入少量途上国产品）は、指定貨物から除外される。（第1項）

## 5. 措置期間の延長

第1項の規定により措置がとられている場合において、指定貨物の輸入増加による本邦の産業の損害等の事実が、政令で指定された期間の満了後に継続し、かつ、当該産業が構造調整を行っていると認められるときは、政令により指定期間を延長（暫定措置期間と通算して8年以内に限る。）することができる。この場合、延長された期間内における措置は、延長前の期間内の措置よりも輸入制限的でないものでなければならないこととされている（第10項）。

なお、措置期間を延長する場合は上記3の第6項の規定による調査に準じて調査が行われる（第11項）。

## 6. 指定期間中の措置の検討（第12項）

指定期間が3年を超える場合は、当該期間の前半において措置の撤回又は措置の緩和の促進のための検討を行うこととされている。

## 7. 暫定措置（第8項）

緊急措置の調査期間中の輸入により国内産業の損害が一層大きくなるような事態を回避するため、調査の完了前であっても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及び当該輸入による本邦の産業

への重大損害等の事実を推定でき、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、政令で貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

① 特定貨物の全部、又は一定の数量若しくは額を超えるものについて、国定税率による通常の関税のほかに、その貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格との差額から、その貨物に課せられる通常の関税額を差し引いた額以下の関税を課すること（第8項第1号）。

② 特定貨物が条約により関税の譲許をしているものである場合に、その貨物の全部、又は一定の数量若しくは額を超えるものについて、1994年のガット第19条1及びSG協定により、その譲許を撤回して国定税率に復帰するか、又は別表の税率（上記措置が取られている場合には上記税率を含む率）の範囲内で譲許を修正して譲許税率を引き上げること（第8項第2号）。

これは調査が完了しない前にとり得る措置であることから暫定措置と呼ばれており、その適用期間は200日以内とされている。暫定措置により課された関税は、調査終了後、第1項の確定措置がとられない場合には還付される。

## 8. 代償措置（第3項）

緊急措置のうち上記2(1)②の譲許の撤回・修正等を行う場合又は行った場合には、その代償として他の貨物につき、新たに関税の譲許をし、又はすでに譲許している他の貨物の譲許税率を引き下げることができるようになっている。

1994年のガット第19条2は、同条1により措置をとる場合には事前に（やむを得ない場合には、事後直ちに）関係利害国と協議すべきことを規定しており、この協議の場においては、通常その撤回又は修正による不利益の代償を関係締約国から要求されることから、これを法制化したものである。緊急措置をとった場合には、これに付随して代償措置の提供の必要が生ずるもので、両措置は表裏一体の関係にあるといえる。

なお、代償措置をとるに当たっては、政府は緊急措置の補償としての必要な限度を超えず、かつ、その譲許品目の選定等についても、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行うべきこととされている（第5項）。

## 9. 国会への報告（第14項）

緊急措置又は代償措置をとった場合は、遅滞なく国会に報告することとされている。

## 10. 我が国における発動事例

平成12年12月22日、大蔵大臣、通商産業大臣、農林水産大臣により、ねぎ、生しいたけ、畳表の3品目について、セーフガードに係る政府としての調査を開始することが決定され、利害関係者からの証拠の提出、意見の表明等の機会を設けるとともに、政府による実態調査による客観的な証拠の収集を行い、WTOセーフガード協定等に定められた国際ルール及び関係国内法令に従い、輸入増加の事実及びこれによる国内産業に与える重大な損害等の事実の有無についての認定をおこなうこととなった。

しかしながら調査期間中の輸入により国内産業の損害が一層大きくなるような事態を回避するため、

平成 13 年 4 月 23 日から同年 11 月 8 日までの 200 日間暫定措置が発動され、この暫定措置については、過去の輸入実績を考慮して一定数量までの関税割当数量については現行の関税率を、それを超える輸入については現行関税率に加え、以下の暫定緊急関税が課せられた。

#### ねぎ等 3 品目にかかる暫定緊急関税（協定税率、特恵以外の場合）

品 目	暫定緊急関税	現行関税率
ね ぎ	225 円／Kg (256%相当)	3 %
生しいたけ	635 円／Kg (266%相当)	4. 3%
畳 表	306 円／Kg (106%相当)	6 %

本来緊急関税は相手国を特定して発動されるものではないが、当該 3 品目についてはそのほとんどが中国から輸出されているものであったこと等から、中国はこの暫定緊急関税措置に対抗して中国の国内法に基づき（当時、中国は、WTO 未加盟）中国に輸入される日本製品 3 品目（自動車、携帯・車載電話、エアコン）について従来の輸入関税に加え、一律 100% の特別関税の徵収を実施するという対抗措置をとることになった。

なお、この対抗措置を含め当該 3 品目の取扱いについて日中間で協議が行なわれ、暫定措置の期限終了後も輸入動向の調査が継続されていたが、両国がねぎ、生しいたけ、畳表の秩序ある貿易を促進することについて共通の認識に達したことにより、それぞれの品目に緊急関税の確定措置をとる国民経済上の緊急の必要がなくなったと認められ、平成 13 年 12 月 25 日に緊急関税の確定措置をとらないこととする告示が出された。

#### 我が国における緊急関税の発動事例

事 例	概 要
ねぎ、生しいたけ、畳表	H12. 12. 22 調査開始（大蔵、通産大臣告示） 13. 4. 23 暫定緊急関税の課税 13. 11. 8 暫定措置期限 13. 12. 25 緊急関税の確定措置をとらないこととする告示

## 第 5 節 対抗関税（第 9 条第 4 項）

対抗関税制度は、外国が、我が国が条約による関税譲許を受けている貨物に対して 1994 年のガット第 19 条 1 により譲許の撤回・修正等の緊急措置をとった場合で、当該措置が我が国との事前協議が成立しないままで、又は事前協議をすることなくとられた場合に、これに対抗することを目的として、その国からの特定の輸入貨物に対して、関税率表の税率による通常の関税のほかに、割増関税の課税や関税の譲許を停止する措置をとるものである。

1994 年のガット第 19 条 2 では、上記のとおり緊急措置をとる場合には、原則として、事前に関係利害国と協議を行うこととしているが、同時にまた、協議不成立のままであっても国内産業に急迫した事態が生じる場合には、事前協議をすることなく緊急措置をとることが認められている。さらに、同協定第 19 条 3 では、このような場合に、関係利害国が対抗措置として譲許の停止等の措置をとることができることとしており、対抗関税は、このような対抗措置についての規定を受けて法制化されたものである。

対抗関税は緊急措置と密接な関係を有しているため、国際法、国内法とも緊急関税制度と一体的に規定されており、定率法第 9 条の見出しも「緊急関税等」とされている。

## 1. 発動要件（第 4 項）

- (1) 協議不成立（「代償措置」について合意がなされていない）にもかかわらず外国による緊急措置が発動され、それにより我が国が影響を受けていること。（1994 年のガット第 19 条 3(a) 及び SG 協定）又は、
- (2) 外国の緊急措置が事前の協議なしに暫定的に発動されることにより、国内産業に急迫した事態が生じていること。（同条第 3 項(b)）

## 2. 対抗関税の措置

### (1) 措置の内容

対抗関税の措置（以下「対抗措置」という。）の内容としては、次の 2 つがある。

- ① 特定貨物について、国定税率による通常の関税のほかに課税価格と同額以下の関税を課すこと（第 4 項第 1 号）。
- ② 特定貨物が条約により関税の譲許をしているものである場合に、その譲許を停止すること（第 4 項第 2 号）。

なお、1994 年のガット第 19 条 3(a) の規定及び SG 協定による措置については、外国の緊急措置が SG 協定により特定貨物の輸入（の絶対量の）増加の事実に基づきとられたもので、かつ、当該措置がとられてから 3 年を経過していない場合は除外される。

### (2) 措置の発動可能時期

- ① ガット第 19 条 3(a)（緊急措置に対する措置）の場合

　　外国の緊急措置がとられた後 90 日以内に、かつ、30 日の予告期間を置いて発動

- ② ガット第 19 条 3(b)（急迫した事態における緊急措置に対する措置）の場合

　　措置が本邦の国内生産者に重大な損害を与え若しくは与えるおそれがある場合で、遅延すれば回復しがたい損害を生じるおそれがあるときは、外国の緊急措置と同時に発動

### (3) 措置の規制

対抗措置をとるに当たっては、政府は外国の緊急措置に対する対抗措置としての必要な限度を超えて、かつ、国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとする配慮のもとに行うべきこととされている（第 5 項）。

## 3. 国会への報告（第 14 項）

対抗措置をとった場合は、遅滞なく国会に報告することとされている。

#### 4. 我が国における発動事例

##### (1) 米国のセーフガード措置

平成 14 年 3 月 20 日、米国は 1974 年通商法第 201 条に基づき、鉄鋼 14 品目の輸入に対するセーフガード措置を発動した（最大 30% の関税引上げ等、発動期間は平成 17 年 3 月 20 日までの 3 年と 1 日間）。これに対し、我が国は EU 等と連携しつつ、米国の措置は WTO 協定及びセーフガード協定に整合的でないとして、これを WTO に提訴するとともに、米国に対し措置の撤回、代償の提供及びセーフガード対象品目の適用除外を要求した。

##### (2) 対抗措置の通報

米国の措置に対する対抗措置の協定上の通報期限である同年 5 月 17 日には、関税・外国為替等審議会（関税分科会特殊関税部会、同年 5 月 16 日開催）における諮問・答申を経た上で、我が国の対抗措置の WTO 通報を行った。

（参考）我が国の対抗措置の WTO 通報の内容

ア：即時の措置（絶対的輸入増加のない品目（厚板）に対する対抗措置）：所謂「ショートリスト」

発動予定日：平成 14 年 6 月 18 日

対象金額：約 488 万ドル（約 6 億円）

対象品目：鉄鋼及び鉄鋼製品

関税率：100% ⇒ 課税価格と同額の関税

イ：将来の措置：所謂「ロングリスト」

上記措置に併せて、米国の措置が WTO 協定に不整合との判断が紛争解決手続の結果確定した後にできるものについても、対象金額（上記措置を含め、約 1 億 2,343 万ドル、約 149 億円）を通報（対象品目は特定せず）。

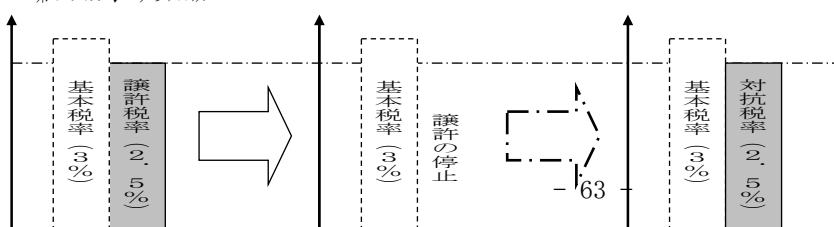
##### (3) 讓許停止の政令

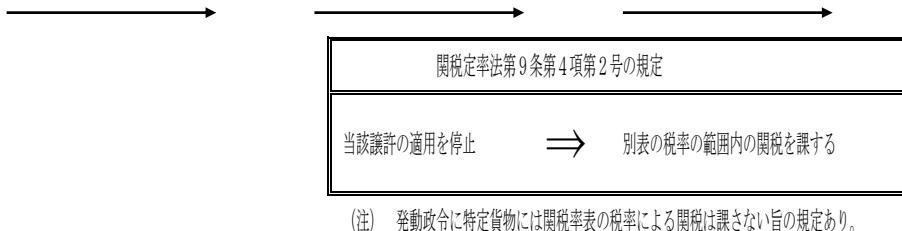
その後、EU は同年 6 月 18 日から、関税の讓許は停止するが、実際の関税の引上げについては延期することを決定した。

我が国としても、6 月 18 日の経済産業大臣と米国通商代表との電話会談において、米国は日本の関心事項について建設的に検討しているとの印象が得られたことから、EU と同様の方式（讓許の停止はするものの、現行税率を維持）をとった上で、引き続き、米国のセーフガード対象品目の適用除外等について米国との交渉を継続していくこととし、6 月 14 日に「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の讓許の適用の停止等に関する政令」（平成 14 年政令第 212 号）を閣議決定し、6 月 18 日から施行した。

#### 米国の鉄鋼セーフガードに対する日本の対抗措置

第 7202.99 号のうちりん鉄





#### (4) 米国との除外品目決定と平沼経済産業大臣談話の発表

これまでの米国から累次に渡り、除外品目が公表されてきたところ、同年8月22日には最後の除外品目として新たに178品目が公表され、日本側の申請に係るものは、累計で約55万トンとなった。これにより、我が国産業界の満足のいく除外が得られる見通しが立ったことから、除外品目の最終決定期限である8月末に米国官報に正式に発表されたことを受け、我が国として米国の除外品目の認定を評価し、当面対抗措置を発動しない（注）旨の経済産業大臣談話を発表した。

（注）制度上は定率法第9条第4項の対抗措置は発動しているが、実質的には発動していないのと同じ状況であり、これ以上の措置（関税率の引上げ）は行わないということ。

#### (5) その後の経過

平成15年11月10日WTO紛争処理上級委員会は、米国の緊急関税措置はWTO協定違反と認定する最終報告書を関係国に配布。同年12月10日紛争解決機関（DSB）の特別会合において同報告は採択された。また米国が同年12月5日同措置を撤回したことを受け、我が国は同年12月12日に「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の讓許の適用の停止等に関する政令を廃止する政令」（平成15年政令第525号）を閣議決定し、12月17日から施行した。

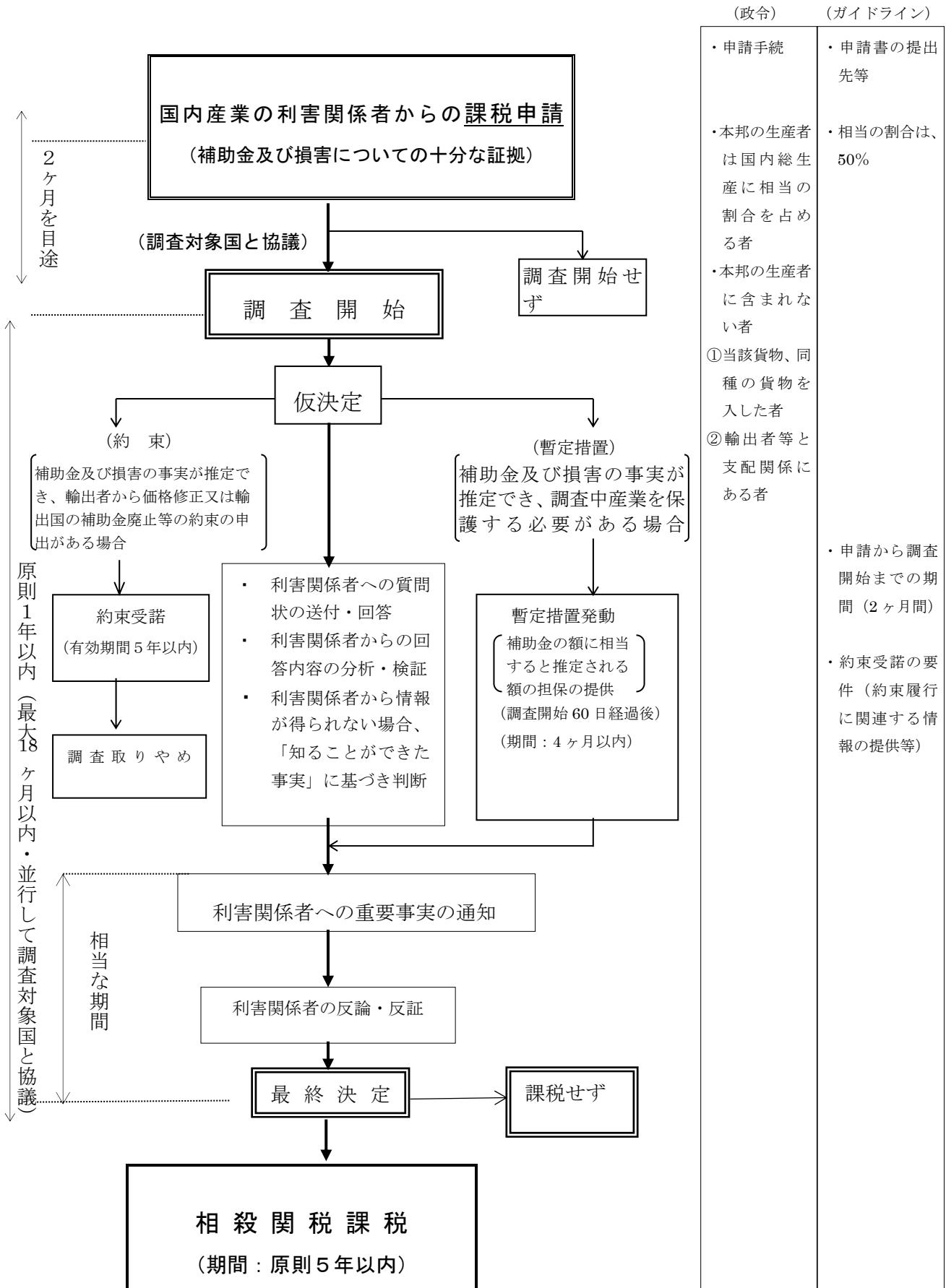
なお、紛争解決機関の認定理由は、米国の鉄鋼セーフガード措置は、「輸入の絶対的な増加」がなく、「輸入」と「損害」の因果関係が適切に立証されていないためセーフガード協定に違反としているとしたものである。

## 我が国の特殊関税制度の概要

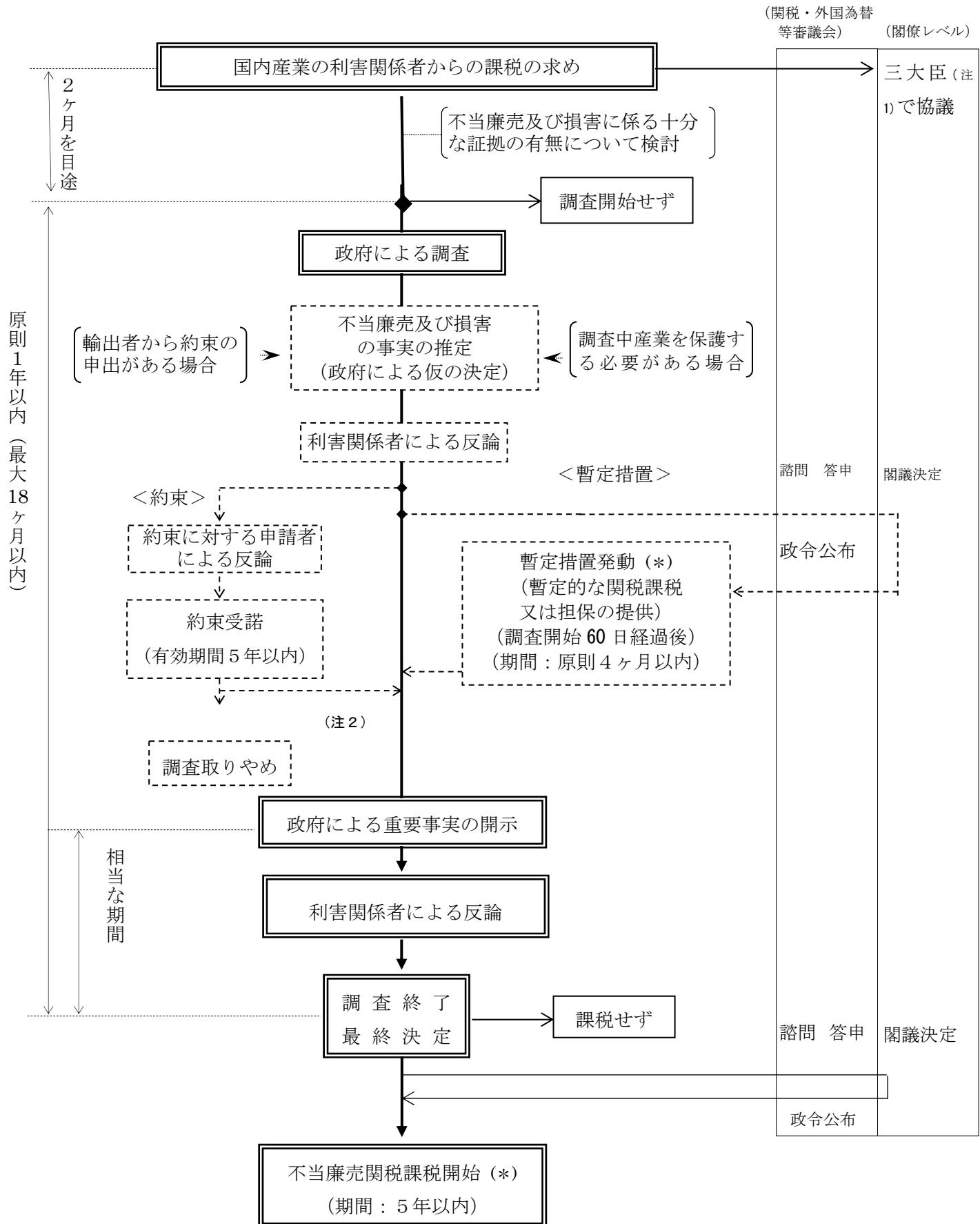
① 目的	国内産業保護			相手国措置に対抗	
② 制度	(A) 相殺関税	(B) 不当廉売関税	(C) 緊急関税	(D) 対抗関税	(E) 報復関税
③ 国内法上の根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定率法第7条（明治39年3月）</li> <li>・ 相殺関税に関する政令</li> <li>・ 手続等についてのガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定率法第8条（大正9年7月）</li> <li>・ 不当廉売関税に関する政令</li> <li>・ 手續等についてのガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定率法第9条第1項（昭和36年3月）</li> <li>・ 緊急関税等に関する政令</li> <li>・ 手續等についてのガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定率法第9条第4項（昭和38年3月）</li> <li>・ 緊急関税等に関する政令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定率法第6条（明治39年3月）</li> <li>・ 報復関税等に関する政令</li> </ul>
④ 世界貿易機関協定上の根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガット第6条</li> <li>・ 補助金相殺措置協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガット第6条</li> <li>・ ダンピング防止協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガット第19条</li> <li>・ セーフガード協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガット第19条</li> <li>・ セーフガード協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガット第23条</li> <li>・ 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解</li> </ul>
⑤ 制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国において生産又は輸出について、直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が、本邦の産業に損害を与えた場合、その補助金の効果を減殺し国内産業を保護するため、政令により、通常の関税のほかに割増関税を課す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当廉売された貨物の輸入又は輸入された貨物の不当廉売が、本邦の産業に損害を与えた場合、その不当廉売の効果を減殺し国内産業を保護するため、政令により、通常の関税のほかに割増関税を課す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国から特定の貨物の輸入が増加し、本邦の産業に損害を与えた場合、当該産業を保護するため、政令により、通常の関税のほかに割増関税を課税や譲許の撤回・修正等の緊急措置をとった場合、それに対抗し当該国からの輸入貨物に対して、政令により、割増関税を課し、又は譲許を停止する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国が、我が国が譲許を受けている貨物に対して、一般協定第19条により譲許の撤回・修正等の緊急措置をとった場合、それに対抗し当該国からの輸入貨物に対して、政令により、割増関税を課し、又は譲許を停止する</li> </ul>	<p>(1) 世界貿易機関の加盟国が、世界貿易機関協定による我が国の利益を侵害等した場合、又は相殺関税の対象にならない補助金の交付により本邦産業に損害を与えた場合、それに対抗し当該国からの輸入貨物に対して、世界貿易機関協定による紛争解決機関の承認の範囲内で政令により、割増関税を課する</p> <p>(2) 外国が、我が国の船舶、輸出貨物等に対して差別的に不利益な取扱いをした場合、それに対抗し当該国からの輸入貨物に対して、政令により割増関税を課する</p>
⑥ 発動要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実（輸入された貨物が、外国において生産又は輸出について補助金を受けていること）</li> <li>(2) 実質的損害等の事実（含む因果関係）（当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること）</li> <li>(3) 国内産業保護の必要性（我が国の同種産業を保護するため必要があると認められるこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不当廉売された貨物の輸入の事実（輸入された貨物に不当廉売の事実があること）</li> <li>(2) 実質的損害等の事実（含む因果関係）（当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること）</li> <li>(3) 国内産業保護の必要性（我が国の同種産業を保護するため必要があると認められるこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 輸入の増加（予想されなかつた事情の変化により貨物の輸入増加があること）</li> <li>(2) 重大な損害等の事実（含む因果関係）（当該輸入が我が国の同種・競合産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること）</li> <li>(3) 緊急の必要性（国民経済上緊急に必要があると認められること）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協議不成立にもかかわらず外国による緊急措置が発動され、それにより我が国が影響を受けていること</li> <li>(2) 外国緊急措置が事前の協議なしに暫定的に発動されることにより、国内産業に急迫した事態が生じていること</li> </ul>	<p>(1) の場合 世界貿易機関の加盟国について、上記の事実があること</p> <p>(2) の場合 外国において、上記の差別措置がとられていること</p>

	(されること)				
⑦ 課することができる割増関税又はとり得る措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の額と同額以下の割増関税を、政令により課する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不当廉売差額（正常価格と不当廉売価格との価格差）と同額以下の割増関税を、政令により課する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種・類似貨物の国内卸売価格から当該貨物の課税価格と通常の関税額を差し引いた額以下の割増関税の課税や当該貨物の譲許の撤回・修正を、政令により行う (代償措置の提供を要する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税価格と同額以下の割増関税を課し、又は当該貨物の譲許の停止を、政令により行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税価格と同額以下の割増関税を、政令により課する</li> </ul>
⑧ 発動手続 き政令の規定概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>本邦の産業等の定義</li> <li>相殺関税の課税、課税の見直し等を求める手続</li> <li>調査の開始について利害関係者への通知、証拠の提出、約束の申出等の調査等の手続</li> <li>課税、変更等の財務大臣の告示</li> <li>還付に関する手続</li> <li>相殺関税を課する場合等の関税・外国為替等審議会への諮問</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>本邦の産業等の定義</li> <li>不当廉売関税の課税、課税の見直し等を求める手続</li> <li>調査の開始について利害関係者への通知、証拠の提出、約束の申出等の調査等の手続</li> <li>課税、変更等の財務大臣の告示</li> <li>還付に関する手続</li> <li>相殺関税を課する場合等の関税・外国為替等審議会への諮問</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>本邦の産業等の定義</li> <li>調査の開始の告示、証拠の提出等の調査等の手続</li> <li>課税、変更等の財務大臣の告示</li> <li>緊急措置を課する場合等の関税・外国為替等審議会への諮問</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対抗関税を課する場合の関税・外国為替等審議会への諮問</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>課税、変更等の財務大臣の告示</li> <li>報復関税等を課する場合の関税・外国為替等審議会への諮問</li> </ol>
⑨ 発動政令 の指定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物、供給者（輸出者、生産者）、供給国（輸出者、輸出国）、期間、割増関税の額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物、供給者（輸出者、生産者）、供給国（輸出者、輸出国）、期間、割増関税の額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物、期間、措置内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物、国、措置内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物、国、割増関税の額</li> </ul>
⑩ 暫定措置 の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査期間中に、発動要件を充足すると推測される場合、政令で、貨物、供給者、供給国、期間を指定し、補助金の額に相当する額の担保の提供を命ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査期間中に、発動要件を充足すると推測される場合、政令で、貨物、供給者、供給国、期間を指定し、暫定的に不当廉売関税を課し、又は同関税額相当の担保の提供を命ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査期間中に、発動要件を充足すると推定される場合、政令で、貨物、期間を指定し、暫定的に緊急関税の課税や譲許の撤回・修正を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし</li> </ul>

## 相殺関税の発動の流れ（フローチャート）



## 不当廉売相殺関税の発動の流れ（フローチャート）

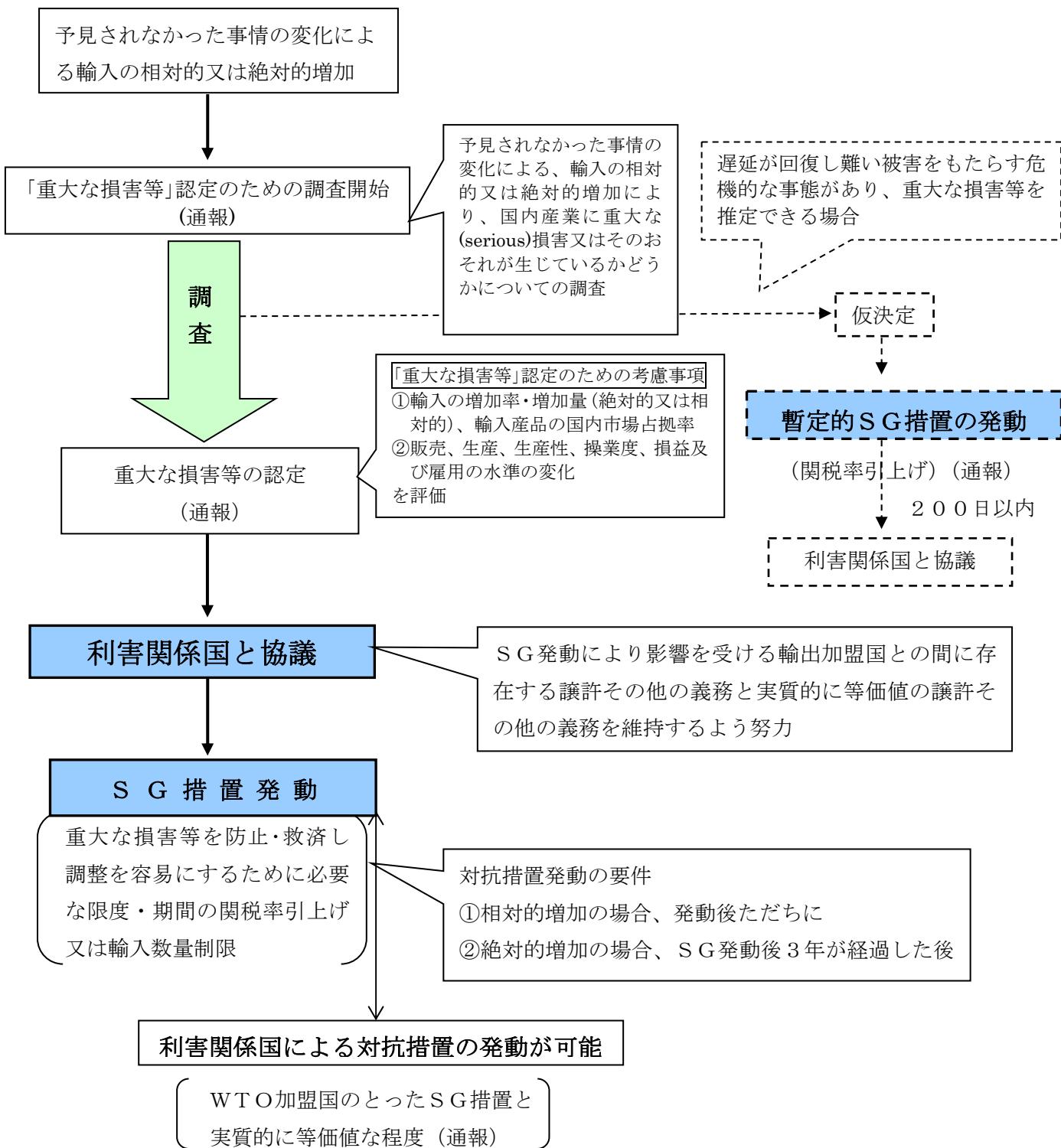


(注1) 三大臣とは、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣。

(注2) 輸出者が調査の完了を希望する場合は調査を継続する。

(注3) (\*)印は、WTO協定上必要な通報を示す。

## 一般セーフガードの発動の流れ（フローチャート）



(注1) 本S G制度はGATT 19条及びS G協定に基づくもので、恒久的な制度

(注2) 通報：W T O・S G委員会への通報

## 第4章 関税の軽減、免除又は払い戻し

### 第1節 関税の减免戻し税制度

#### 1. 減免戻し税の意義

我が国では「関税義務主義」（又は「関税包括主義」ともいう。）に基づき、外国から輸入される貨物は、関税法及び定率法その他関税に関する法律によって、すべて関税が課される。しかしながら、我が国における経済政策、社会政策、文教政策等の要請、関税の国際性に鑑み国際慣行上又は国際礼譲の尊重、国際協調（開発途上国の経済発展支援、輸入促進）又は先端技術への助成などに対するいろいろな配慮から、すべての輸入貨物に關税を課することが適当でない場合もある。このため、貨物の使用目的、特性等を考慮して輸入貨物が一定の要件に適合する場合には、特にその輸入者の関税納付義務の一部又は全部が免除されることがある。この關税についての納税義務の一部免除を「減税」といい、全部免除を「免税」という。

また、既に關税が納付され輸入の許可がなされた貨物が、一定の要件に適合する場合には、その納付した關税の一部又は全部が払い戻されることがある。これを「戻し税」という。

#### 2. 減免戻し税の根拠規定

關税の軽減、免除又は払い戻しは、「租税法律主義」（憲法第84条）に基づき法律により行われなければならない。

關税の减免戻し税制度は、2つに大別される。1つは、恒久的な减免戻し税制度で、定率法に規定されており、もう1つは、暫定的な减免税制度で、暫定法に規定されている。

なお、關税が、国と国との間の物資の交流に伴うものであることから、その减免戻し税等について各種の国際条約の対象となることが多いが、条約中に减免戻し税について特別の規定がある場合には、法律の規定がなくても、その条約自体により關税の减免戻しが行われる。

#### 3. 無条件减免税と解除条件付减免税

關税の减免税は、その態様によって「無条件减免税」と「解除条件付减免税」とに大別される。

「無条件减免税」とは、無条件で減税又は免税することである。ここにいう「無条件」とは、减免税を確定させる際に条件が何もないことではなく、减免税の効果が輸入の際に特定の事実（輸入の目的、貨物の性質等について規定された要件の充足）によって確定し、輸入後においてその事情が変わった場合でも、いったん减免税が確定した後は關税徴収の対象となることはないことを意味している。

「解除条件付减免税」とは、輸入の際に一定の「解除条件」を付した上で、減税又は免税することである。すなわち、輸入の際に特定の事実によって減税又は免税が行われることは「無条件减免税」と同じであるが、同時に「解除条件」が付され、その輸入後における一定の期間内に、减免税の要件となつた特定の事実が確保されない事情が発生した場合（解除条件が成就した場合）に、减免税の効果は消滅する点が異なる。したがって、輸入後における一定の期間内に付された解除条件が成就したときは、輸入時における關税の减免の効果が失われて、减免された關税が徴収される。

「解除条件付减免税」は、「一般的解除条件付减免税」と「制限的解除条件付减免税」とに分けられる。

「一般的解除条件付減免税」とは、その解除条件が一般的なものをいう。例えば、解除条件が、減免税の要件として定められた特定の用途以外の用途に使用したときにその減免税の効果が失われ、減免された関税が徴収されること等が規定されている場合である。

「制限的解除条件付減免税」とは、輸入の際、一般的な解除条件付で減税又は免税をするとともに、輸入後における一定期間は、減免税の受益者に特定行為の禁止を命じている。この禁止に違反した者は、関税が徴収される他、関税法違反として処罰の対象となる。ただし、禁止行為を行うことにつきあらかじめ税関長の承認を受けた場合には、関税の徴収のみにとどまる。

#### 4. 減免税と戻し税

減免税と戻し税とは、法律的には異なった概念のものである。減免税は、法律で定める一定の要件を具備する場合に納税義務の一部又は全部を免除するものであるが、戻し税は法律で定める一定の要件を具備する場合に、輸入の際に徴収した税金を払い戻すものであり、納税は既に完結しており、税金の徴収と払戻しとはそれぞれ別の行為である。

減免税制度と戻し税制度とは、いずれも貨物の輸入に伴う関税の負担を軽減する制度であることは共通しているが、その相違点としては、次のような点があげられる。

- (1) 減免税は、貨物の輸入の際に適用されるが、戻し税は、輸入後一定の要件に合致することになった場合に適用される。したがって、戻し税は、輸入時において一定の要件に合致することとなるかどうか未定又は不明なものであっても、その後の事情によりこれを適用することができる。
- (2) 減免税は、解除条件付の場合には、輸入後その貨物が減免税の条件であった特定の用途に供されないで、関税の負担を免除する趣旨が実現しないこととなるおそれがあるが、戻し税は一定の要件が充足された後に適用されるものであるから、その目的は確実に達成される。

#### 5. 減免戻し税制度の分類

定率法における減免戻し税制度を分類すると次のとおりとなる。

##### 無条件減免税

- 変質、損傷等の場合の減税（第10条第1項）
- 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税（第11条）
- 生活関連物資の減免税（第12条）
- 無条件免税（第14条）
- 再輸入減税（第14条の2）
- 外国で採捕された水産物等の減免税（第14条の3）
- 外交官用貨物等の免税（自動車、酒類、たばこを除く。）（第16条）
- 内貨原料品による製品を輸出した場合の免税（振替免税）（第19条の2第1項）

##### 一般的解除条件付減免税

- 特定用途免税（第15条）
- 外交官用貨物等の免税（自動車、酒類、たばこに限る）（第16条）
- 再輸出免税（第17条）
- 再輸出減税（第18条）

### 制限的解除条件付減免税

製造用原料品の減免税（第13条）

輸出貨物の製造用原料品の減免税（第19条）

### 戻し税

変質、損傷等の場合の戻し税（第10条第2項）

輸出貨物の製造用原料品の戻し税（第19条）

課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税（第19条の2第2項）

輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税（第19条の3）

違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税（第20条）

## 6. 戻し税制度と納期限の延長

関税法第9条の2第1項から第3項まで（納期限の延長）の規定により、その関税を納付すべき期限が延長された貨物は、まだ関税が納付されていないが、この関税が納付されていない貨物のうち、その貨物に係る関税が納付されているものとみなして各戻し税の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、払い戻すことができる関税に相当する額を納期限が延長された関税の額から減額することができる。

この場合、その減額された額に相当する関税の額は、各戻し税の規定による払戻しがあったものとみなして、各戻し税の各規定を適用することができる。

すなわち、関税の戻し税は、その対象となる貨物の関税が納付されていなければ、本来成立しないが、これでは納期限の延長制度を利用しているものについては、関税の戻し税を受けることができなくなるので、戻し税の額を納期限が延長された関税の額から減額し、各戻し税の規定による「払戻しがあったものとみなす」ことで処理されている。

これに関連する規定は、次のとおり定められている。

- 変質、損傷等の場合の戻し税（第10条第3項）
- 輸出貨物の製造用原料品の戻し税（第19条第5項）
- 課税原料品等による製品を輸出した場合の戻し税（第19条の2第3項）
- 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税（第19条の3第2項）
- 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税（第20条第3項）

## 7. 戻し税制度と特例申告

特例申告貨物が、各戻し税制度における要件に該当する場合で、かつ、特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、その要件を満たす場合における関税の全部又は一部に相当する額を支払うべき関税の額から控除することができる。

特例申告貨物については、特例申告書の提出時期との関係で関税がまだ納付されていない場合には、各戻し税制度における要件に該当する場合であっても、戻し税が成立せず、その適用を受けることができないので、その要件を満たす場合における関税の全部又は一部に相当する額を支払うべき関税の額から控除することで、同様の効果を与えるものである。したがって、この措置は、関税の控除であり、戻し税ではない点に留意する必要がある。

- 変質、損傷等の場合の戻し税（第10条第4項）
- 輸出貨物の製造用原料品の戻し税（第19条第6項）

- 課税原料品等による製品を輸出した場合の戻し税（第19条の2第4項）
- 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税（第19条の3第3項）
- 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税（第20条第4項及び第5項）

## 第2節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等（第10条）

輸入される貨物が、輸入許可前又は輸入許可前引取承認前に、変質又は損傷した場合には、引き取られる貨物は、変質又は損傷により経済的価値が減少した貨物であり、このような貨物について、正常な状態の貨物と同額の関税を課することは課税の均衡上適当でない。したがって、この場合には、その変質又は損傷に応じて関税が軽減される。

また、関税納付済みの貨物が、輸入の許可後、引き続き保税地域又は他所蔵置場所に蔵置されている間に、災害その他やむを得ない理由により滅失、変質又は損傷した場合、国内に引き取られる貨物は本来の経済価値より減少していることを考慮し、その損傷等の度合いに応じて、既に納付した関税の全部又は一部が払い戻される。

### 1. 減税

#### （1） 減税の要件

減税を受けることができる貨物は、輸入の許可（又は輸入許可前引取承認）前に変質又は損傷した貨物である（第1項）。

「貨物の変質」とは、貨物が化学的に変化して経済的価値が減少することをいい、「貨物の損傷」とは、貨物が物理的に変化して経済的価値が減少すること及び数量が欠減することをいう。

変質又は損傷の時期は、それが輸入の許可（又は輸入許可前引取承認）前であることが必要とされるが、その適用を受けられる期間については、輸入貨物が従価税品であるか又は従量税品であるかによって異なる。

##### ① 従価税品

従価税品については、輸入申告等の時以後、輸入の許可（又は輸入許可前引取承認）の時までの間に変質又は損傷が生じた場合に適用される。

一方、輸入申告等の時までに変質又は損傷があった貨物については、減税は適用されない（第1項ただし書）。これは、定率法第4条の5（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）の規定により、輸入申告までに変質又は損傷があった貨物の課税価格は、変質又は損傷による貨物の価値の減価に相当する額を控除して得られる価格とされていることによる。

なお、「輸入申告等の時まで」とは、輸入申告の時のほか、関税法第4条第1項第2号から第8号まで（課税物件の確定時期の特例）に掲げる貨物については、当該各号に定める時をいう。例えば、保税工場における保税作業による製品（外国貨物）の場合は、移入承認された時となる。

##### ② 従量税品

従量税品については、輸入申告等の時期にかかわらず、輸出国における貨物の積出し後、輸入の許可（又は輸入許可前引取承認）の時までの間に、変質又は損傷が生じた場合に適用される（第1項ただし書）。

これは、従量税品の変質又は損傷により、その課税標準（数量、重量等）又は適用税率が変更さ

れるとは限らないので、従価税品に対する変質又は損傷による減税との均衡を図るために、輸入申告等の時までの変質又は損傷についても減税の対象とする必要があることによる。

### ③ 従価従量税品

従価従量複合税率の適用を受けるものについては、その従価税相当部分及び従量税相当部分について、それぞれ前記の従価税品及び従量税品の場合の例によって、減税の規定が適用される。

従価従量選択税率の適用を受けるものについては、その貨物について変質又は損傷がなかった場合に適用することとなる税率の種類により、それぞれ前記の従価税品又は従量税品の場合の例によって、減税の規定が適用される。

## (2) 減税額

輸入貨物が輸入の許可（又は輸入許可前引取承認）前に変質又は損傷した場合には、次に掲げる額のうち、いずれか多い額が軽減される（定率令第2条）。

- ① 輸入貨物の変質又は損傷による価値の減少に基づく価格の低下分に対応する関税額
- ② 輸入貨物の関税額から、その変質又は損傷後の性質及び数量によって課税した場合の関税額を控除した額

## (3) 減税額の計算例

減税額の具体的な算出方法については、以下の従量税品の例を参照。

### 【例1】 損傷により価値の減少のみが生じた場合

	品名	数量〔トン〕	単価〔フ」ル〕	総額〔フ」ル〕	税率〔円/kg〕
損傷前	原料糖	100	100	10,000	41.50
損傷後	原料糖	100	80	8,000	41.50

- ① 輸入貨物の変質又は損傷による価値の減少に基づく価格の低下分に対応する関税額

$$\text{減税額} = 100 \text{ [千kg]} \times 41.50 \text{ [円/kg]} \times \frac{100 \text{ [フ」ル]} - 80 \text{ [フ」ル]}}{100 \text{ [フ」ル]}} = 830 \text{ [千円]}$$

- ② 輸入貨物の関税の額から、その変質又は損傷後の性質及び数量によって課税した場合の関税額を控除した額

$$\text{減税額} = 0 \text{ 円}$$

したがって、減税額は 830 [千円] となる。

### 【例2】 損傷により価値が減少し、適用税率が変更になった場合

	品名	数量〔トン〕	単価〔フ」ル〕	総額〔フ」ル〕	税率〔円/kg〕
損傷前	精製糖	100	120	12,000	57.00
損傷後	原料糖	100	100	10,000	41.50

- ① 輸入貨物の変質又は損傷による価値の減少に基づく価格の低下分に対応する関税額

$$\text{減税額} = 100 \text{ [千kg]} \times 57.00 \text{ [円/kg]} \times \frac{120 \text{ [フ」ル]} - 100 \text{ [フ」ル]}}{120 \text{ [フ」ル]}} = 950 \text{ [千円]}$$

- ② 輸入貨物の関税の額から、その変質又は損傷後の性質及び数量によって課税した場合の関税額を

### 控除した額

$$\begin{aligned}\text{減税額} &= (100[\text{千 kg}] \times 57.00[\text{円/kg}]) - (100[\text{千 kg}] \times 41.50[\text{円/kg}]) \\ &= 1,550[\text{千円}]\end{aligned}$$

したがって、減税額は多い額である 1,550[千円]となる。

### 【例3】 損傷により価値が大幅に減少し、適用税率が変更になった場合

	品名	数量 [トン]	単価 [フル]	総額 [フル]	税率 [円/kg]
損傷前	精製糖	100	120	12,000	57.00
損傷後	原料糖	100	40	4,000	41.50

- ① 輸入貨物の変質又は損傷による価値の減少に基づく価格の低下分に対応する関税額

$$\text{減税額} = 100[\text{千kg}] \times 57.00[\text{円/kg}] \times \frac{120[\text{フル}] - 40[\text{フル}]}{120[\text{フル}]} = 3,800[\text{千円}]$$

- ② 輸入貨物の関税の額から、その変質又は損傷後の性質及び数量によって課税した場合の関税額を控除した額

$$\begin{aligned}\text{減税額} &= (100[\text{千 kg}] \times 57.00[\text{円/kg}]) - (100[\text{千 kg}] \times 41.50[\text{円/kg}]) \\ &= 1,550[\text{千円}]\end{aligned}$$

したがって、減税額は多い額である 3,800[千円]となる。

### (4) 減税の手続

- ① 申告納税方式が適用される貨物

- イ. 保税蔵置場等に蔵置されている従価税品で、蔵入承認等の時以後、輸入申告の時までに変質又は損傷し、税率の変更をきたすもの、及び従量税品で輸入申告等の時までに変質又は損傷したものについては、輸入申告書（特例申告書）に「変質・損傷減税明細書」を添付して行う。（定率令第3条第1項、関税定率法基本通達10-6(1)）
- ロ. 上記以外の貨物で、輸入申告等の時の後、輸入の許可又は輸入許可前引取承認の時までに変質又は損傷したものについては、更正請求の手続による。（同条第3項、関税定率法基本通達10-6(2)）

- ② 賦課課税方式が適用される貨物

- 輸入申告書に「変質・損傷減税申請書」を添付して行う。（同条第4項、関税定率法基本通達10-6(3)）

## 2. 戻し税

### (1) 戻し税の要件

戻し税を受けることができるのは、関税納付済みの貨物が、輸入の許可後、引き続き保税地域又は他所蔵置場所に蔵置されている間に、災害その他やむを得ない理由により滅失、変質又は損傷した貨物である（第2項）。

### (2) 戻し税額

貨物が滅失した場合には、その貨物について納付された関税の全額が払戻しされる。

貨物が変質又は損傷した場合には、変質又は損傷による減税の際に用いられる算定方法に基づき算出された額が払戻しされる（定率令第2条第2項）。

### （3） 戻し税の手続

関税の払戻しを受けようとする者は、その災害等のやんだ日後すみやかに「被災貨物届出書」をその被災貨物の輸入許可税關に提出し、その確認を受け（被災貨物確認書として交付）、払戻しの申請（災害等のやんだ日から3月以内）の際、「被災貨物についての関税払戻し申請書」に被災貨物確認書及び当該払戻しに係る貨物についての輸入許可書（又はこれに代わる税關の証明書）を添付して提出する（定率令第3条の2）。

## 第3節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税（第11条）

加工又は修繕のため輸出され、原則として1年以内に輸入される貨物については、その輸入貨物に課される関税のうち、加工又は修繕に要した費用に相当する関税額以外の額が軽減される。ただし、加工については、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限られている。

この減税制度は、外国における加工又は修繕によって付加された価値の部分が実質的な輸入であるとして、その付加価値に相当する部分についてのみ課税し、再輸入される部分については減税することで、課税の適正化を図ろうとするものである。

なお、2018年12月に発効したTPP11協定（CPTPP）、2019年2月に発効した日・EU経済連携協定及び2021年1月に発効した日英包括的経済連携協定において、加工又は修繕のため本邦から上記経済連携協定の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から原則1年以内に輸入される貨物について、関税が免除されることが、関税暫定措置法第8条の7に規定されている。

### 1. 減税の要件

加工又は修繕のため輸出された貨物の減税を受けるためには、次の要件を満たすことが必要である。

- (1) 加工又は修繕を目的として本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年（1年を超えることがやむを得ないと認められる理由があり、税關長の承認を受けたときは、1年を超えて税關長が指定する期間）以内に輸入されるものであること
- (2) 加工のためのものについては、我が国でその加工をすることが困難であると認められるものに限る

「加工」とは、一般に貨物にある工作を加えることにより当該貨物の価値を増加しようとする行為をいうが、本条の「加工」は、当該工作を加えた後の貨物が工作を加える前の貨物の特性を有する範囲に限る取扱いである（関税定率法基本通達11-1(1)イ）。

「修繕」とは、一般に貨物の機能等が低下した箇所を元の状態に修復する行為をいい、当該貨物を構成する部品の交換を含む（関税定率法基本通達11-1(1)ロ）。

「加工することが困難であると認められるもの」とは、例えば、外国製の高性能精密機器又は外国に居住する者が特許権をもっている機械等で、我が国で加工することが技術的に又は法律的に困難なもの

をいう。したがって、単に外国で加工するほうが有利といった専ら経済的な理由によるものについては本条の適用はない。

## 2. 減税額

- (1) 輸入貨物の関税額に当該貨物が輸出許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の全額（定率令第4条本文）。

「当該貨物が輸出許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格」とは、「①輸出貨物のFOB価格」に「②輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料」及び「④加工又は修繕後の貨物の船積港から本邦の輸入港までの復路の運賃及び保険料」を加えたものである。

「当該輸入貨物の課税価格」とは、「①輸出貨物のFOB価格」に「②輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料」、「③加工又は修繕費用」及び「④加工又は修繕後の貨物の船積港から本邦の輸入港までの復路の運賃及び保険料」を加えたものである。

したがって、減税額は次の算式で求められる。

$$\text{減税額} = \frac{\text{輸入貨物の関税額} \times \frac{\text{輸出貨物のFOB価格} + \text{運賃・保険料 (①+②+④)}}{\text{輸入貨物の課税価格 (①+②+③+④)}}}{}$$

- (2) 輸出貨物が、定率法第14条第10号ただし書（再輸入免税の適用除外）に規定する貨物又は製品に該当する場合、すなわち、定率法第17条から第20条までの規定により輸出貨物について関税の軽減、免除、払戻し又は控除を既に受けた場合には、その関税の軽減額は、輸入貨物の関税額に「当該輸出貨物が輸出許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格」から「当該輸出貨物について、定率法第17条から第20条までの規定により関税の軽減、免除、払戻し又は控除を受けた額の算定の基礎となった輸入貨物の課税価格（A）」を控除した金額の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額となる（定率令第4条ただし書）。

$$\text{減税額} = \frac{\text{輸入貨物の関税額} \times \frac{\text{輸出貨物のFOB価格} + \text{運賃・保険料} - A}{\text{輸入貨物の課税価格}}}{}$$

## 3. 減税の手続

- (1) 加工又は修繕用貨物の輸出手続

加工又は修繕のため輸出された貨物の減税を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、その輸出申告の際に、輸出申告書に加工又は修繕のため輸出する旨、輸入予定時期及び予定地を付記し、「加工・修繕輸出貨物確認申告書」、輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書を添付し、税關の確認を受けなければならない（定率令第5条、関税定率法基本通達11-3）。

この場合、必要な確認が行われると確認書が申告者に交付される。

- (2) 加工又は修繕貨物の輸入手続

加工又は修繕のため輸出された貨物の減税を受けようとする者は、その輸入申告の際に、輸入申告

書にその輸出された際の輸出許可書（又はこれに代わる税関の証明書）、輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書、「加工・修繕・組立製品減税明細書」を添付して、税関長に提出するとともに、上記(1)で交付を受けた確認書を提示しなければならない（定率令第5条の2、関税定率法基本通達11-4）。

#### 4. 加工又は修繕のため輸出された貨物の簡易な取扱い

次に掲げる場合には、本条を適用することなく、便宜、定率法第14条第10号《再輸入免税》を適用する取扱いである（関税定率法基本通達11-1(2)）。

- (1) 加工又は修繕のため本邦から輸出した貨物が、その輸出の許可の際の性質及び形状が変わらないと認められる程度の簡単な加工又は修繕（例えば、ねじ締め、油洗い、注油等）をしただけで輸入される場合
- (2) 本邦から輸出された生フィルムが、撮影後未現像のまま（個人的使用に供されるものは現像済のものを含む。）輸入される場合

### 第4節 生活関連物資の減税又は免税（第12条）

我が国における国民生活との関連性が高い生活関連物資（米、麦、食料品、衣料品等）の輸入価格が、国内品の卸売価格よりも高価格の場合、又は凶作、天災、事変、その他の緊急の場合等には、国民生活の安定を図る見地から、期間を定めて生活関連物資の関税を軽減又は免除するものである。

#### 1. 減免税の要件

##### (1) 米、もみ、大麦又は小麦

米、もみ、大麦又は小麦について、次のいずれかに該当するときは、貨物及び期間を政令で指定し、その関税を軽減又は免除することができる（第1項）。

- ① 輸入貨物の課税価格（C I F価格）に關税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加えたものが、一般にこれと同等の国内産品の卸売価格よりも高価であるとき
- ② 凶作の場合又は天災、事変その他の緊急の場合において必要があるとき

##### (2) その他の生活関連物資

食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物について、次の条件をすべて満たすときは、貨物及び期間を政令で指定し、その関税を軽減又は免除することができる（第2項）。

- ① 貨物の輸入価格が著しく騰貴し、又はそのおそれがあるとき
- ② 国民生活の安定のため緊急に必要があるとき
- ③ その輸入が、国内の同種貨物等用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるとき

#### 2. 減免税の範囲

米、もみ、大麦、小麦及びその他の生活関連物資のうち、減免税する貨物の種類及びその期間につい

ては、政令で定めることとなっている。これは、国民生活の安定等のため法律に規定されている要件（価格要件、緊急要件等）が満たされるときに、隨時、政府限りで弾力的に減免税を実施することを可能とするためである。

なお、米、もみ、大麦及び小麦については、暫定法により、それらの暫定税率が無税（米については一部有税）とされているので、本条の規定による減免税を行う余地はない。

## 第5節 製造用原料品の減税又は免税（第13条）

特定の製品（飼料、落花生油）の製造に使用される原料品で、その原料品の輸入許可の日から1年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で製造が終了するものについては、国内産業の育成、国民生活の安定等の見地からその関税が軽減又は免除される。

この減免税は、「制限的解除条件付減免税」である。したがって、減免税された輸入原料品を1年以内に減免税を受けた用途以外の用途に供し、又は用途以外の用途に供するため譲渡することは禁止されており、これらに違反した場合には、その時が「解除条件」の成就の時となり、減免税の効果は消滅し、直ちに関税を徴収することとなるほか、あらかじめ税関長の承認を受けた場合を除き、罰則が適用される。

### 1. 減免税の要件

次に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から1年以内に税関長の承認を受けた製造工場で製造が終了するものについては、その関税が軽減又は免除される（第1項）。

なお、現在はすべて免除となっている（定率令第6条の2）。

（1）政令で定める飼料の製造に使用するためのこうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこし  
　　その他の政令で指定するもの

① 政令で定める飼料（定率令第6条）

- イ. 飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備える配合飼料
- ロ. 単体飼料で、財務省令で定める規格を備えるもの

② 省令で定める規格（定率則第2条）

イ. 配合飼料の規格

- A. 原料品の配合割合が、定率則別表に定める規格を備えていること
- B. 飼料の形状が、粉状、ミール状、フレーク状、ばん碎状、ペレット状その他これらに類する形状であること
- C. こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこし、ライ麦、カッサバ芋又は甘しよ生切干については、ひき碎いたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものとして使用されたもの

ロ. 単体飼料の規格

こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

③ 政令で定める原料品（定率令第6条）

イ. 配合飼料

とうもろこし、ライ麦、バナナの粉、砂糖（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有

量が、検糖計の読みで 98.5 度以上に相当するものに限る。)、糖みつ、カッサバ芋及び甘しょ生切干 (カッサバ芋及び甘しょ生切干にあっては、粉状又はペレット状にしたものを含む。)

ロ. 単体飼料

とうもろこし

(2) 落花生油の製造に使用するための落花生

## 2. 承認工場

輸入原料品による製造は税関長の承認を受けた製造工場（承認工場）で行わなければならない（第1項）。承認工場制度がとられている理由は、関税の軽減又は免除を受けた輸入原料品について、その減免税の目的に沿った製造がなされることの確認を確実に行う必要があり、その取締りを容易にし、かつ、徹底させるためである。

税関長は、定率法又は関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、製造工場の承認をしなければならない（第2項）。

承認工場は、「第一種承認工場」と「第二種承認工場」とに区分される。「第一種承認工場」は、製品の製造及び出荷が連続して行われ、製品について税関長が必要と認めるときに随時検査を行う製造工場で、「第二種承認工場」は、製品の製造が間けつ的で、製造終了の届出の都度製品の検査を行う製造工場である。

承認の期間は、第一種及び第二種とも原則として承認の日から 6 年間とする取扱いであり、承認期間内であれば、その製造工場において使用する原料品について、何回でも免税輸入が認められる。

なお、保税工場等と同様に、第一種承認工場については、工場の延面積等に応じて政令で定める額、第二種承認工場については、検査に要する費用に相当する額として政令で定める額の承認手数料を納付しなければならない（第8項、税関関係手数料令第8条）。

また、保税工場における記帳義務と同様に、減免税を受けた者には、製造工場ごとに帳簿を備え、所定の事項を記載する記帳義務が課されている（定率令第12条）。

## 3. 担保の提供

本条の規定による減免税は「解除条件付減免税」であり、解除条件が成就したときは減免税の効果は消滅するので、軽減又は免除を受けた関税は直ちに徴収される。このような未確定な関税債権を確保するため、税関長は、輸入の際に減免する関税の額に相当する担保を提供させることができる（第3項）が、輸入申告者の資力、信用度等が確実であって関税徴収上支障がないと認められる場合は、原則としてその提供を省略する取扱いである（関税定率法基本通達13-11(3)）。

## 4. 同種原料品の混用使用の制限

免税を受けた原料品（以下、「製造用原料品」という。）による製造に際しては、税関長が製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除き、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない（第4項）。

これは、同種の原料品の国内生産も少なくないので、同種の原料品を混用使用することで、税關によるその製造の確認に支障をきたすことを避けるための規定である。したがって、この場合における税關長の承認は、特にやむを得ない場合に限って行われる。

同種原料品の混用使用について、税關長の承認を受けようとする者は、「製造用原料品と同種の他の

「原料品との混用承認申請書」を承認工場所轄税関に提出しなければならない（定率令第8条）。

## 5. 製造が終了した場合の届出及び製品検査

製造用原料品による製造が終了したときは、製造者は、使用した原料品及び製品の数量を製造工場の所在地の税関に届け出て、その都度又は隨時、その製品についての検査を受けなければならない（第5項、関税定率法基本通達13-14）。

### （1） 第1種承認工場

毎月分の製造の実績について製造終了届を翌月の10日までに提出するよう求め、製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより検査に代える。ただし、税関長が必要と認めた場合は、届出に係る製品の見本を提出させ必要な検査を行う。

### （2） 第2種承認工場

原則として製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届を提出するよう求め、製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を行う。

## 6. 用途外使用等の禁止

製造用原料品については、その輸入の許可の日から1年以内に、減免を受けた用途以外の用途に供し、又は用途以外の用途に供するために譲渡することが禁止されており、これに違反した場合は、関税法第112条の2の規定により罰則が適用される。ただし、やむを得ない理由がある場合において、税関長の承認を受けたときは除かれる（第6項）。

用途外使用等について税関長の承認を受けようとする者は、「用途外使用等承認申請書」を製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（定率令第10条）。

用途外使用等の承認は、製造用原料品が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う取扱いである（関税定率法基本通達13-15）。

## 7. 用途外使用等の場合の関税の徴収

### （1） 関税の徴収

次のいずれかに該当する場合には、該当することとなった者から、減免税を受けた関税を直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合、税関長の承認を受けて減却された場合には、関税は徴収されない。また、用途外使用の承認を受けた製造用原料品について変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった場合には、申請により定率法第10条第1項（変質、損傷等の場合の減税）の規定に準じてその関税を軽減することができる（第7項）。

- ① 用途外使用等について税関長の承認を受けたとき
- ② 税関長の承認を受けないで、製造用原料品を減免を受けた用途以外の用途に供し、又はそのために譲渡したとき
- ③ 輸入の許可の日から1年以内に製造終了の届出をせず又は製造を終了しなかったとき

なお、製造用原料品の数量に対する製品の数量の割合が合理的と認められる割合を下回るときは、

当該下回る部分は製造がされなかつたものとみなされ、これに該当することとなる（定率令第6条の2第2項）。

- ④ 税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供したとき
- ⑤ 税関長の承認を受けないで製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用したとき

#### （2） 製造用原料品又はその製品の亡失届

減免税を受けた者は、その製造用原料品又はその製品がその製造用原料品の輸入の許可の日から1年以内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、「製造用原料品等の亡失届」をその置かれていた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該製品が製品検査を受けた後に亡失した場合には届出は要しない（定率令第11条第1項）。

#### （3） 製造用原料品又はその製品の滅却の承認

滅却についての承認を受けようとする者は、「製造用原料品等の滅却承認申請書」をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（定率令第11条第2項）。

#### （4） 製造用原料品の譲渡の届出

減免税を受けた者は、当該製造用原料品を、その輸入の許可の日から1年以内に他の承認工場に譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署した「製造用原料品等の譲渡届」を当該製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（定率令第11条の2）。

### 8. 減免税の手続

製造用原料品について関税の減免を受けようとする者は、その輸入申告を製造工場の承認を受けた者の名で行うとともに、「製造用原料品減免税明細書」を税関長に提出しなければならない（定率令第7条）。

なお、製造工場の承認は、「製造用原料品製造工場承認申請書」により、その製造工場の所在地を所轄する税関長からあらかじめ受けておくことを要する。

## 第6節 無条件免税（第14条）

無条件免税は、免税に該当するかどうかが輸入時における貨物の性質、輸入の目的等によって確定し、事後に発生した事実によってその免税の効果が影響を受けることはない。したがって、一旦、輸入の許可を受けて引き取れば、輸入の許可の際における関税免除が、無効又は取り消されるような原因が発生しない限り、関税が徴収されることはない。

関税の免除は、その国の関税政策に基づいて決定されるものであるが、本条においても、国際慣例、国際礼讓その他の点からみて、関税を課することが適当でない輸入貨物について無条件に関税を免除しようとするものである。

なお、本条を2つに大別すると、「狭義の無条件免税」（第1号から第8号及び第16号から第18号）及び「再輸入する貨物の無条件免税」（第9号から第11号、第13号及び第14号）に分けられる。

## 1. 狹義の無条件免税

次に掲げる貨物で輸入されるものについては、国際慣習や国際礼譲上、社会通念上、社会政策上等の理由から関税を課す必要がない又は課すべきでない貨物であり、その関税が免除される。

### (1) 天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品（第1号）

日本国の象徴としての天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品であり、国民感情を考慮し関税が免除される。

「内廷にある皇族」とは、皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び天皇と生計を一にする未婚の親王、内親王をいい、一家を創立した親王及び他家に嫁した内親王は含まれない。

なお、献上品については、あらかじめ天皇又は内廷にある皇族の用に供せられることが確定し、宮内庁からその旨通知されたときに限り、免税扱いとなり、単に献上の目的で輸入されるものは、免税とはならない。

宮内庁から内廷用品である旨の通知があったときは、本号を適用して簡易な通関を行う。

### (2) 来遊外国元首等の物品（第2号）

我が国に来遊する外国の元首、その家族又はこれらの随員が来遊に際し使用するため輸入する物品については、国際礼譲の見地から関税が免除される。

「元首」とは、君主、大統領その他国際法上外国に対して一国を代表する者をいい、また、「元首の家族」とは、配偶者、直系尊属、直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。

### (3) 獲章、賞牌等（第3号）

外国、外国の行政区画である公共団体、国際機関又は財務大臣が指定する団体若しくは基金等から本邦の居住者に贈与される勲章、賞牌等については、その功労又は名誉を尊重するとともに、国際礼譲の見地から関税が免除される。

贈与者は、公共的性格をもった機関でなければならず、営利を目的とする会社等が、我が国にいる関係者等に対する贈与は免税の対象とはならない。

財務大臣が指定している団体は、現在、映画芸術科学アカデミー、ヘルムス体育財団の2機関である（「関税定率法の規定に基づき団体又は基金その他これらに準ずるもの」を指定する告示」（昭31年大告146及び昭34年大告38））。

### (4) 国際連合又はその専門機関からの寄贈物品等（第3号の2）

国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品及びこれらの機関によって製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品については、国連加盟国協力等の見地から関税が免除される。

「教育用の物品」とは、その物品の展示又は使用が教育的な効果を有するものであれば、学校教育用又は社会教育用のいずれの場合であっても差し支えない。

「宣伝用の物品」とは、国連精神の普及又はその専門機関の設立の目的を達成するために必要な啓蒙若しくは宣伝用の物品で、例えば、ユネスコクーポン募集のための写真、パンフレット等がこれに該当する。

なお、国際連合が公用のために輸入する物品については、別に条約により関税が免除されることに

なっており（「国際連合の特権及び免除に関する条約」（昭和 38 年条約第 12 号）第 2 条第 7 項（b）、定率法第 16 条（外交官用貨物等の免税）を適用して関税を免除している。

#### （5） 博覧会等のカタログ類（第 3 号の 3）

政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものに参加する国、外国の地方公共団体及び国際機関が発行したその博覧会等のための公式の宣伝用資料については、その博覧会の開催趣旨、公共性等の見地から関税が免除される。

免税の対象となる物品は、当該博覧会等への参加国が発行した公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類する物品である。ただし、主として特定の個人又は企業の商品、営業内容を紹介し又は宣伝することを目的としたものは含まない。

なお、政令で定める博覧会等には、次のものがある。

- ① 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会
- ② 国際機関、本邦又は外国の政府、地方公共団体が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）
- ③ 一般社団法人又は一般財団法人が開催する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が承認したものに限る。）
- ④ 独立行政法人日本貿易振興機構その他これに準ずる者が開催する博覧会等
- ⑤ 上記②から④に掲げる者が後援する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が承認したものに限る。）

#### （6） 記録文書その他の書類（第 4 号）

記録文書その他の書類は、学術上、文化政策上、公務上又は産業上等の資料として重要性が大きいことから関税が免除される。

「記録文書その他の書類」とは、学術、文化、産業、衛生等の資料、研究報告又は文献として価値のある文書その他の書類をいい、それらを収録した写真（例えば、マイクロフィルム）を含む。

また、観光旅行宣伝用資料となる「絵入りカレンダー」で、次のすべての条件を満たすものは、この規定による免税を受けることができる。なお、カレンダー（印刷したものに限る）〔第 49.10 項〕は、現在、基本無税となっている。

- ① カレンダーの大きさの 25% を超える部分を会社名等の広告によって占められていないこと
- ② 外国旅行の宣伝を主たる目的とするものであること（ただし、航空会社、船会社等外国旅行に関係ある会社等のカレンダーは、この条件に該当するものとして取り扱う。）
- ③ 輸入後無償で配布されることが明らかであること

#### （7） 国の専売品（第 5 号）

国の専売品を政府又はその委託を受けた者が輸入する場合には、関税が免除される。

専売品の価格には、国家目的による特殊な事情があるとともに、専賣益金として国庫に収納される消費税的性質をもっている部分が含まれており、特に関税を課する必要がないとする考え方による。

「専売品」とは、あへん法（昭和 29 年 4 月法律第 71 号）による「あへん」をいう。

専売品を委託輸入する際には、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長の発行する委託書、又は委託を証する書類を輸入申告の際税關に提出させ、税關はこれを確認する。

#### (8) 注文の取集めのための見本（第6号）

注文の取集めのための見本は、国際商取引上、有力な媒介手段であるので、実用、消費の対象となるないものについては、国際貿易の発展を図る見地から関税が免除される。

本号の適用を受けられる見本は、注文の取集めのための見本として、見本用にのみ適すると認められるもの（いわゆる「真正見本（ボナファイド・サンプル）」）又は著しく価額の低いものとして政令で定めるもの（酒類を除き、課税価格の総額が5千円以下の特定物品）に限られている。なお、「商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約」（昭和30年条約第16号）において認められている少額見本（同条約第2条）も含まれている。

「注文の取集めのための見本」とは、既に生産されている特定の種類の貨物を代表する物品又は生産が計画されている貨物を示す物品で、これらによって代表される種類の物品の注文を取り集めるために使用されるものをいい、市場における需要傾向等の調査のための物品及び見本である旨を示すラベル等を含むが、「製作のための見本」は含まない。

なお、輸入される見本については、定率法第17条（再輸出免税）においても免税規定があり、本号の規定による免税を受けられない見本（例えば、「製作のための見本」）については、再輸出を条件として定率法第17条を適用することができる。

#### (9) 品質を表示するラベル（第6号の2）

輸出貨物の品質が仕向国にある機関が定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が輸出貨物に張り付けるラベルについては、輸出振興の見地から関税が免除される。

関税が免除されるラベルは、本邦から輸出される電線、電気機器その他これらに類する貨物について、これらの貨物がその仕向国において火災予防その他公衆の安全上必要とされている品質を備えたものであることを表示する目的で、その仕向国において品質を保証する機関が発給するラベルである。

#### (10) 携帯品（第7号）

観光、商用等のため、本邦に一時入国する者又は外国往来船、外国往来機の乗組員、本邦の観光旅行者等が、その入国の際に携帯し又は別送して輸入する物品のうち、その個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具については国際慣行等を考慮し、入国の事由等を勘案して税關で適當と認める範囲内のものは、その関税が免除される。

本号が適用される貨物の範囲は、指定物品（米、酒類、たばこ類、香水、のり、時計：数量で制限するもの）とそれ以外の物品（金額で制限するもの）を船舶乗組員（航海日数により区分）、航空機乗組員及び乗組員以外の者（旅客）ごとに規定している（定率令第13条の6及び定率則第2条の4、表-1及び表-2参照）。

（注1）携帯品又は別送品であっても、自動車、船舶及び航空機は、この免税の対象とならない。

（注2）入国の際、別送品のあることを申告した場合において、その別送品の輸入が入国の日から6月を経過する場合は、原則として免税の対象とならない（定率令第14条）。

（注3）必要と認められる身回品（衣類、書籍、化粧用具、身辺装飾用品その他の入国者の私用に供し、入国者の入国理由、滞在期間等を勘案して税關長が必要と認める物品）及び職業用具（入国者の職業上必要なものであり、旅行中に使用すると認められるもの）は、金額制限なしに免税の対象となる（定率令第13条の6の表の第3号かつこ書及び定率則第2条の4第3項）。

表－1 乗組員の携帯品等の免税範囲

品名	船舶乗組員			航空機 乗組員	備 考	
	1 航海 1 月未満	1 航海 1 月以上 3 月未満	1 航海 3 月以上			
米	100 kg	100 kg	100 kg	100 kg	過去 1 年間の合計	
の り	0 枚	100 枚	100 枚	0 枚	430 cm <sup>2</sup> を 1 枚として換算	
酒 類	0 本	1 本	2 本	0 本	760ml を 1 本として換算	
た ば こ	「葉巻たばこ」のみの場合	15 本			2 種類以上のたばこを輸入するときは、その総重量が 75 g を超えない範囲で免税	
	「紙巻たばこ」のみの場合	60 本				
	「加熱式たばこ」のみの場合	個包装等 3 箱 (1 箱あたりの数量は紙巻たばこ 20 本に相当する量)				
	その他の場合	75 g				
時 計	0 個	1 個	1 個	0 個	現に使用中のもので海外市価 3 万円以下のもの	
その他	25,000 円	45,000 円	60,000 円	15,000 円	海外市価の合計額	

表－2 旅客の携帯品等の免税範囲

品名	数量又は金額	備 考
米	100 kg	過去 1 年間の合計
酒 類	3 本	760ml を 1 本として換算
た ば こ	「葉巻たばこ」のみの場合	50 本
	「紙巻たばこ」のみの場合	200 本
	「加熱式たばこ」のみの場合	個包装等 10 箱 (1 箱あたりの数量は紙巻たばこ 20 本に相当する量)
	その他の場合	250 g  2 種類以上のたばこを輸入するときは、その総重量が 250 g を超えない範囲で免税
香 水	2 オンス	1 オンスは約 28ml
その他	200,000 円	海外市価の合計額

(注) 2018 年 10 月 1 日に入国旅客に係る紙巻たばこの免税枠の区分（外国製・日本製、居住者・非居住者の区分）を撤廃して 400 本等に統合・簡素化が実施され、2021 年 10 月 1 日からは免税数量が 200 本等となっている。

## (11) 引越荷物（第8号）

本邦に住所を移転するために入国する者が、その入国の際に輸入し又は別送して輸入する物品のうち、その入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）については、前記(10)携帯品と同様の趣旨で関税が免除される。

### ① 住所移転（引越）の認定基準

「本邦に住所を移転する」とは、本邦に生活の本拠を移転することをいう。ただし、次の場合は、本邦に住所を移転するものとして取り扱われる。

イ. 本邦に住所を有しない者が本邦に入国する場合で、旅券その他の公的書類等によって本邦に住居を設定して少なくとも1年以上滞在すると認められる場合

ロ. 本邦から外国に住所を移転し、本邦に入国する前に引き続き1年以上外国に居住していた者が、再び本邦に住所を移転するため入国する場合

### ② 引越貨物の免税範囲

引越貨物として免税される物品は、入国者の入国の目的が住所の移転であることを考慮し、基本的には前記(10)の携帯品の規定が準用されるが、必要と認められる身回品のほか家具等（家具、調度品その他の入国者及びその家族が既に使用したもので、入国者の住所移転の事由、外国及び本邦の居住期間等を勘案して税関長が適当と認める物品）も金額制限なしに免税の対象となる（定率令第13条の7及び定率則第2条の5）。

## (12) 身体障害者用器具等（第16号）

身体障害者用に特に製作された特定の物品については、身体障害者の福祉向上に資する見地から関税が免除される。

免税の対象となる物品は、次のものである（定率令第16条の2第1項）。

① 肢体不自由者用の義肢及び人工代用筋（これらの部分品及び附属品を含む。）、車椅子並びに装着式尿収器

② 盲人用の点字器（机上用のもの又はポケット型のものに限る。）、タイプライター、時計、はかり、温度計及び体温計

③ 身体障害者用に特に製作された器具その他の物品で財務省令で定めるもの（盲人用つえ、盲人用計算盤等が定率則第3条に規定されている。）

この免税の適用を受けようとする場合には、その輸入申告は、身体障害者又は社会福祉事業を経営する国、地方公共団体若しくは社会福祉法人の名をもって行わなければならない。ただし、免税を受けようとする物品が、その構造及び機能からみて、容易に他の用途に供されるおそれがないことが明らかな場合にはその必要はない（定率令第16条の2第2項）。

## (13) ニュース映画用フィルム等（第17号）

撮影済みのニュース映画用のフィルム及び録画済みのニュース用のテープについては、公共性の見地から同一内容のものについては2本以内に限りその関税が免除される。

本号にいう「ニュース映画用のフィルム（撮影済みのものに限る。）」とは、輸入の時に時事的な報道価値のある事物が撮影されており、ニュース映画（テレビ放送用のものを含む。）の製作に使用され、又はニュース映画として使用されるフィルムであって、法別表第37.04項又は第37.06項に該当

するものをいう。この場合において、「ニュース映画」とは、原則として、政治、経済、社会、文化等の時事的な事物を報道するため、一定の題名の下に不特定多数の者を対象とし、スクリーン、テレビ等を媒介として公開される映画をいう。また、「ニュース用のテープ（録画済のものに限る。）」とは、ニュース映画用のフィルムと同様の範囲の内容と目的とを有する録画済のテープで、法別表第8523.29号に該当するものをいう。

なお、これらのフィルム及びテープは、現在いずれも基本無税である。

#### (14) 少額貨物（第18号）

課税価格の合計額が1万円以下の物品については、消費税の導入に伴う納税者及び税関双方の事務負担の軽減を図るため、その関税が免除される。

ただし、本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案して適当でない物品は、免税対象から除かれている（定率令第16条の3）。

- ① 米（年間100kg以下の個人的使用に供されるものを除く。）
- ② 革製バッグ、革製手袋、革靴及び編物製衣類等（本邦に居住する者に寄贈される物品のうち、その者の個人的な使用に供されるものを除く。）
- ③ 本邦に入国する者が、その入国に際して携帯し又は別送して輸入する物品

なお、本号は、平成元年4月の消費税の導入に伴い新たに規定されたものであり、本号において関税が免除されるものについては消費税も免除されるが、消費税以外の内国消費税は免除されない。

## 2. 再輸入する貨物の無条件免税

我が国から輸出された貨物が再び輸入される場合で、その貨物が一定の条件に該当する場合は関税が免除される。

これは、本邦から輸出された貨物は、国産品か既に関税を課された貨物であることから、国産品非課税あるいは二重課税排除の考え方方に立つものであり、保護関税の観点からも課税の必要がないものである。

#### (1) 本邦の在外公館から送還された公用品（第9号）

在外公館あてに輸出された公用品が送還される場合は、関税が免除される。

「本邦の在外公館」とは、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」（昭和27年法律第93号）第1条（在外公館の名称及び位置）に規定する大使館、公使館及び領事館をいい、「送還された公用品」には、外国で調達した公用品は含まない。

この取扱いをする場合には、外務省大臣官房在外公館課長が発給した在外公館からの送還品である旨の証明書を提出させる。

#### (2) 再輸入貨物（第10号）

本邦から輸出された貨物で、その輸出許可の際の性質、形状が変わっていないものについては、関税が免除される。

本号によって免税を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

- ① 本邦から輸出された貨物であること

「輸出された貨物」とは、関税法第67条の輸出許可を受けた貨物のほか、郵便物として輸出されたことが明らかな貨物、誤積みのため再輸入される貨物であって当該輸入貨物が誤積みにより輸

出された貨物であることを書類等により確認できる貨物をいう。

② 輸出許可の際の性質、形状が変わっていないこと

「その輸出許可の際の性質及び形状が変わっていないもの」とは、輸出の際の品質、規格、形状等がその輸入の際に同一のものであると認められるものをいい、外国において使用した形跡のあるもの又はさ細な加工若しくは修繕をしたものであっても、輸出した物品と同一のものと認められる場合には、この要件を満たすものとして取り扱われる。

③ 以下の輸出を条件とした関税の軽減、免除、払い戻し、又は控除を受けた貨物でないこと

- イ. 第17条第1項
- ロ. 第18条第1項
- ハ. 第19条第1項、第6項
- ニ. 第19条の2第1項、第2項、第4項
- ホ. 第19条の3第1項、第3項
- ヘ. 第20条第1項、第2項、第4項、第5項

(3) 再輸入する貨物の容器類（第11号）

本邦から輸出された政令で定める貨物の容器類で輸出の際に使用されたもの又は輸入の際に使用されているものについては、関税が免除される。

ただし、当該容器類が、輸出を条件として関税の軽減、免除、払い戻し又は控除を受けたもの（前記(2)の③に同じ。）である場合は、免税の対象とならない。

本号の対象となる貨物の容器は以下のものが指定されている（定率令第15条）。

- ① かん、びん、たる、つぼ、箱、袋又は糸巻
- ② シリンダー、コンテナーその他これらに類する容器で貨物の運送のために反覆して使用されるもの
- ③ その他財務大臣が指定した容器（現在、財務大臣が指定したものはない。）

本号により関税を免除する貨物の容器は、次の要件を満たしていかなければならない（関税定率法基本通達14-16）。

① 輸出の際に政令に掲げる貨物の容器としての形状及び機能を有していたものであること

ただし、次に掲げる物品はこの要件に該当するものとして取り扱う。

イ. 容器として一定の規格に裁断された物品であって、輸送の便宜上材料としての形状のままで輸出され、貨物を詰める際簡単な手入れ（例えば、はめ込み、釘打ち等）により貨物の容器として組み立てられるもの

ロ. びん等の口栓若しくは王冠又は缶詰の上ぶた等貨物の容器の一部として使用される物品であって、貨物の容器の本体とともに輸出されたもの（ラベルは容器の一部とは認めない。）

② 貨物の容器として使用するために当然付随する必要最少限度の手入れを除き、外国において特別な加工を施したものでないこと

必要最少限度の手入れとは、例えば、釘打ち、王冠の取付け、缶詰の巻締め及び損傷部分の原状復帰のための修繕（損傷部分の交換がない溶接、部分的な塗装等）をいう。

③ 輸出された貨物の容器と再輸入する貨物の容器との同一性の確認ができるものであること

なお、従来は、中身を詰めて再輸入される容器が本邦から輸出されたものであっても「一体課税の原則」により、再輸入された国産の容器に中身の貨物の税率を適用し関税を課していたが、全体

の課税価値の中で容器の価値がかなりの割合を占める場合には、我が国から輸出された容器の競争条件を阻害する結果となるので、我が国から輸出された容器に輸入貨物を詰めて再輸入される場合は、当該容器を中身と分離して免税することとされた。これは、「一体課税の原則」を規定した関税率表の解釈に関する通則5の例外ということになる。

#### (4) 遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及び装品（第13号）

本邦の船舶又は航空機は、遭難しなかつたならば外国から帰ってきても運搬具としての性格上輸入の対象とならないが、遭難のため解体され、解体物として到着し輸入される場合は貨物となり、これに課税するのは適当でないとの見地から、輸入される解体材及び装品については関税が免除される。

なお、本号の免税は、「遭難した本邦の船舶又は航空機」であることが要件となっているので、遭難の事実がない場合や外国船舶等の解体材である場合には、本号の適用はない。したがって、免税を受けようとする場合は遭難の事実を証明する官公署の証明書等の提出を要する。

#### (5) 事故によって積み戻された貨物（第14号）

本邦から出港した船舶又は航空機により輸出された貨物で、その船舶又は航空機の事故により本邦に積み戻されたものについては、関税が免除される。

ただし、当該貨物が、輸出を条件として関税の軽減、免除、払い戻し又は控除を受けたもの（前記(2)の③に同じ。）である場合は、免税の対象とならない。

この制度の趣旨は、前記(2)の再輸入貨物（第10号）の場合と同じであるが、積み戻された貨物が輸出の際の性質、形状を異にしても免税される点が異なる。

なお、事故は必ずしも遭難にいたる程度のものであることを要せず、また、事故の場所のいかんを問わない。

### 第7節 再輸入減税（第14条の2）

本条は、保税作業による製品で関税が課されなかった貨物が積戻しされ、若しくは輸出を条件として関税の軽減、免除、払い戻し又は控除を受けた貨物が輸出され、そのままの形で再輸入される場合における減税規定である。

第14条（再輸入免税）においては、「我が国から積み戻された保税製品が再輸入される場合」及び「輸出を条件に関税の軽減、免除、払い戻し又は控除を受けた貨物が輸出され、再輸入される場合」については、適用除外とされている。

しかし、これらの再輸入貨物についても、「積戻し貨物又は輸出貨物の一部についてしか外国貨物又は輸入貨物を使用していない場合」又は「輸入貨物又は外国貨物のみを原材料とした場合でも、その貨物（製品）の価値の相当分は、我が国における付加価値で構成されている場合」については、再輸入される積戻し貨物又は輸出貨物の価値の全てに課税するのは酷であり、また、再輸入免税適用貨物と比べて、課税上の均衡を失すこととなる。こうした不合理を排除するため、本条では、国産品非課税、二重課税排除の見地から、これらの貨物のうち関税負担がなされていない部分のみに課税しようとするものである。

本条の規定による減税は、再輸入免税制度（第14条第10号、第11号、第14号）を補完するものであるといえる。

## 1. 減税の要件

再輸入減税を受けることのできる貨物は、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしているものである。

(1) 本邦から積み戻された保税作業による製品で、次の①から③のいずれかの要件に該当するもの

- ① 本邦から輸出された貨物で、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないもの（第14条第10号本文）
- ② 本邦から輸出された貨物の容器類で、輸出の際に使用されたもの又は輸入の際に使用されているもの（第14条第11号前段）
- ③ 本邦から出港した船舶又は航空機によって輸出された貨物で、その船舶又は航空機の事故により本邦に積み戻されたもの（第14条第14号前段）

(2) 上記(1)の①から③のいずれかに該当する貨物で、その貨物の輸出により、次に掲げる規定により関税の軽減、免除、払戻し（減額を含む。）又は控除があったもの

- ① 第17条第1項第1号
- ② 第19条第1項、第6項
- ③ 第19条の2第1項、第2項、第4項

（注）第14条第10号、第11号及び第14号で適用除外とされている規定のうち、第17条第1項第2号から第11号、第18条第1項、第19条の3及び第20条が上記に含まれないのは、これらの減免戻し税等は輸入された貨物がそのままの形で再輸出される場合に適用されるものであり、その輸出前に我が国において付加価値が加わっていないので、これらの貨物が再輸入されても関税を軽減する必要がないことによる。

## 2. 減税額

輸入貨物の関税額が「保税作業によつたため課されなかつた額」又は「輸出により、軽減、免除、払戻し又は控除があつた関税額に相当する額」を超えるものについては、その超える額が軽減される。

(1) 本邦から積み戻された保税作業による製品

減税額＝輸入貨物の関税額－保税作業によつたため課されなかつた額

「保税作業によつたため課されなかつた額」とは、再輸入された貨物の原料として使用された外国貨物の移入承認時の性質及び数量により算出した関税の額をいう。

(2) 第14条第10号、第11号又は第14号に該当する貨物で、その貨物の輸出により、既に関税の軽減、免除、払戻し又は控除があつたもの

減税額＝輸入貨物の関税額－既に軽減、免除、払戻し又は控除を受けた額

(3) 上記(1)及び(2)の両方に該当する貨物

減税額＝輸入貨物の関税額－（既に軽減、免除、払戻し又は控除を受けた額  
+保税作業によつたため課されなかつた額）

### 3. 減税の手続

関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入申告書（特例申告書）に、輸出（又は積戻し）許可書（又はこれに代わる税関の証明書）、保税作業によつたため課されなかつた額又は既に軽減、免除、払戻し又は控除を受けた関税の額についての税関の証明書を添付して、税関長に提出しなければならない（定率令第16条の5）。

なお、保税作業によつたため課されなかつた額についての証明書は、再輸入される貨物を製造した保税工場の所在地を所轄する税關に、既に軽減、免除、払戻し又は控除を受けた関税額についての証明書は、再輸入される貨物の輸出を許可した税關に、「輸入原料品等の関税の額の証明申出書」を提出して証明を受ける。

## 第8節 外国で採捕された水産物等の減税又は免税（第14条の3）

我が国の水産業及び水産加工業の振興・奨励並びに水産資源の確保等のため、本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内でその水産物を加工又は原料として製造して得た製品については、その関税が免除される。

また、本邦から出漁した本邦の船舶内で、外国船舶が採捕した水産物を加工又はこれを原料として製造して得た製品については、その加工又は製造による付加価値相当分を減税額として、その関税が軽減される。

### 1. 外国で採捕された水産物等の免税（第1項）

#### （1）対象貨物

- ① 本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物
- ② 本邦から出漁した本邦の船舶内において外国で採捕された水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品

これらについては、本邦の船舶が公海で採捕した水産物は内国貨物である（関税法第2条第1項第4号）こととの均衡及び水産資源の確保等の理由から関税が免除される（第1項）。

#### （2）免税の手続

関税の免除を受けようとする者は、輸入申告（特例申告）の際に、その物品が本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物又は本邦から出漁した本邦の船舶内において加工、製造された製品であることを証する書類を税關長に提出しなければならない（定率令第16条の6）。

### 2. 外国で採捕された水産物等の減税（第2項）

#### （1）対象貨物（定率令第16条の7、定率則第4条）

- ① 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によって採捕された水産物を冷凍したもの
- ② 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によって採捕された水産物を加工、製造することが必要であり、かつ、輸入の時において当該加工又は製造前の水産物の性質及び数量を確認することができることにつき税關長の承認を受けたもの

これらについては、本邦から出漁した本邦の船舶が採捕した水産物を本邦の船舶内で加工製造する

のと、外国の船舶が採捕した水産物を本邦の船舶内で加工製造するのとは、「加工製造」という点に着目すると、いずれも本邦の船舶内で行われており、関税の面で区分する理由がない。したがって、加工又は製造による付加価値相当分を国内（本邦の船舶内）で付加された価値とみて、当該部分に相当する関税が軽減される（第2項）。

## （2） 減税額

減税額は、輸入製品の関税額からその原料となった水産物（加工製造に当該水産物以外の外国貨物が使用されたときは、当該外国貨物を含む。）が加工製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税額を控除した額（定率令第16条の7第2項）である。

減税額＝輸入製品の関税額－水産物が加工製造前の性質・数量により輸入される

場合の関税額－（その他の外国貨物が加工製造前の性質・数量により輸入される場合の関税額）

## （3） 減税の手続

### ① 水産物加工製品についての承認申請手続

単なる冷凍加工の場合を除き、水産物を加工、製造することが必要であり、かつ、輸入時に加工又は製造前の水産物の性質及び数量の確認ができることにつき、あらかじめ「水産物加工製品についての承認申請書」を、輸入申告をする税関に提出し、税関長の承認を受けておく必要がある（定率則第4条）。

### ② 輸入の際の手続

減税を受けようとする者は、輸入申告（特例申告）の際に、上記①の承認書、「水産物加工製品減税明細書」及び当該製品が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工又は製造されたものであることの証明書を、税関長に提出しなければならない（定率令第16条の7第3項）。

## 第9節 特定用途免税（第15条）

我が国の貿易及び国内産業の助長、国際慣行の尊重、学術振興、文化政策及び社会福祉上の考慮その他各方面からの国家政策上の目的から、特定の用途に供される特定の貨物については、政令で定めるところにより、その関税が免除される。

しかし、貨物の輸入時には、上記の目的に合致した特定の用途に使用されることの確保が期し難く、また、その用途に供されない場合には関税免除の目的が失われることになるので、関税を無条件に免除するのは適当でない。本条は、貨物が輸入の許可後2年以内に免税を認められた用途以外の用途に供されないことを条件としてその関税を免除する「一般的解除条件付免税」である。

### 1. 免税の要件

次に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から2年以内にその用途以外の用途に供されないことが確実であること。

#### （1） 標本、参考品、研究用品等（第1号）

国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所等の施設又は国及

び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち、政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設で使用する学術研究用品（新規発明品又は我が国で製作困難と認められるものに限る。）若しくは教育用のフィルム（撮影済みのものに限る。）、スライド、レコード、テープ（録音済みのものに限る。）その他これらに類する物品については、文化、教育、学術等の振興の見地から関税が免除される。

国及び地方公共団体以外の者が経営する施設については、定率令第17条により指定されているが、指定されている施設についてのみ免税が適用される。なお、これらの施設のうち、専修学校又は各種学校、国・地方公共団体や独立行政法人等以外の者が経営する博物館、物品陳列所、研究所、試験所等については、個別に施設の所在地を所轄する税關長を経由して財務大臣に指定の申請を行う（定率令第18条）。

#### （2） 学術研究又は教育のための寄贈物品（第2号）

学術研究又は教育のため前記（1）の学校、研究所等の施設に寄贈された物品については、文化、教育、学術等の振興に加えて、寄贈品（無償物品）としての特殊性を考慮し、関税が免除される。

なお、寄贈された学術研究用品には、新規発明品又は我が国で製作困難といった限定はなく、前記（1）の場合よりも免税の基準がやや緩和されている。

#### （3） 慈善、救じゅつのための寄贈物品（第3号）

慈善又は救じゅつのために寄贈された給与品及び救護施設、養老施設等の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で、直接、社会福祉に供されるものについては、社会政策上の見地から関税が免除される。

ただし、施設で直接消費又は使用されるもの等に限定され、その物品を換価処分した代金を慈善又は救じゅつに用いる等の場合は含まれない。

#### （4） 国際親善のための寄贈物品（第3号の2）

国際親善のため、国又は地方公共団体に寄贈される物品については、国際礼譲及び公共性の見地から関税が免除される。

#### （5） 儀式用又は礼拝用の寄贈物品（第4号）

儀式又は礼拝に使用するため宗教団体に寄贈された物品で財務省令で定めるものについては、宗教用品であるという特殊性に鑑み関税が免除される。

免税される具体的な物品は、神仏の像、祭壇、ミサ用のぶどう酒、ローソク、香類等が定率則第5条に規定されている（同条第1号に掲げる物品にあっては、金地金その他の換価の容易なものは免税適用できない）。

#### （6） 日本赤十字社へ寄贈された医療機器（第5号）

赤十字国際機関又は外国赤十字社から、日本赤十字社に寄贈された医療機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるものについては、日本赤十字社が、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的として設立された団体であることに鑑み、その事業発展に資するため、関税が免除される。

## (7) 博覧会等の使用物品等（第5号の2）

我が国で開催される博覧会、見本市等で使用するため、博覧会等への参加者が輸入する以下の物品については、「国際博覧会に関する条約」（昭和40年条約第2号）及び「展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約」（昭和48年条約第11号。以下「展示品条約」という。）の規定並びに最近の博覧会等における特産品の宣伝のための宣伝用品及び見本の無償提供等の国際慣行並びに文化の向上を考慮して関税が免除される。

免税される物品は次のとおりである。

- ① 博覧会等への参加者が、博覧会等の会場で観覧者に無償で提供するカタログ、パンフレット、ポスター等（第14条第3号の3が適用されるものを除く。）
- ② 博覧会等への参加者が、博覧会等の会場で観覧者に無償で提供する博覧会等の記念品及び展示物品の見本品
- ③ 展示品条約第1条(a)（定義）に規定する催しに該当する博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のために博覧会等の会場で消費される物品のうち展示品条約第6条1(b)又は(c)（催しにおいて消費される物品）に規定する物品（保税展示場又は総合保税地域の許可を受けた博覧会等の会場に展示される外国貨物の作動の際に消費される燃料油その他財務大臣が指定した物品を含む。）（定率令第21条）

## (8) 航空機の発着等に使用する機械等（第8号）

航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品で、政令で指定するものについては、航空運送の安全強化及び航空運送事業の発展に資するため関税が免除される。

免税される具体的な物品は、計器着陸誘導装置、航空交通管制用レーダー等及びこれらの部分品で定率令第22条に規定されている。

## (9) 引越しの際の自動車等（第9号）

本邦に住所を移転する際に入国者が引越し荷物として輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品については、輸入後2年間は個人用として使用することを条件に関税が免除される。

引越しの際の自動車等は、個人的使用に供される場合には一般的引越し荷物と同様に免税されるべき性格のものであるが、国内で転売等がされた場合には一般的課税物品との不均衡が著しく、弊害が生ずることから、一般的引越し荷物とは区別して一般的解除条件付免税とされている。

免税の要件は次のとおりである。

- ① 本邦に住所を移転するため入国する者がその入国の際に輸入し、又は別送して輸入（入国後6月以内）するものであること
  - ② 入国者又はその家族の個人的な使用に供するものであること
  - ③ 入国者又はその家族が、その入国前に既に使用したもの（船舶及び航空機については、その入国前に1年以上これらの者が使用したもの）であること
- なお、現在、政令で指定されている物品はない。

## (10) 条約の規定により免税される貨物（第10号）

我が国が加盟又は締結している国際条約において、条約加盟国から輸入する貨物で輸入後特定の用

途に供することを条件としてその関税を免除する旨規定している場合には、関税法第3条ただし書により、条約中の免税規定が国内法に優先して適用される。したがって、単純な免税であれば、国内法による規定は特に必要ないが、特定用途免税の場合は、用途外使用が行われる場合の関税の徴収等について国内法での規定が必要となるので、特定用途免税の枠組みで実施可能なものについて、法律を改正することなく政令で指定できるようにしたものである。

免税の対象貨物は、次のとおりである（定率令第25条の2）。

- ① 世界貿易機関協定附属書1Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国譲許表の第1部第2節に関する注釈13の規定に該当する貨物
  - ⇒ 「民間航空機貿易に関する協定」の附属書に掲げる物品（防衛庁が調達する航空機以外の航空機及びこれらの部分品並びに航空用地上訓練装置及びこれらの部分品）
- ② 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約第8条3(a)（特権、免除及び便益）の規定に該当する貨物
  - ⇒ 援助提供者が援助のために要請国に持ち込んだ器材及び財産
- ③ 民家用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府との間の協定第18条3（関税及び出入国）の規定に該当する貨物
  - ⇒ 当該協定の実施のために必要な物品
- ④ 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定第13条1（租税）の規定に該当する貨物
- ⑤ 平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定第5条A（税及び手数料）の規定に該当する貨物（第3号に掲げる貨物を除く。）
  - ⇒ 当該協定の実施のために必要な物品
- ⑥ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第7条5の規定に該当する貨物
  - ⇒ 当該協定の実施のために必要な公用車両を含む公用のための資材、需品及び備品
- ⑦ グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約第35条(2)の規定に該当する貨物
  - ⇒ グローバル戦闘航空プログラム政府間機関（GIGO）が公用のために輸入する物品

## 2. 関税の徴収

特定用途免税の適用を受けて輸入を許可された貨物が、その輸入の許可の日から2年以内に他の用途に供され、又は他の用途に供するため譲渡された場合には、用途外使用等の行為をした者から免除された関税が直ちに徴収される（第2項）。

徴収する関税の額は、輸入の際に免除した額であるが、本来の用途以外の用途に供する理由が、その貨物の変質、損傷その他やむを得ない理由によるものであるときは、申請に基づき定率法第10条第1項（変質又は損傷による減税）の規定に準じてその関税が軽減される。

## 3. 免税の手続

特定用途免税物品の輸入申告は、政令により輸入申告者を限定しており、特定の用途に供する者の名

をもって行わなければならない。

## 第 10 節 外交官用貨物等の免税（第 16 条）

本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関が輸入する公用品又は外国の大使、公使等が輸入する自用品については、相互条件により関税が免除される。

外交機関、外交使節団等の公用品又は自用品に対して関税を免除することは、古くから国際慣行又は国際礼譲に基づくものとして諸外国でも広く行われていたが、こうした外交官に対する特権や免除を、慣行としてではなく、国際法上のルールとして確立したものが「外交関係に関するウィーン条約」（昭和 39 年条約第 14 号）である。したがって、この免税制度は、国内法に基づくものであると同時に、条約に基づく義務という性格を有する。

外交官用貨物等に対する免税は、原則として「無条件免税」であるが、自動車、酒類及びたばこについては、その特権の濫用を防止するために「一般的解除条件付免税」となっている。

### 1. 免税の要件

次に掲げる貨物で輸入されるものについては、その関税が免税される（第 1 項）。

- ① 本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品
- ② 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及びこれらの家族に属する自用品でこれらの使節が輸入するもの
- ③ 本邦にある外国の領事館その他これに準ずる機関に属する物品で専ら公用に供されるもの
- ④ 本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関の職員のうち、定率令第 27 条で指定する職員及びその家族に属する自用品で当該職員が輸入するもの

上記の各物品については、一律にこれを免税するのが原則であるが、我が国から派遣された外交使節に対して免税を認めず、又は制限を加える国がある場合には、我が国においても同様の取扱いをする必要があるので、「相互条件による」こととされている。

### 2. 関連条約

条約等基本通達では、例えば以下の条約について本条が適用できる旨規定されている。

- ① 外交関係に関するウィーン条約（昭 39 年条約第 14 号）
- ② 国際連合の特権及び免除に関する条約（昭 38 年条約第 12 号）
- ③ 専門機関の特権及び免除に関する条約（昭 38 年条約第 13 号）
- ④ 国際原子力機関の特権及び免除に関する協定（昭 38 年条約第 14 号）
- ⑤ 関税協力理事会を設立する条約（昭 39 年条約第 11 号）

### 3. 自動車等の用途外使用による関税の徴収

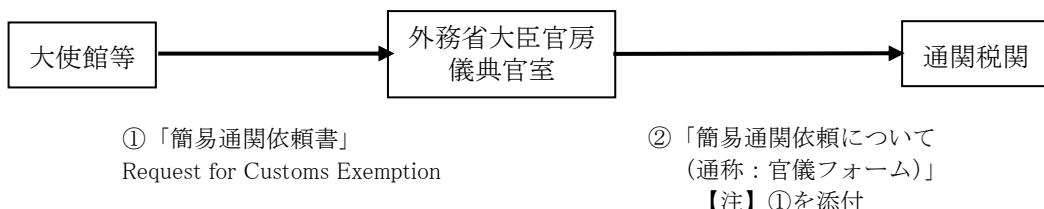
外交官用貨物等に対する免税は、原則として「無条件免税」であるが、外交官用貨物等のうち自動車、アルコール飲料及びたばこについては、その特権の濫用を防止するため、「一般的解除条件付免税」となっている。したがって、これらの貨物が輸入許可の日から 2 年以内に第 1 項に規定する用途以外の用途に供された場合には、その供させた者から直ちに関税が徴収される（第 2 項、定率令第 28 条）。

ただし、外交官等が2年以内にその職又はその地位から離れた後、当該免税自動車等を引き続きその個人的使用に供するときは、関税は徴収しない（定率令第29条）。

なお、関税が徴収される場合において、使用による減もう等により価値の減少があった場合には、申請に基づき定率法第10条第1項（変質、損傷等の場合の減税）の規定に準じてその関税が軽減される。（定率令第30条）。

#### 4. 免税の手続

大使館、公使館等の公用品及び外交官等の自用品に対する免税の通関手続きは、国際慣行等を考慮して、特に必要と認める場合を除き輸入申告書等の書類審査のみで、開披検査は省略することとされている。また、輸入申告書の提出を求めることが不適当なもの（例えば、外交行のう等）は、簡易通関扱いでの免税も認められている。しかし、自動車等必要と認められる貨物については、輸入申告書を提出し、これにその免除を受けようとする旨を記載しなければならない（定率令第27条の2）。



### 第11節 再輸出免税（第17条）

我が国における輸出入貿易又は加工貿易の振興、文化学術水準の向上、観光客誘致及び国際慣行等の見地から、国内産業に影響を与えないもの又は国内で消費されないもので、輸入の許可の日から、原則として1年以内に再輸出されるものについては、関税が免除される。

再輸出免税は「一般的解除条件付免税」である。したがって、この免税の適用を受けた貨物が定められた期間内に再輸出されない場合、又はその免税を受けた用途以外の用途に供された場合には、免税された関税が直ちに徴収される。

#### 1. 免税の要件

次に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から1年以内（第11号に掲げる貨物は政令で定める期間。これらの期間を超えることがやむを得ないと認められ、税関長の承認を受けた貨物については、その指定された期間）に輸出されるものについては、その関税が免除される（第1項）。

##### （1） 加工される貨物又は加工材料となる貨物（第1号）

加工される貨物や加工材料となる貨物で政令で定めるものは、我が国の加工貿易の発展に資するため関税が免除される。具体的な対象貨物は定率令第31条の第1号から第8号に以下のように規定されている。

〔第1号から第6号〕個々の加工の内容と当該加工のため免税輸入を認める物品を詳細に規定

〔第7号〕簡単な加工を施し、又は当該加工の材料として使用するため輸入する物品（ある程度概括的に規定）

〔第8号〕外国貿易の振興に資するため必要と認められる貨物で財務大臣が指定したもの（現在指

定なし)

#### (2) 輸入貨物の容器（第2号）

特殊な輸入貨物の容器で、内容品と比べて高価なものについて、特にこれら容器の内容品の輸入を促進するために、その容器の関税が免除されるものであるが、対象となる容器は定率令第32条に具体的に規定されている。

なお、貨物の容器のうちコンテナーについては、コンテナーに関する通関条約に基づき関税の免除及び簡易な通関手続が認められているが、輸入者が再輸出免税又は定率法第14条の無条件免税の適用を特に希望する場合には、通常の免税輸入手続をとることを条件として、定率法の規定を適用して関税を免除する。

#### (3) 輸出貨物の容器（第3号）

特殊な輸出貨物の容器で、その内容品と比べて高価である、その容器が我が国で製作困難である、又は輸入容器を使用することによって相手国の関税の適用上国産の容器を使用した場合よりも有利な取扱いを受けることができる等の理由に基づき、特にこれら内容品の輸出奨励の見地から、その容器として使用される物品の関税を免除するものである。対象となる容器は定率令第33条に具体的に規定されている。

#### (4) 修繕される貨物（第4号）

修繕される貨物は、修繕貿易の奨励の見地から関税が免除されるものであり、免税を受けることができる貨物は、修繕のために輸入される貨物であればよく、その種類及び数量に制限はない。

#### (5) 学術研究用品（第5号）

学術研究用品は、学術研究用品の発展、向上に資するために関税が免除されるものであり、学術研究用品であって、学術の研究に使用されるものであれば、学術研究の種目、方法又は物品の種類、数量等は問わず対象となる。ただし、輸入時の物品の性質及び形状に変更を加えることはできない。

#### (6) 試験品（第6号）

試験品は、国際商品売買における取引上の便宜を与えるために関税が免除されるものである。「試験品」とは、専ら輸入貨物そのものの自体の性能を試験することを目的として輸入される物品をいう。試験の範囲は、その貨物の輸入の際の性質及び形状を著しく変更しない程度の物理的試験を超えないものであることを要し、試験の範囲を超えてその貨物を使用して他の商品を製造加工するような場合などは含まれない。

#### (7) 輸出入貨物の性能試験用機器（第6号の2）

輸出入者が輸出入貨物の性能試験や品質検査に使用する物品は、輸出入取引の円滑化の見地から関税が免除されるものである。免税対象は、輸出入者が輸出入しようとする貨物の性能試験、又は品質検査のために外国から一時的に輸入する試験機器であり、輸出入貨物の試験又は検査を業とする者が輸入する場合は、免税の対象とならない。

#### (8) 注文の取集め又は製作のための見本等（第7号）

注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代る用途のみを有する写真、フィルム、模型等は、国際商取引の発展に寄与するために関税が免除されるものである。

「注文の取集めのための見本」とは、第14条第6号（前記第6節(8)参照）と同様であるが、商品見本である旨の表示は必ずしも必要なく、当該物品又はそのひな型が少量であり、かつ、再輸出されると認められるものは、注文の取集めのための見本として取扱う。

「製作のための見本」とは、我が国における製作上の手本として使用する見本をいい、輸入貨物自体が製作手段として使用されるようなもの（例えば、鋳型、木型等）は、免税の対象とならない。

見本に代わる用途のみを有する写真、フィルム、模型等については、これが見本に代わる用途以外の用途にも適するものである場合には免税の対象とならない。

#### (9) 国際的な運動競技会及び国際会議等の使用物品（第7号の2）

国際的な運動競技会で使用される物品及び国際会議等において使用される物品については、国際親善及び国際交流の活発化の見地から関税が免除されるものである。

免税対象は、運動競技会使用物品としては、専ら使用されるフェンシング用電気審判機器、競技記録の集計、分類製表その他の処理を行う電子計算機械等が該当し、また、国際会議使用物品は、会議場で使用される同時通訳装置、学術標本、フィルム、テープ等がこれに該当する。

#### (10) 巡回興行用物品及び映画撮影用機械等（第8号）

本邦に入国する巡回興行者の興行用物品並びに本邦に入国する映画製作者の映画撮影用の機械及び器具については、国際的な慣習であり、かつ、国内産業に影響を与えるおそれもないため、関税が免除される。

「巡回興行者の興行用物品」とは、演劇、演芸、音楽又は見せ物等の巡回興行者が、その興行に使用する物品をいう。また、「映画製作者の映画撮影用の機械及び器具」とは、映画の製作のため本邦に入国する映画製作関係者が使用する撮影機、録音機、照明用具その他映画撮影に必要な機械及び器具をいい、映画撮影に使用するトラックは含むが、映画フィルムその他の消耗品は含まない。

#### (11) 博覧会、展覧会、共進会、品評会等への出品物品（第9号）

博覧会、展覧会、共進会、品評会等に出品するための物品は、我が国の産業、経済、文化の発展に寄与するものであり、かつ、再輸出されるものであるから国内産業に影響を与えるおそれもないため、関税が免除される。

出品物の種類については特に制限はないが、輸入のときの性質、形状を変えないことを要する。

#### (12) 一時入国者が携帯又は別送して輸入する自動車等（第10号）

観光客等の本邦に一時入国する者が、個人的な使用に供するため入国の際に携帯又は別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品については、観光客誘致の見地から関税が免除される。

これらの物品は、経済的価値から考えて、定率法第14条第7号の無条件免税が適用される携帯品及び別送品からは除かれている。また、引越荷物にも該当しないため、同法第15条第1項第9号の特定用途免税も適用されないので、再輸出の条件付で免税される。

自動車、船舶、航空機のほか再輸出免税の対象物品は定率令第33条の2に具体的に規定されている。

なお、我が国は、「自家用自動車の一時輸入に関する通関条約」（昭和39年条約第12号）に加入しているので、この条約による一時輸入手続を輸入者が行う場合には、この号の規定によらず、この条約第2条の規定により関税が免除される。この場合の具体的手続については、「自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律」（昭和39年法律第101号）第3条（車両等の輸入手続）に規定されている。

#### (13) 条約の規定により免税される再輸出貨物（第11号）

条約の規定により輸入後一定の期間内に輸出されることを条件として関税を免除することとされている貨物で、政令で定めるものについては、関税が免除される。

我が国が加盟又は締結している国際条約において、条約加盟国から輸入する貨物で輸入後一定の期間内に輸出されることを条件としてその関税を免除する旨規定している場合には、関税法第3条ただし書により、条約中の免税規定が国内法に優先して適用される。したがって、単純な免税であれば、国内法による規定は特に必要ないが、再輸出免税の場合は、再輸出されない場合や用途外使用が行われる場合の関税の徴収等について国内法での規定が必要となるので、再輸出免税の枠組みで実施可能なものについて、法律を改正することなく政令で指定できるようにしたものである。

現在、政令で定められているものは、次の物品である（定率令第33条の3）。

- ① 「商品の見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約」（昭和30年条約第16号）第3条（見本の一時的免税輸入）の規定に該当して輸入される見本及び同条約第5条（広告用フィルムの一時的免税輸入）の規定に該当して輸入される広告用フィルムで、1年以内に再輸出されるもの
- ② 「観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書」（昭和31年条約第15号）第3条（観光旅行宣伝用の資料の一時的免税輸入）の規定に該当して輸入される観光旅行宣伝用の資料で、1年以内に再輸出されるもの
- ③ 「船員の厚生用物品に関する通関条約」（昭和41年条約第12号）第5条（厚生用物品の一時的免税輸入）の規定に該当して輸入される船員の厚生用物品で、6月以内に再輸出されるもの
- ④ 「展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約」（昭和48年条約第11号）第2条（展示物品等の一時輸入）の規定に該当して輸入される物品で、1年以内に再輸出されるもの
- ⑤ 「職業用具の一時輸入に関する通関条約」（昭和48年条約第10号）第2条（職業用具の一時輸入）の規定に該当して輸入される職業用具で、1年以内に再輸出されるもの

### 2. 担保の提供

関税を免除する場合においては、税関長は、その免除される関税の額に相当する額の担保を提供させることができる（第2項）。

### 3. 関税の徴収

再輸出免税は解除条件付免税であるので、1年以内（第11号に掲げる貨物は政令で定める期間。ただし、これらの期間の延長について税関長の承認を受けた場合にはその延長された期間内）に再輸出されない場合、又はその免税を受けた用途以外の用途に供された場合には、免税された関税が直ちに徴収

される（第4項）。

ただし、免税を受けた貨物が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて減却された場合には、関税は徴収されない（第5項、定率令第38条）。

また、免税を受けた貨物が変質、損傷その他やむを得ない理由により、価値の減少が生じた場合には、定率法第10条第1項の規定に準じて、その徴収される関税が減額される（第5項）。

#### 4. 免税の手続

##### （1） 輸入時の手続

免税を受けようとする者は、輸入申告（特例申告）の際に「再輸出貨物減免税明細書」を輸入申告税関に提出しなければならない（定率令第34条）。

また、免税を受けようとする者は、その輸入貨物の輸入申告書に、輸入の目的及び輸出の予定地を、第1項第1号（加工用貨物の再輸出免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、輸入の目的及び輸出の予定地に加えて、加工の種類及び加工者の住所・氏名（名称）を付記しなければならない（定率令第34条、定率令第36条）。

##### （2） 輸出時の手続

再輸出免税の適用を受けた貨物を輸入の許可の日から1年以内（第11号に掲げる貨物は政令で定める期間。ただし、これらの期間の延長について税関長の承認を受けた場合にはその延長された期間内）に輸出しようとする者は、輸出申告の際にその貨物の輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書を輸出申告税関に提出しなければならない。この場合、その輸出貨物が輸入後加工されたものであるときは、加工者が作成した「再輸出免税貨物加工証明書」をあわせて提出しなければならない（定率令第39条第1項）。

なお、輸出申告先税関は上記の貨物が輸出されたときは、その貨物の輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書に輸出済みの旨を記入して輸出申告者に交付する（定率令第39条第2項）。

##### （3） 輸出の届出

再輸出免税の適用を受けた者は、その免税を受けた貨物を期間内に輸出したときは、「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」に交付を受けた輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、その交付がされた日から1月以内に輸入を許可した税関に提出する（第3項、定率令第39条4項）。

申告者はこれにより担保の解除を受けることになる。

##### （4） A T Aカルネによる手続

第1項に定める貨物（同項第1号及び第4号に掲げる貨物を除く。）については、「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律」（昭和48年法律第70号）の規定により、通関手帳（A T Aカルネ）による簡易な通関を行うことができる。

## 第12節 再輸出減税（第18条）

長期間にわたって使用することができ、かつ、その輸入が貸借契約に基づき又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行われる貨物のうち政令で定めるもので、輸入許可の日から2年以内（特定のものについては5年以内において政令で定める期間）に輸出されるものについては、その関税を軽減することができる。

耐用年数の長い機械、装置等が輸入され、短期間国内で使用された後再輸出する場合は、通常の輸入品のように最後まで国内使用（消費）するものと同様に全額課税することは、「課税の公平」という点で適当ではない。また、国内で使用する部分までも免税することも、同様の理由から適当ではない。こうした観点から、国内で使用する価値に相当する部分についてのみ関税負担を求め、再輸出する部分については関税を軽減するもの。

減税を受けた貨物が輸入の許可後、一定の期間内に輸出されなかつた場合には、直ちに軽減された関税が徴収されることが規定されており、この減税は「一般的解除条件付減税」である。

ただし、減税を受けることができる貨物は、政令で指定されることになっているが、現在政令で指定されているものはない。

### 1. 減税の要件

次に掲げる要件をすべて満たすものについて、その関税が軽減される（第1項）。

- ① 長期の耐用年数を有するものであること
- ② 通常、貸借契約に基づき又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため輸入されるものであること
- ③ 輸入の許可後2年以内（政令で定めるものについては、5年以内において政令で定める期間）に再輸出されるものであること

### 2. 担保の提供

関税を軽減する場合においては、税関長は、その軽減される関税の額に相当する額の担保を提供させることができる（第2項）。なお、担保については原則として提供させる（関税定率法基本通達18-1）。

### 3. 関税の徴収

関税の軽減を受けた貨物がその輸入の許可の日から2年以内（政令で定めるものについては、5年以内において政令で定める期間）に輸出されなかつた場合には、直ちに軽減された関税が徴収される。ただし、減税を受けた貨物が、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて減却された場合には、関税は徴収されない（第3項、定率令第41条）。

また、関税の軽減を受けた貨物が変質、損傷その他やむを得ない理由により、価値の減少が生じた場合には、定率法第10条第1項の規定に準じて、その徴収される関税が減額される（第3項）。

### 4. 輸出の届出

再輸出減税の適用を受けて貨物を輸入した者は、その貨物を所定の期間内に輸出したときは、再輸出免稅（定率法第17条）の規定に準じ、輸入を許可した税関に提出する（第4項）。

## 第13節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等（第19条）

輸出貨物の製造に使用される輸入原料品で、税関長の承認を受けた製造工場で製造されて製品が輸出されるものについては、その関税を軽減し、免除し、又は払い戻す。この場合において、当該製品の輸出が、当該原料品の輸入の許可の日から原則として2年以内にされることを要件とする。

輸出貨物の製造用原料品として使用される輸入貨物に關稅を課すことは、一般的に輸出品の価格上昇を招き、国際競争力の低下をもたらす。このため、特定の輸入原料品を使用し特定の輸出貨物を製造して、これを輸出する場合には、その輸入原料品の關稅負担を軽減免除し、又は払い戻すこととし、もって、これらの特定貨物の輸出振興に資そうとするものである。

この減免税は、「制限的解除条件付減免税」である。したがって、原料品の用途外使用又はそのための譲渡等は禁止されており、これらに違反した場合には、その時が「解除条件」の成就の時となり、減免税の効果は消滅し、直ちに關稅を徴収することとなるほか、あらかじめ税関長の承認を受けた場合を除き、罰則が適用される。

### 1. 減免税

#### (1) 減免税の要件

この規定による減免税を受けるためには、次に掲げる条件のすべてを満たさなければならない（第1項）。

- ① 輸出貨物の製造用原料品で、政令で定めるものであること
- ② 輸出貨物の製造用原料品を使用して製造された製品をその原料品の輸入の許可の日から、2年以内（輸入原料品にこれと同種の原料品を混合して使用する場合には、1年以内で税関長が指定する期間内）に輸出すること
- ③ その製造が税関長の承認を受けた製造工場で行われること

#### (2) 対象貨物

- ① 免税の対象となる輸入原料品は、定率令第47条第1項に規定されている。

（例）

輸出貨物	輸入原料品
一 鉛及びアンチモンを用いた合金の製品（財務省令で定めるものに限る。）	鉛（合金を除く。）の塊
二 魚介類のかん詰、びん詰又はつぼ詰	綿実油

- ② 減税の対象となる輸入原料品及び減税後の税率は、定率令第47条第2項に規定されている。

（例）

輸出貨物	輸入原料品	関税率
一 グルタミン酸ソーダ	小麦粉	12.5%
二 ビタミンC及びその誘導体（これらの含有量が全重量の九十五%以上の製剤を含む。第四十八条において「ビタミンC等」という。）	マニオカでん粉、サゴでん粉又はばれいしよでん粉	2.5%

なお、定率令第47条第2項に該当する輸入原料品に対する關稅が、全額免除されないのは、これ

らの物品を使用して輸出貨物を製造する場合は、その製造過程において、国内で他の用途に使用される副産物が同時に製造されることによる。

#### (3) 定率法第13条の規定の準用

減免税を受ける際の担保の提供、同種原料品の混用使用の制限、製造が終了した場合の届出及び製品検査、用途外使用等の禁止、製造工場の承認手数料等については、定率法第13条（製造原料品の減税又は免税）の規定が一部読み替えて準用される（第2項、定率令第49条、第50条）。

#### (4) 用途外使用等の場合の関税の徴収

次のいずれかに該当する場合には、該当することとなった者から、減免税された関税が直ちに徴収される。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合、税関長の承認を受けて減却された場合には、関税は徴収されない。また、用途外使用の承認を受けた製造用原料品について変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった場合には、申請により定率法第10条第1項（変質、損傷等の場合の減税）の規定に準じてその関税が軽減される（第4項）。

- ① 製造用原料品の用途外使用等について税関長の承認を受けたとき
- ② 税関長の承認を受けないで、製造用原料品を減免を受けた用途以外の用途に供し、又はそのために譲渡したとき
- ③ 製品の輸出以外の目的に供することについて税関長の承認を受けたとき
- ④ 税関長の承認を受けないで、製品を輸出以外の目的に供し、又はそのために譲渡したとき
- ⑤ 輸入の許可の日から2年（輸入原料品にこれと同種の原料品を混合して使用する場合には、1年以内で税関長が指定する期間）以内に製造終了の届出をせず又は製品を輸出しなかったとき
- ⑥ 税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供したとき
- ⑦ 税関長の承認を受けないで製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用したとき

#### (5) 減免税の手続

輸出貨物の製造用原料品について関税の減免を受けようとする者は、輸入申告の際、製造工場の承認を受けた者の名で輸入申告をするとともに、「製造用原料品減免税明細書」を税関長に提出しなければならない（定率令第49条）。

関税の減免を受けた原料品を使用して製造した貨物を期間内に輸出するときは、その輸出申告の際に輸出貨物製造用原料品の輸入許可書及び検査の結果に基づき交付された製品検査書を添付して、税関長に提出しなければならない。輸出申告先税関は、前記の貨物が輸出されたときは、その輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書に輸出済みの旨を記入して、輸出申告者に交付する（定率令第51条）。

## 2. 戻し税

#### (1) 戻し税の要件

この規定による戻し税を受けるためには、次の要件を満たすことが必要である。

- ① 政令で定める輸出貨物の製造に使用される原料品が政令で定める原料品に該当すること
- ② その製造が税関長の承認を受けた製造工場で行われたこと

## (2) 対象貨物

戻し税の対象となる輸入原料品は、定率令第52条第1項に規定されている。

輸出される製品	輸入原料品
<input type="radio"/> 果実、ジャム、マーマレード、果汁、清涼飲料水、乳酸飲料、トマトケチャップ、野菜を缶、瓶、たるその他の容器に詰めたもの <input type="radio"/> リキュール、加糖粉乳、加糖練乳等	<input type="radio"/> 砂糖

## (2) 戻し税の額

この規定による戻し税の額は、輸入原料品について納付した関税の全額とされている（定率令第52条第1項各号）。

## (3) 戻し税の手続

### ① 貨物の輸出手続

関税の払戻しを受ける原料品を使用して製造した貨物の輸出をしようとする者は、その貨物の輸出に際して、輸出申告書に貨物製造報告書又は貨物製造証明書を添付して税関長に提出しなければならない。これらは当該貨物が輸出されたことを証する書類として輸出が完了した後、申告者に返付される（定率令第53条の2）。

### ② 戻し税の手続

関税の払戻しを受けようとする者は、毎会計年度の四半期ごとに、その四半期中において輸出した貨物の製造に使用した原料品に係る関税について払戻しを受けるが、原則として、毎会計年度の四半期分ごとに一括して輸出貨物の製造用原料品に係る関税払戻し申請書を税關に提出しなければならない。その申請の時期は、その四半期の末日の翌日から2月以内である。また、申請に当たっては、輸出貨物の通關の際に税關から返付された貨物製造報告書又は貨物製造証明書を申請書に添付しなければならない（定率令第53条の3）。

## 第14節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等 (第19条の2)

保税工場又は総合保税地域（以下「保税工場等」という。）で製造している製品につき、外国から購入の申込みがあった場合において、外貨原料品を使用して製品の製造を行ったのでは納期に間に合わないため、同種の外国貨物でない原料品（課税済原料品又は国産原料品）を用いて製造した製品を輸出したときに、その輸出許可の日から6月以内に輸入される同種の外貨原料品の関税が免除される（振替免税）。

また、保税工場等における保税作業において使用する外貨原料品がなくなったこと等により、関税納付済貨物を使用することが必要で、かつ、振替免税の適用が困難な場合において、予め税關長の承認を受け、当該関税納付済貨物を輸入許可の日から3月以内に保税工場等に入れ、これを原料品とした製品を輸出した場合にその関税が払い戻される。

本条の免税及び戻し税は、輸出の振興及び保税工場等からの積戻しの場合（原料品には関税を課さない）との均衡を図る見地から規定されたものである。

## 1. 振替免税

### （1） 免税の要件

振替免税を受けるためには、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- ① 保税工場等で製造している製品について、外国から購入の申込みがあり、保税原料品を使用した製造では、その納期内に外国に向けて送り出すことが困難であることについて、税関長の確認を受けること
- ② 保税原料品と同種の内貨原料品を使用して、当該保税工場等で製造した製品を外国に向けて送り出すこと
- ③ 当該製品の輸出許可の日から6月以内に、その内貨原料品と同種の外貨原料品を輸入すること

### （2） 免税の範囲

振替免税が適用される外貨原料品は、原則として、輸出製品の製造に使用された内貨原料品の数量として税関長の確認を受けた数量の限度内の数量である。

ただし、製造工程において他の物品が同時に製造される場合は、あん分計算により、その作業に用いた内貨原料品の数量を算出する（定率令第54条の5）。

### （3） 免税の手続

#### ① 製品を輸出する場合の確認等の手続

振替免税の適用を受けるため税関長の確認を受けようとする者は、「内貨原料品による製品に係る確認申請書」を税関長に提出し、その確認を受けなければならない（定率令第54条の2第1項及び第3項）。

#### ② 製品輸出済の確認

税関長は、上記①の申請書の提出を受けて確認をした場合において、貨物が輸出されたときは、当該申請書に輸出済みの旨等を記載して申請者に返付しなければならない（定率令第54条の2第2項及び第4項）。

#### ③ 振替免税の申請

振替免税を受けようとする者は、輸入申告の際に、「内貨原料品による製品の輸出に係る関税の免稅明細書」に上記②の確認書を添付して、税関長に提出しなければならない（定率令第54条の3第1項）。

なお、この場合の輸入申告は、上記①の確認を受けた製造者の名をもってしなければならない（定率令第54条の3第2項）。

## 2. 戻し税

### （1） 戻し税の要件

戻し税を受けるためには、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- ① 関税を納付して輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であること
- ② 振替免税の適用を受けることが困難であること（すなわち、課税原料品と同種の外貨原料品を6

月以内に輸入する予定がない場合)

- ③ あらかじめ税関長の承認を受けて、課税原料品で輸入時の性質及び形状に変更を加えていないものを、その輸入許可の日から3月以内に保税工場等に搬入すること
- ④ 当該課税原料品を原料として製造した製品を輸出すること

## (2) 戻し税の額

課税原料品を原料として製造した貨物を全部輸出した場合は、使用したその原料品について納付した関税の全額を払い戻す。ただし、その貨物の一部が輸出された場合は、輸出貨物中に含まれることとなった部分に応じた額を払い戻す（定率令第54条の7）。

## (3) 戻し税の手続

関税の払戻しを受けようとする者は、課税原料品による製品の輸出申告の際に、「課税原料品による製品の輸出に係る関税払戻し申請書」、課税原料品の輸入許可書（又はこれに代わる税關の証明書）及び税關の確認を受けた製造終了報告書を提出し、払戻し額の決定に必要な検査を受けなければならない（定率令第54条の9）。

# 第15節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等（第19条の3）

関税を納付して輸入された貨物のうち、その輸入の際に本条の適用を受けようとする旨を税關長に届け出たもので、その輸入の時の性質及び形状が変わっていないものをその輸入許可の日から1年（やむを得ない理由がある場合には延長可）以内に本邦から輸出する場合には、その関税が払い戻される。

本条は、輸入品に対して我が国市場へのアクセスを一層容易にし、もって、輸入の拡大に資するとの政策的見地及び委託販売契約や見込み輸入等によって輸入された貨物が、売れ残り等何らかの理由で国内使用されることなく一定の期間内に再輸出される場合には、結果的に関税負担を負わせておく必要性が乏しくなることから規定されたもの。

## 1. 戻し税の要件

この戻し税の適用を受けるには、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- ① 関税を納付し、再輸出の際における確認のため、定率令第54条の13で定める必要な事項を記載した書面を税關長に提出し、その確認を受けて輸入された貨物であること
- ② 輸入の時の性質及び形状が変わっていないものを輸出すること
- ③ 輸入の許可の日から1年（1年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、税關長の承認を受けたときは、1年を超えて税關長が指定する期間）以内に輸出されること

## 2. 戻し税の額

輸出した貨物について、納付した関税の全額が払い戻される（定率令第54条の15）。

## 3. 戻し税の手続

### (1) 輸入時の手續

関税の払戻しを受けようとする貨物を輸入しようとする者は、輸入申告の際、再輸出の予定時期及び予定地、当該貨物の性質及び形状、その他再輸出の確認のため必要な事項を記載した「再輸出貨物確認申請書」を税関長に提出し、その確認を受けなければならない（定率令第 54 条の 13 第 1 項）。

また、その貨物を輸入しようとする者は、税関長が再輸出の確認のため必要と認めて指示したときは、その輸入の際に、貨物に記号の表示その他再輸出の確認のために必要な措置をとらなければならない（定率令第 54 条の 13 第 2 項）。

「再輸出貨物確認申請書」の提出があったときは、税関長は貨物の性質及び形状を確認し、当該申請書に確認を行った旨を記載し、これを返付する（定率令第 54 条の 13 第 3 項）。

## （2） 輸出時の手続

関税の払戻しを受けようとする者は、貨物の輸出申告の際に、品名及び数量、輸出の理由を記載した「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」に、上記（1）で返付された「再輸出貨物確認申請書」及び輸入許可書又はこれに代わる税關の証明書を添付して、税関長に提出しなければならない（定率令第 54 条の 16）。

# 第 16 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等（第 20 条）

関税を納付して輸入した貨物について、違約品（契約の内容と相違する貨物）であるため返送することがやむを得ない場合、個人的な使用に供する通信販売物品であってその品質等が輸入者の予期しなかったものであるため返送することがやむを得ない場合、又は輸入後法律により販売若しくは使用等が禁止されるに至ったため輸出することがやむを得ない場合に、当該貨物を輸出し又は輸出に代えて廃棄した場合には、その関税が払い戻される。

本条は、国際商取引の特殊性を考慮し、輸入者の責に帰すべからざるやむを得ない事由により、輸入によって経済的な期待を果たせなかつたものについて、その関税を払い戻すことにより、輸入者を救済しようとするものである。

## 1. 戻し税の要件

### （1） 対象貨物

この規定による関税の払戻しは、次に掲げる貨物に該当する場合に受け取ることができる。

#### ① 違約品（第 1 項第 1 号）

品質又は数量等が契約内容と相違するため、返送（輸出）することがやむを得ないと認められる貨物

「契約内容と相違する」とは、輸入契約に定める品質等が実際の輸入貨物の品質等と相違する場合のほか、以下の場合も含まれる。ただし、これらの場合でも輸入者があらかじめ品質等の相違を承知して輸入した場合は該当しない。

イ. 契約の内容には品質等の取り決めはないが、製造者から公表されている品質等と輸入された貨物の品質とが相違する場合。

ロ. 契約又は公表の内容である品質等と輸入貨物の一部の品質等とが相違する場合。

ハ. 契約又は公表の内容である品質等と輸入貨物の品質等とが形式的には合致するが、契約の段階

では想定できない不測の事態又は見込み違いがあり、輸入者が契約当初期待していたような効果が得られない場合。ただし、その見込み違いが投機的色彩の濃いもの、委託販売契約のもの等で結果として見込み違いになるもの、その他輸入者の自己責任によるものは含まない。

② 個人が通信販売により輸入した物品（第1項第2号）

通信販売により販売された個人的な使用に供する物品で、品質等（色、サイズ等）について輸入者が予期しなかったものであるため、返送することがやむを得ないと認められる貨物

③ 輸入後における法令の制定・改正等により販売等が禁止された貨物（第1項第3号）

輸入後に法令（これに基づく処分を含む。）により、その販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されるに至ったため、輸出することがやむを得ないと認められる貨物

「法令（これに基づく処分を含む。）により」とは、法律、政令又は省令の制定又は改正による場合のほか、告示、地方公共団体の条例の制定又は改正による場合を含む。ただし、既存の法令に基づく検査の強化、通達の制定又は改正による場合は含まない。

## （2）戻し税を受ける条件

① 返送（輸出）する場合

輸入時の性質及び形状に変更を加えないで、輸入許可の日から6月以内に保税地域又は他所蔵置場所に搬入することが必要である。

なお、保税地域等への搬入期限が限定されているのは、貨物の同一性の確認を容易にするためであるが、6月を超えることがやむを得ないと認められる理由があり、税関長の承認を受けた場合には、6月を超えて1年以内の期間で税関長が指定する期間まで延長することができる。

② 廃棄する場合

輸出に代えて貨物を廃棄することがやむを得ないと認められる場合には、これを輸入許可の日から6月以内に保税地域等に搬入し、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄を行うことが必要である。

## 2. 戻し税の額

払い戻される関税の額は、次のとおりである（定率令第55条）。

① 返送（輸出）した場合

輸出された貨物について納付された関税の全額である。

ただし、機械の一部分を構成する部分品の交換のため返送する場合に払い戻される関税の額は、当該部分品に対する税率による額ではなく、その機械についての関税額を価格により按分して計算し、その部分品に対応する額である。

② 廃棄した場合

廃棄による残存物がないとき及びその廃棄による残存物が無税品であるときは、納付した関税の全額である。

なお、その廃棄により生じた残存物中に有税品があるときは、その残存物を輸入する場合に課される関税額に相当する額を、承認を受けて廃棄した貨物について納付した関税の全額から控除した額である。ただし、有税品の数量、価格が、き少であって、払戻し額の算定上、さしたる影響がないと認められるときは、便宜、残存物が生じなかったものとして取り扱って差し支えない。

## 3. 払戻しの手続

### (1) 保税地域等への搬入手続

関税の払戻しを受けようとする者は、違約品等を保税地域等に搬入したときは「違約品等保税地域搬入届」を保税地域等の所在地を所轄する税関長に提出する。税関は、違約品等の搬入を確認したときは、違約品等保税地域搬入届受領書として届出者に交付する（定率令第 56 条第 1 項及び第 2 項）。

### (2) 輸出する場合の手続

関税の払戻しを受けようとする者は、違約品等を輸出しようとするときは、輸出申告の際に、「違約品等の輸出に係る関税払戻し申請書」に違約品等であることを証する書類、輸入の許可書及び違約品等保税地域搬入届受領書を添えて、税関長に提出しなければならない（定率令第 56 条第 1 項）。

### (3) 廃棄する場合の手続

違約品等を輸出に代えて廃棄しようとするときは、「滅却（廃棄）承認申請書」に、違約品等であることを証する書類、貨物を廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類、輸入の許可書及び違約品等保税地域搬入届受領書を添付して、違約品等を搬入した保税地域等を所轄する税関長に提出しなければならない。税關で廃棄を承認したときは、承認書を申請者に交付する（定率令第 56 条第 2 項）。

また、違約品等を廃棄した場合は、「違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」に、税關の確認を受けて交付された廃棄承認書を添えて、その廃棄を承認した税關長に提出しなければならない（定率令第 56 条第 3 項）。

## 第 17 節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等（第 20 条の 2）

定率法別表の税率中には、国内産業の状況等を考慮して、貨物が輸入許可後に特定の用途に供されることを要件とし、一般の税率よりも低い税率（「軽減税率」）が定められている場合がある。

軽減税率の適用は、徴収すべき関税の一部又は全部を免除するという形態をとっていないので一般の減免税制度とは異なるが、特定用途に供されることを条件に関税負担を軽減し、輸入後一定の期間内にその貨物を所定の用途以外の用途に供することが禁止され、これに違反した場合には罰則の適用があるほか、その解除条件が成就すれば一般の税率により計算した関税額と軽減税率により計算した関税額との差額が徴収されるという実質面から、これは「制限的解除条件付減免税」と類似した制度とみることができる。

### 1. 対象貨物及びその税率

軽減税率が適用される貨物は、定率令第 57 条に指定されている品目であり、適用される軽減税率は、定率法別表の品名欄に輸入後における特定の用途を指定することにより、一般税率よりも低い税率が定められている（第 1 項）。

（例）

1104.23	一 コーンフレークの製造に使用するもの	16.2% (軽減税率)
	二 その他のもの	25% (一般税率)

### 2. 軽減税率に係る手続等

軽減税率の適用を受けようとする者は、その輸入申告（特例申告）の際に、「軽減税率等適用明細書」を税関長に提出しなければならない。また、輸入申告は当該貨物を使用する者の名をもってしなければならない（定率令第 58 条）。

軽減税率の適用を受けた者は、その適用を受けた貨物についての帳簿を備え、軽減税率の適用を受けた用途に供した年月日及び場所等必要な事項を記載しなければならない（定率令第 59 条）。

また、税関から要求があった場合は、当該貨物の使用状況に関する報告書を提出しなければならない（定率令第 60 条）。

### 3. 用途外使用等の禁止

軽減税率の適用を受けた貨物については、その輸入の許可の日から 2 年以内に軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡することが禁止されており、これに違反した場合は、関税法第 112 条の 2 の規定により罰則が適用される。ただし、やむを得ない理由がある場合において、税関長の承認を受けたときは除かれる（第 2 項）。

### 4. 関税の徴収

軽減税率の適用を受けた貨物については、税関長の承認の有無にかかわらず、用途外使用等が行われた場合は、その貨物について、一般の税率により計算した関税額と軽減税率により計算した関税額との差額に相当する額の関税が直ちに徴収される。ただし、軽減税率の適用を受けた貨物が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合、税関長の承認を受けて減却された場合には、関税は徴収されない。また、用途外使用の承認を受けた貨物について変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった場合には、申請により定率法第 10 条第 1 項（変質、損傷等の場合の減税）の規定に準じてその関税が軽減される（第 3 項）。

## 第 18 節 関税の軽減、免除等を受けた物品の転用（第 20 条の 3）

定率法の規定に基づく関税の減免税制度のうち、輸入後貨物が一定の期間特定の用途に供されることを条件とする条件付減免税（軽減税率の適用を含む。）については、その減免税の適用を受けた貨物が他の用途に転用された場合には、直ちにその関税を徴収することとされている。しかし、その転用後の用途が、他の減免税規定に掲げる用途に該当するときは、これを用途外使用として課税することは酷であり、減免税制度の趣旨においても徴収すべき必然的理由はないので、所定の手続を経てこのような転用が行われる場合には、関税を徴収しないこととしている。

### 1. 転用の要件

定率法第 13 条第 1 項（製造用原料品）、第 15 条第 1 項（特定用途免税貨物）、第 16 条第 1 項（外交官用貨物等）、第 17 条第 1 項（再輸出免税貨物）、第 19 条第 1 項（輸出貨物の製造用原料品）又は第 20 条の 2 第 1 項（軽減税率適用貨物）の規定により関税の軽減、免除又は軽減税率の適用を受けた貨物が、その軽減、免除又は軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとする者が用途外使用等について税関長の承認を受けることを必要とするときは、当該承認を

受けるとともに、次の要件を満たしていることについて税関長の確認を受けなければならない（第1項）。

- ① 新たな用途に供するため転用しようとする時に当該物品が輸入されるものと仮定した場合に、その用途等が減免税規定の適用を受けることができる。
- ② 免税と減税相互間の転用及び減税の場合は減税率が異なる減税規定相互間の転用でないこと。

なお、関税を徴収しないで転用が認められる具体例として次のような場合が考えられる。

- 定率法第15条第1項（特定用途免税貨物）における特定の号に該当する物品を同項の他のいずれかの号の用途に転用する場合
- 定率法第17条第1項（再輸出免税貨物）における特定の号に該当する物品を同項の他のいずれかの号の用途に転用する場合
- 定率法第17条第1項第10号該当の自動車を、同じ輸入者が引き続き個人的な使用に供して同法第15条第1項第9号の引越免税自動車に転用する場合

## 2. 転用確認の手続

転用が定率令第61条の2に定める要件に該当することの税関長の確認を受けようとする者は、「減免税物品の転用確認申請書」に、新たな用途に係る減免税規定の適用を受ける場合に必要とされる書類を添付して、その確認を受けようとする貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（定率令第61条の2第2項）。

## 3. 転用後の取扱い

転用について税関長の確認を受けた場合には、当該確認を受けた時に、転用後の用途に係る減免税規定を受けて輸入を許可されたとみなされる。したがって、一定期間、用途外使用の制限がある減免税規定の場合においては、当該確認の時点から新たに期間の算定が行われる（第2項）。